

日高村
高齢者福祉計画
及び
第9期日高村
介護保険事業計画

令和6～8年度
(2024～2026年度)

令和6年(2024年)3月

日高村

ごあいさつ

日高村長

戸 梶 眞 幸



わが国の高齢化が進んでいる状況の中でも、村では令和 5 年度 12 月末現在で高齢化率が 42.99%と高齢者を取り巻く現状は全国的な傾向よりも早く進んでいます。

一方、それらを支える若い世代は減少を続けており、今後の高齢社会をどのように支えていくかが村の大きな課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅療養、在宅介護の重要性が高まり、医療と介護の連携強化がますます必要となっています。

その反面、退院後の生活を支える訪問介護をはじめとする介護サービスの人材不足も全国的な課題となっています。

日高村に住むすべての人がいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、介護や支援を必要とする人を地域で支える環境づくりが必要となります。そこで、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送るための健康づくり・介護予防・生きがいづくり・認知症施策等を推進していかなければなりません。

地域で支える環境づくりとして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に引き続き重点的に取り組む必要がありますし、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、また「段階のジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に立ち向かうべく、協議体や生活支援コーディネーターと協力し、地域の実情の把握に努め、日高村の実情に合わせた地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいかなければなりません。

以上の事をふまえ、第6次日高村総合振興計画に掲げる「安全・安心で笑顔と希望あふれる村」を念頭に置き、高齢者福祉施策と介護保険事業を一体的にまとめた「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定させていただきました。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました各委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

今後より一層、日高村の高齢者福祉、介護保険事業の充実に取り組んでまいりますので、村民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	5
3 計画の策定体制	7
4 日常生活圏域の設定	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	10
1 日高村における概況と特性	10
2 高齢者に関わる施策の実施状況	28
3 高齢期の暮らしや介護に関わる実態と意識	41
第3章 計画の基本的な考え方	70
1 計画の目標	70
2 重点項目～地域包括ケアシステムの深化・推進～	71
3 高齢者等の将来推計	73
第4章 高齢者施策の推進	75
1 いきいき健康づくり	76
2 みんなが安心して暮らせる村づくり	81
3 質の高い介護保険サービスが適切に提供できる体制づくり	91
第5章 介護保険事業等の今後の見込み	97
1 事業量及び保険料推計の手順	97
2 サービス利用者数と給付費の見込み	98
3 第9期における介護保険料	102
第6章 計画の推進に向けて	108
資 料	109

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

日高村では、村づくりの指針である「第6次日高村総合振興計画」において、日高村の将来像を「安全・安心で笑顔と希望あふれる村」と定めています。また、高齢期の健康づくりや生きがいづくり、福祉・介護サービスの充実など、高齢者に関わる施策については、平成12年度(2000年度)以降8期にわたり「高齢者(保健)福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

このうち前計画である「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」では、計画の基本理念として「健康でだれもが安心して暮らせる思いやりのある村づくり」を掲げるとともに、重点項目として設定した「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて取り組んできました。

このような状況の中、「日高村高齢者福祉計画及び第9期日高村介護保険事業計画」(以下、「本計画」とします。)は、介護保険法等の規定による3年ごとの計画改定時期を迎えるにあたって、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)、また「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、日高村における「地域包括ケアシステムの深化・推進」をめざすための「地域包括ケア推進計画」として、高齢者に関わる各種施策の基本的な方向性と具体的な取組方策を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画策定の背景

《高齢化と平均寿命の延伸》

わが国の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、令和5年(2023年)9月1日現在29.1%で、約3人に1人が65歳以上の高齢者、75歳以上人口が初めて2,000万人を超え、10人に1人が80歳以上となっています。なお、1950年以降、初めて高齢者数は減少しました。また、平均寿命については延伸傾向にあり、令和4年簡易生命表によると、男性の平均寿命は81.05年、女性の平均寿命は87.09年で、世界的にトップクラスとなっています。

一方、日高村における令和2年(2020年)10月1日現在（国勢調査）の高齢化率は43.1%と、全国的な傾向を先行する状況にあります。

疾病予防と健康増進、介護予防などによって「日常生活に制限のある期間」を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

このため、高齢者の一人ひとりが生きがいづくりや介護予防、認知症予防などに主体的に取り組むことができる環境づくりを推進し、高齢者の健康長寿に向けた取組を促進する必要があります。

《見守りを必要とする世帯の増加》

令和2年国勢調査によると、本村の65歳以上の高齢者のいる世帯は一般全世帯の64.4%を占め、その世帯構造をみると、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯が65歳以上単独世帯と合わせて38.4%を占めています。

このため、見守り施策や成年後見、虐待防止など、高齢者の権利を守る施策を充実し、日常生活の安心を確保していく必要があります。

《認知症高齢者の増加》

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。認知症施策推進関係閣僚会議が令和元年(2019年)6月に示した「認知症施策推進大綱」では、平成30年(2018年)に認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれていると記載しています。

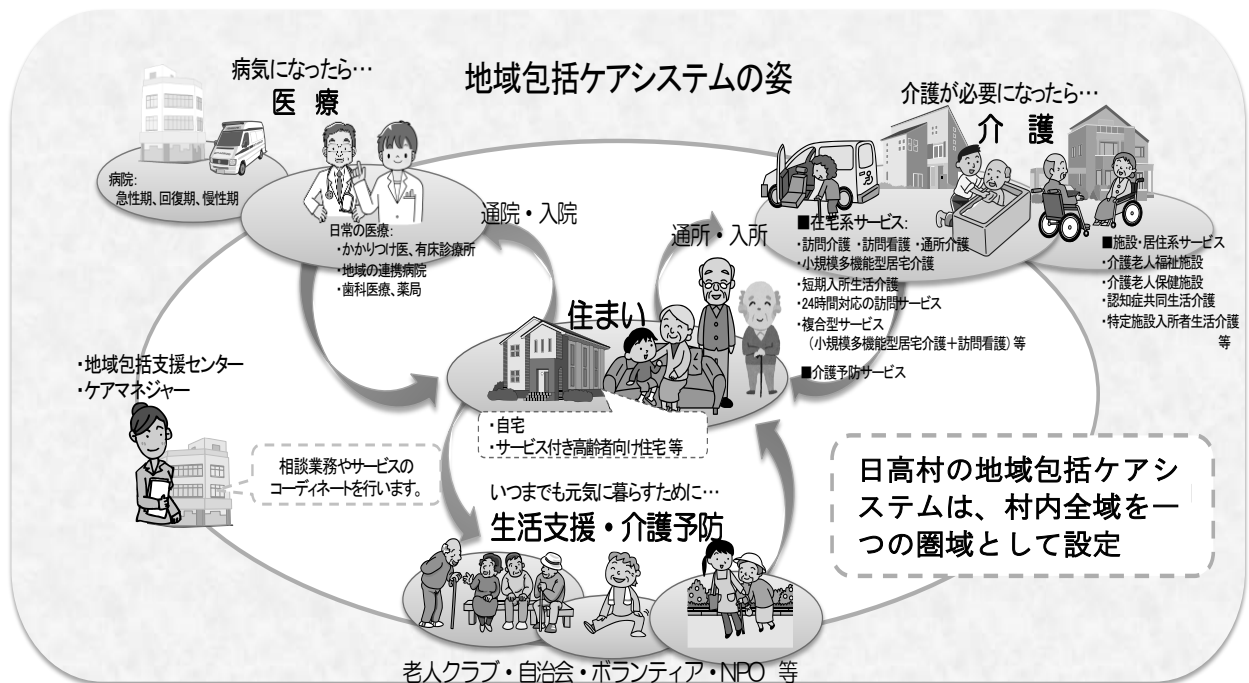
高齢者の尊厳を保ち、一人ひとりの個性を尊重することを基本として、認知症の症状や進行具合に応じた適切な介護のあり方、周囲の人々が認知症高齢者の不安を理解し、認知症高齢者本人の生活安定と家族の負担軽減を図っていくことが重要な課題となっています。

《地域包括ケアシステムの深化・推進》

このような状況に対応するため、国は、第6期計画から「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて地域包括ケアを一層推進するために、医療介護総合確保推進法に基づく在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化などの施策を段階的に構築してきました。

令和7年(2025年)、また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、引き続き第9期計画においても、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが求められています。

地域包括ケアシステムの全体像



資料：厚生労働省資料をもとに一部改変

(3) 計画見直しにおける基本的な考え方

国において、第9期計画では、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けており、基本指針のポイントは以下の通りとなります。

①介護サービス基盤の計画的な整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方等を含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保する必要性と、医療と介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要とされています。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域密着型サービスの普及と複合的な在宅サービスの整備を推進し、訪問リハビリテーションや介護老人保健施設による在宅療養支援の充実をポイントに挙げられています。

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進することが望まれています。

また、認知症に対する社会の理解を深め、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図り、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことを重点にしています。

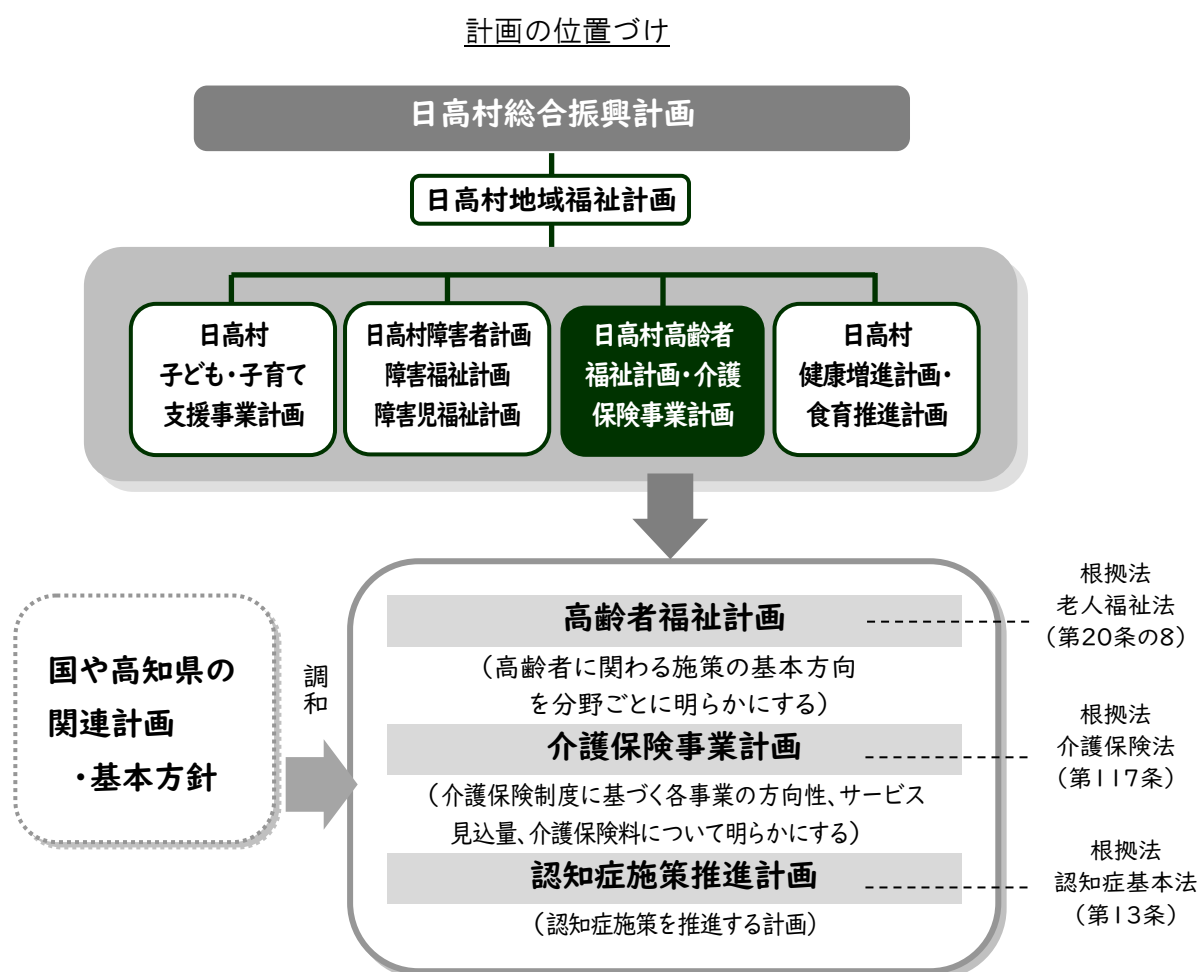
③その他

デジタル技術を活用した、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備し、保険者として給付適正化をさらに充実し、内容の充実と見える化をさらに図ることとされています。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」と、令和6年1月1日に施行された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定で市町村が定めるよう努めるものとされている「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもので、日高村の高齢者に関わる福祉施策をはじめ、生きがいづくりや支えあいの地域づくり、生活環境づくりなど関連施策の方向性と、介護保険サービス見込量及び介護保険料について明らかにしていくものです。また、国や県の福祉関連計画の内容を十分に踏まえながら、行政執行の指針である「第6次日高村総合振興計画」における高齢者福祉分野に関する計画として位置づけ、関連計画等との整合・調整を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、介護保険料については、計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされているため、次回は令和8年度(2026年度)に見直しを行い、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とする新たな計画を策定することとなります。

計画の期間

H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
						▲ 団塊の世代が75歳に					
令和7(2025)年までの見通し											
第7期									令和22(2040)年までの見通し		
見直し			第8期								
			見直し			第9期					
						見直し			第10期		

3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、介護保険被保険者や認定者の生活実態等を明らかにするため、村内の高齢者および村内事業所を対象とするアンケート調査等を実施し、これらの調査結果を計画策定の基礎資料としました。

策定作業としては、高齢者福祉事業、介護保険事業に関わる実務担当者により施策の現状把握や課題の整理、素案の作成・検討を行い、住民（被保険者）の代表や保健福祉関係者、学識経験者等によって構成される策定委員会において、素案を審議・策定しました。

○被保険者に対する実態調査の実施

計画策定にあたって、高齢者の生活実態や意向等を把握するため、令和5年(2023年)4月に下記のアンケート調査を実施し、計画づくりに反映しました。

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
目的	高齢者の生活実態や意向等を把握するため	
対象	・ 65歳以上の介護認定を受けていない高齢者 ・ 要支援1・2の方	・ 要介護認定者で、在宅サービスを受給されている方
調査期間	令和5年4月1日～21日	
回収数	1,081件	113件
有効回収率	60.9%	50.2%

○村内事業所に対する実態調査の実施

計画策定にあたって、介護サービス利用者の実態、事業所における介護職員の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討するため、令和5年(2023年)5月に下記のアンケート調査を実施し、計画づくりに反映しました。

調査名	在宅生活改善調査
目的	在宅生活の維持が困難になっている介護サービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討するため
対象	・ 村内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネージャー
調査期間	令和5年5月10日～26日
回収数	3事業所
有効回収率	100%

調査名	居所変更実態調査
目的	過去１年間の新規入居・退去者の流れや、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため
対象	・介護老人福祉施設事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所
調査期間	令和５年５月10日～26日
回収数	３事業所
有効回収率	100%
調査名	介護人材実態調査
目的	年齢別・資格有無別等の分析を行い、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討するため
対象	・介護老人福祉施設事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所
調査期間	令和５年５月10日～26日
回収数	12事業所
有効回収率	80.0%

○策定委員会による検討・審議

介護保険被保険者代表や、社会福祉協議会やサービス事業者などの保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者などからなる「日高村高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定委員会」において、施策の方向性や計画案に対する意見をいただきました。

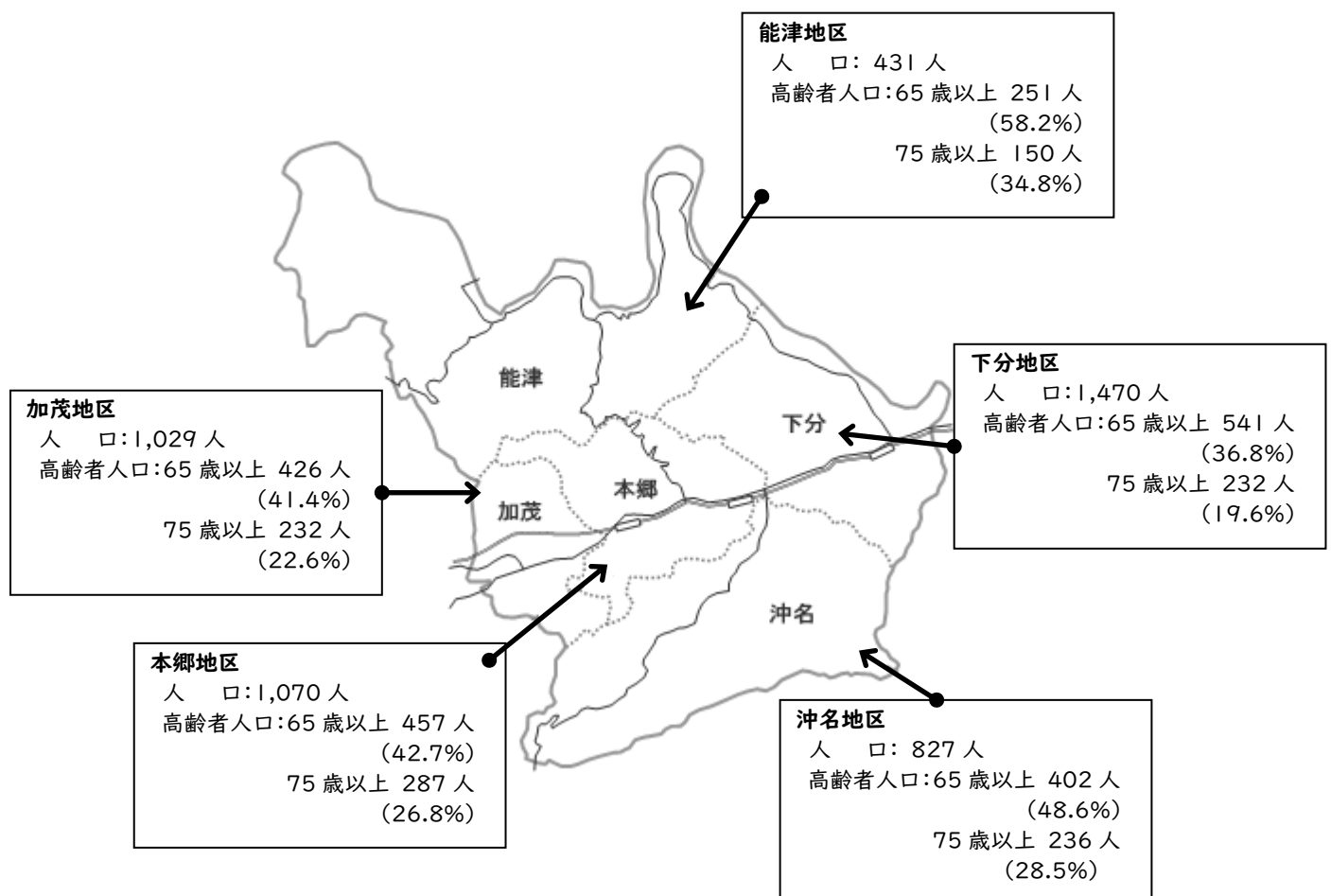
4 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護保険サービス等の基盤整備のあり方を明らかにするため、地域特性に応じた日常生活圏域を定める必要があります。

日常生活圏域の設定にあたっては、在宅での生活を望む要介護・要支援高齢者が、住み慣れた地域でのつながりを失うことなく、なじみのスタッフによる必要なサービスが提供されることや、要介護状態になるおそれのある高齢者を発見し、適切なサービスにつないでいくなど、地域との密接な関係を維持し、様々なサービスを継続的・包括的に提供できることが必要となります。

第9期計画においても、第8期計画に引き続き、村全体を1圏域と設定し、村域全体を1つの日常生活圏域としてとらえ、圏域内の様々な社会資源の連携による地域包括ケアシステムの構築に努めます。

村内各地区の人口・世帯数（令和5年(2023年)9月末）



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 日高村における概況と特性

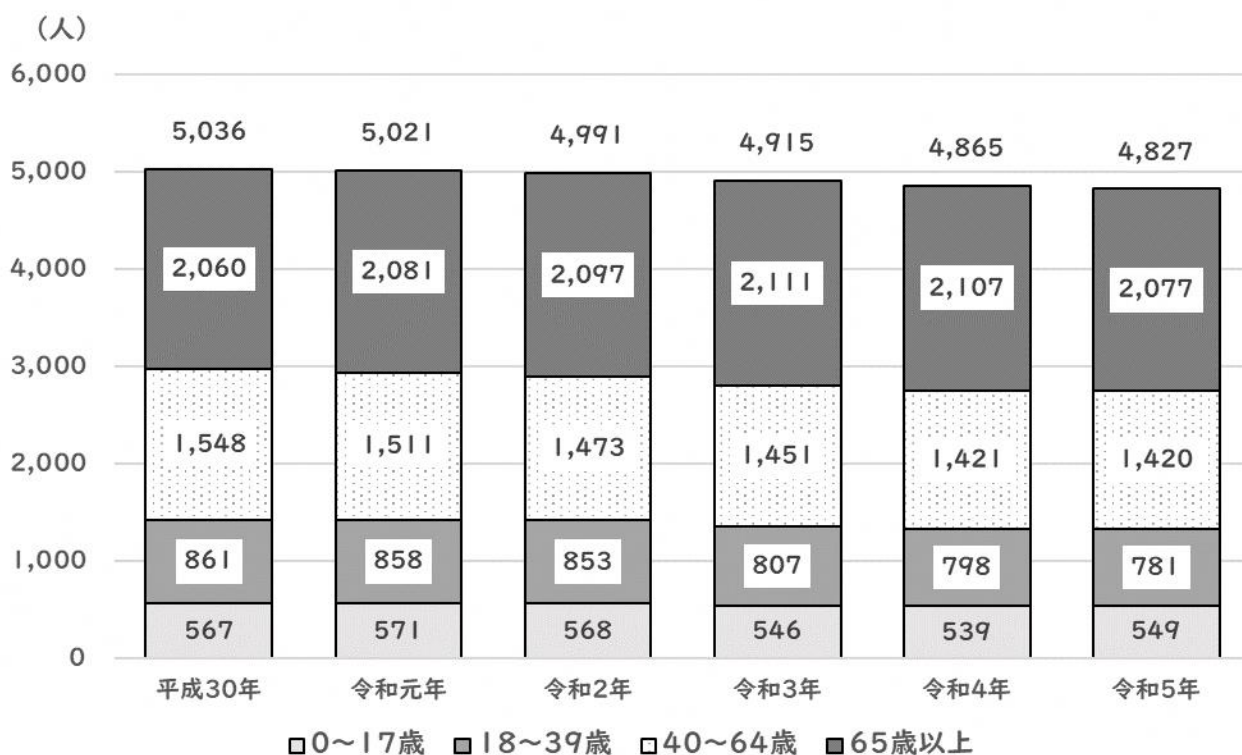
(1) 人口・世帯数

日高村の令和5年(2023年)9月末現在の人口総数は4,827人、世帯数は2,456世帯です。

人口については、減少傾向が続いています。世帯数については、核家族化やひとり暮らし世帯の増加等を反映して増加傾向にあり、1世帯あたりの人数(平均世帯人員)は、1.97人となっています。

年齢別人口構成では、65歳以上の高齢者の割合は43.0%に達し、少子高齢化が進んでいます。

人口総数と年齢階層別人口の推移



※住民基本台帳人口(各年9月末現在)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

高齢化が進むとともに、高齢者と同居したり、高齢者のみで構成される世帯が増加し、全世帯の過半数を占めています。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加しています。

高齢者世帯の状況

	世帯数			構成比	
	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯
一般世帯数	1,975	603	460	30.5%	23.3%
65歳以上世帯員がいる世帯	1,272	414	354	32.5%	27.8%
75歳以上世帯員がいる世帯	754	245	198	32.5%	26.3%
85歳以上世帯員がいる世帯	304	100	55	32.9%	18.1%

※令和2年国勢調査

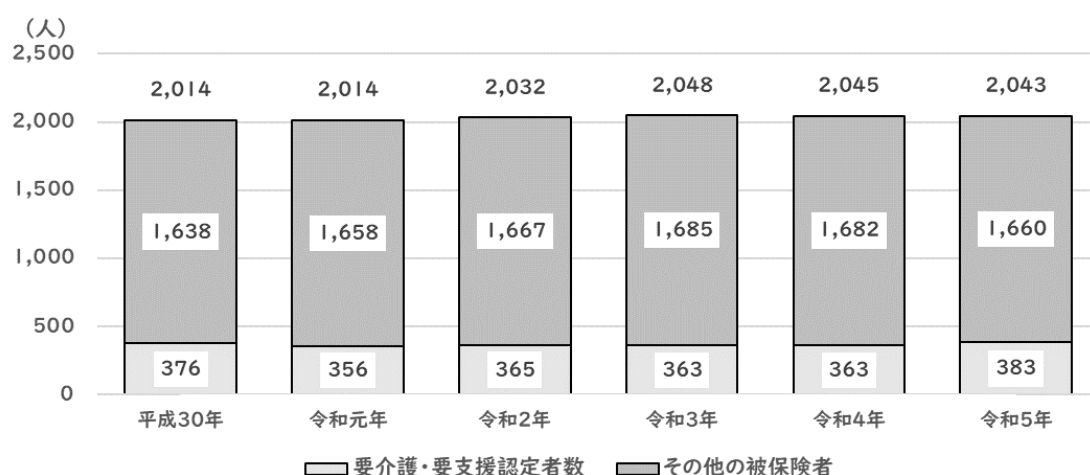
一般世帯とは、①住居と生計をともにする人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者、③それらの世帯と住居をともにして別に生計を維持している単身者、④会社や官公庁などの寮・寄宿舍等に居住する単身者のいずれかの世帯をいい、長期入所・入院者など「施設等の世帯」に属する世帯は含まれません。

(3) 要介護・要支援認定者の状況

日高村の要介護・要支援認定者数は、令和5年(2023年)3月末現在388人で、第1号被保険者が383人、第2号被保険者が5人となっています。このうち第1号被保険者についてみると、認定者数は平成30年(2018年)3月末と比べて7人、1.9%の増加となっています。

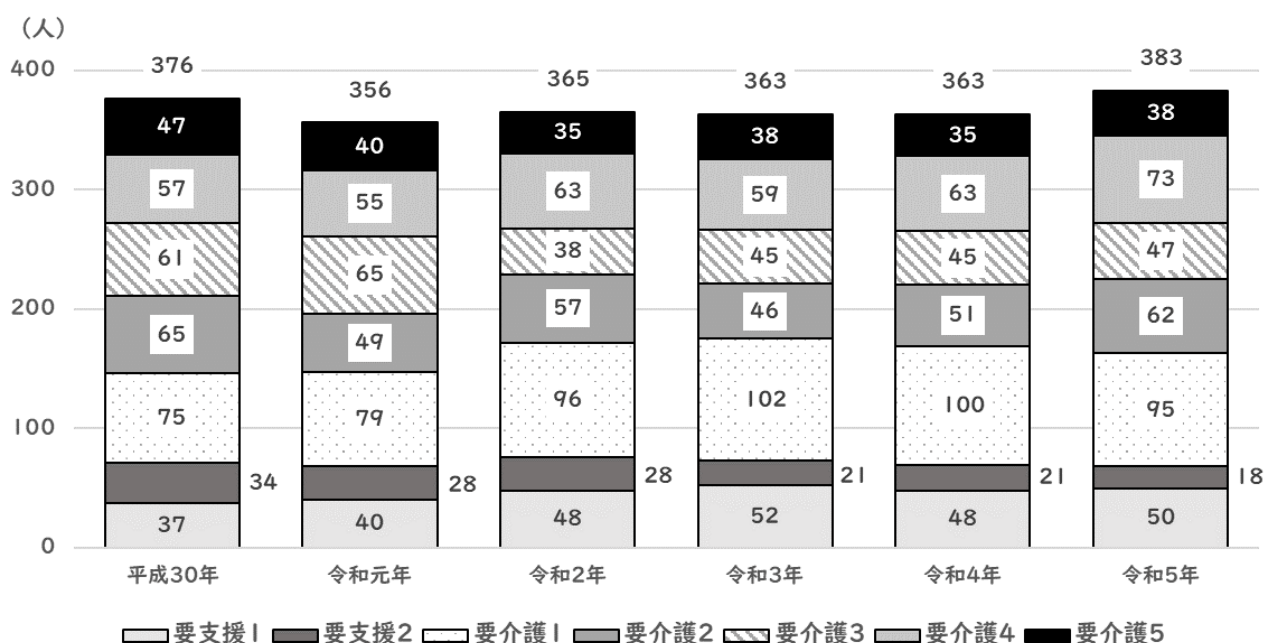
介護度別に認定者数の推移をみると、各介護度によって増減傾向にばらつきが見られますが、平成30(2018年)年と比較して令和5(2023年)年では、要支援2、要介護2・3・5の認定者が減少となっています。

第1号被保険者数及び要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)の推移



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム(各年3月末現在)

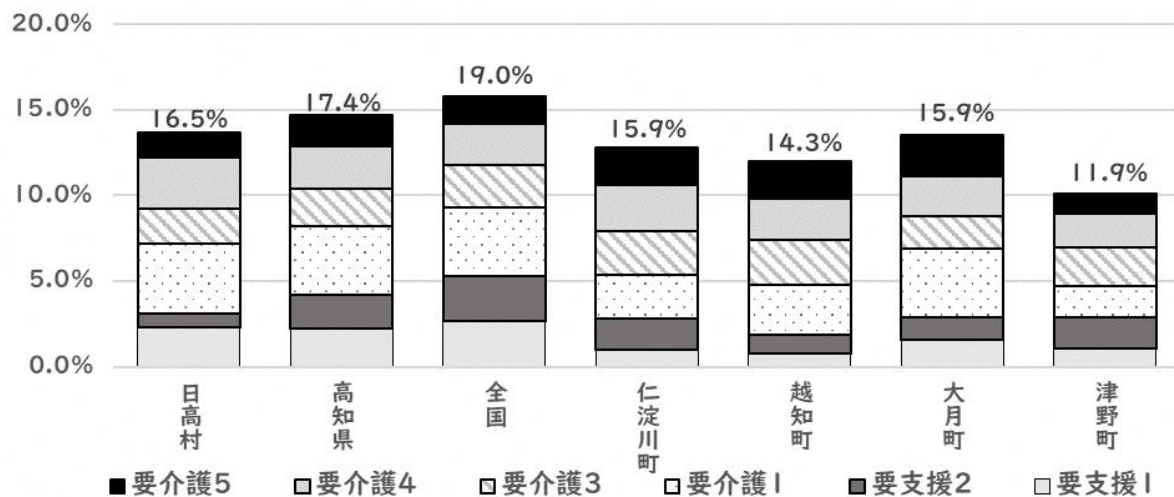
介護度別要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)の推移



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム(各年3月末現在)

第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合（調整済み認定率）の状況をみると、令和4年(2022年)3月末現在、日高村は16.5%で、全国や高知県の平均より低い水準にあります。

認定率の全国・高知県・同規模自治体との比較（令和4年(2022年)3月末）



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

第8期における要介護・要支援認定者数について計画値と実績値を比較すると、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて認定者数は若干減少しとなっています。

このうち、介護度の高い認定者については、本人の高齢化による死亡、新型コロナウイルス感染症拡大影響による施設サービス利用者の一時的な減少によるもの、また介護度の低い認定者については日高村として介護予防の取組に力を入れてきた成果として新たな要介護認定者が抑制される傾向になったものと考えられます。

要介護・要支援認定者数の第8期計画値と実績値

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2020年度)		令和5年度(2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
要介護度別	第1号被保険者	376	366	385	376	394	387
	要支援1	51	51	53	50	55	54
	要支援2	27	23	29	18	30	19
	要介護1	95	95	96	100	97	89
	要介護2	51	47	52	55	54	63
	要介護3	48	49	49	42	50	54
	要介護4	61	61	62	76	63	72
	要介護5	43	40	44	37	45	36
第2号被保険者		3	3	3	5	3	0
総数		379	369	388	381	397	387

※各年度とも3月末時点、令和5年度は10月末時点

(4) 高齢者を対象とするサービスの実施状況

現在、日高村で実施している高齢者サービスについては次のとおりです。

日高村高齢者サービス一覧

サービス		内 容	対象者	費用・場所・日時	窓 口
集 い	ふれあいサロン	交流の場です。百歳体操、創作活動・軽スポーツ等を行っています〔送迎あり〕	日高村在住の人	利用料 600円 日高村あったかふれあいセンター 月～金曜日(祝日は休み) 10時～15時	社会福祉協議会
	さろん下分	交流の場です。百歳体操、創作活動・軽スポーツ等を行っています〔送迎あり〕(さろん沖名・さろん加茂は、午後村内中心部への送迎をします。)	主に下分地区在住の人	利用料 600円 下分ふれあいプラザ 第3木曜日10時30分～14時	社会福祉協議会
	さろん沖名		主に沖名地区在住の人	利用料 600円 産業・郷土資料館、沖名集会所 第2・4木曜日 11時～14時	社会福祉協議会
	さろん本郷		主に本郷地区在住の人	利用料 600円 第2・第3金曜日 11時～14時 本郷多目的集会所	社会福祉協議会
	さろん能津		主に能津地区在住の人	利用料 600円 能津公民館 第3火曜日 11時～14時	社会福祉協議会
	さろん加茂		主に加茂地区在住の人	利用料 600円 加茂ふれあいプラザ 第2週以降の水曜日(第1週が祝日の場合は第3以降の水曜日) 11時～14時	社会福祉協議会
	地域ミニデイサービス	地域の集会所で行われる交流の場です。話をしたり、百歳体操、創作活動などを行っています。	日高村在住の65歳以上の人	利用料 600円 各地区の集会所等 地区ごとに月1回 11時～14時	JAにこにこ会日高支部
相 談	あったかふれあいセンター	地域で暮らす村民からの相談に応じます。	日高村在住の人	無料 日高村社会福祉センター 月～金曜日(祝日は休み) 8時30分～17時15分	社会福祉協議会
	在宅介護支援センター	地域で暮らす高齢者、障害者、ご家族からの相談に応じます。	主に日高村在住の65歳以上の人やご家族		
	地域包括支援センター	主に高齢者や障害者、ご家族からの介護や健康づくり等総合的な相談窓口です。	主に日高村在住の65歳以上の人やご家族	無料 日高村役場 月～金曜日(祝日は休み) 8時30分～17時15分	地域包括支援センター

サービス		内 容	対象者	費用・場所・日時	窓 口
生活支援	軽度生活援助事業	村民税非課税世帯（世帯全員）であって軽度な日常生活の援助を行うことで、在宅での暮らしを支援します。 例：家事の援助、外出時の付き添い等	日高村に住所を有する65歳以上の高齢者・高齢者夫婦・障害者・同居世帯、介護保険事業や障害者福祉事業の対象とならない人のうち、生活支援が必要と思われる人	1 時間 110円または330円 ※要申請 ヘルパーが自宅へ伺います 月～土曜日（祝日は休み） ※契約時に要相談 ※対象者かどうかは日高村地域ケア会議で審議します。 ※所得により制限があります	健康福祉課
	家事手伝い	日常生活に必要な援助をヘルパーが行います。	家事手伝いを希望される人	1 時間 1,200円＋交通費 ヘルパーが自宅へ伺います 月～金曜日（祝日は休み） ※契約時に要相談	日高わのわ会
	在宅配食サービス	お弁当を自宅に配達します。昼食、夕食の配達が可能です。	日高村在住の人	1 食 670円 月～土曜日（祝日は休み）	日高わのわ会
	治療食の配食	カロリー等を制限したお弁当を自宅に配達します。昼食、夕食の配達が可能です。	日高村在住の人	一般 1 食 670円 助成対象者 1 食 350円～450円 ※所得により異なります	健康福祉課
	買い物代行サービス	買い物を代行で行います。担当者が御用を聞きに伺って、注文を頂いた商品を日高村内の商店でお買い物し、配達いたします。	日高村在住の人	1 回あたり 100円 月～金曜日（祝日は休み） ※契約時に要相談	日高わのわ会
	入浴サービス	入浴の場を提供します。	日高村在住の人（但し、一人で入浴できる人に限ります）	無料 日高村社会福祉センター 月～金曜日（祝日は休み） 13時～15時	社会福祉協議会
				無料 老人憩いの家（下分） 月・水・金曜日 14時30分～18時30分	下分ふれあいプラザ
				無料 老人憩いの家（本郷） 月・木曜日 12時45分～15時45分	本郷ふれあいプラザ
	あったかふれあいセンター	地域のニーズの把握・対応とボランティアの活用などによって軽度の生活支援を行います。例：電球の交換等	日高村在住の人	無料 月～金曜日（祝日は休み） 8時30分～17時15分	社会福祉協議会
	日常生活用具給付	心身機能の低下によって防火等の配慮が必要な人に電磁調理器、火災報知機、自動消火器の支給購入に係る費用の一部給付を行います。	65歳以上で心身機能の低下によって防火等の配慮が必要な人	自宅に設置します 月～金曜日（祝日は休み） 8時30分～17時15分 所得により費用が発生します ※対象者かどうかは日高村地域ケア会議で審議します。 ※事前申請が必要です。	健康福祉課

サービス		内 容	対象者	費用・場所・日時	窓 口
生活支援	緊急通報装置	緊急時の通報を受信し、消防署や地域のボランティア等に連絡し、早急な対応を行います。相談があれば悩みをお聞きし、解消の手助けをします。	65歳以上の一人暮らしの人、これに準じた世帯の人、身体障害者などで、疾患等により見守りを必要とする人	無料 自宅のＩＰ告知端末に装置をつなぎます 24時間対応 ※対象者かどうかは日高村地域ケア会議で審議します。	社会福祉協議会 健康福祉課
	安否確認装置	赤外線による人感センサーで異常を感知し、関係機関へ通報します。	緊急通報装置を設置している人のうち対象となる人		
	徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見・保護できるよう、警察署等関係機関で速やかに情報共有ができる体制をとります。	日高村に住所を有し居住している人で、認知症に伴う徘徊の恐れがある人で事前に登録されている人	無料 ※要申請 日高村役場 月～金曜日（祝日は休み） 8時30分～17時15分	健康福祉課
健康	いきいき百歳体操	各地区の集会所や公民館でいきいき百歳体操を行います。	日高村在住の人	無料 各地区の集会所等 集会所ごとに決まっています	社会福祉協議会
	高齢者健康センター	筋力の向上等を目的に開発された機器があります。支援員がいますので気軽に利用できます。	村内外問わずどなたでも可能	60歳以上の村民 100円 60歳未満の村民 200円 中学生以下 無料 日高村高齢者健康センター 月～金曜日 9時～12時と13時～21時 土曜9時～12時と13時～17時 日曜13時～17時（祝日は休み） ※パワリハ教室実施中は火・金の午前中は利用できません	社会福祉協議会 健康福祉課
	パワーリハビリ教室	介護予防のための機器を使用した運動教室で、1クール24回です運動指導員がついて指導します。 〔送迎あり〕	65歳以上で教室参加が望ましいと判断された人。興味のある人は地域包括支援センターまでご相談下さい	教室 1 回 400円 コスモスの里 教室開催期間の火・金曜日（祝日は休み） 10時～12時 24回（約3か月間）	地域包括支援センター
	ウォーキング教室	ウォーキングや健康づくりについて健康運動指導士が指導します。	日高村在住の人	無料 村内各地区	日高村保健センター
	「いやっし～土佐」への送迎	土佐市の健康増進施設「いやっし～土佐」へ送迎を行っています。プールやトレーニングルームなどが利用できます。 ※前日12時までの予約が必要です	日高村在住の人	送迎のみ無料 「いやっし～土佐」の利用料 一般 500円 60歳～74歳 300円 75歳～ 150円 火曜日と金曜日の13時～15時 ※祝日の場合等詳しくは健康福祉課にお問い合わせください	健康福祉課

サービス		内 容	対象者	費用・場所・日時	窓 口
送迎	デマンドバス もへいくん	電話予約で、日高村内の目的地まで送迎します。 買物に行ったり、駅まで行くのに便利です。	村内外どなたでも利用できます	1回 200円 村内のご希望の場所まで送迎します 月～金曜日 8時～12時と13時～15時半頃 土・日・祝日 8時～12時と13時～16時 ※月～金曜日(祝日は除く)の朝夕は定時・定路線運行 ※予約は島崎ハイヤー	企画課
	買物サービス	村内中心部への送迎をします。	大花地区在住の65歳以上の人	無料 村内中心部の間を送迎します 毎月第四水曜日(大花地区)	健康福祉課
住まい	高齢者生活支援ハウス	6か月以上住所を有しかつ居住している人で原則60歳以上の独居を含む高齢者世帯に属する人等で独立した生活に不安があるものに対する高齢者の住まいです。	左の要件に加え、自立した生活ができる共同生活に支障がない、介護保険サービスを受けても支援があれば生活できます	所得に応じて0円から50,000円まで ※上記利用料とは別途に、電気代等の費用が発生します	健康福祉課

(5) 介護保険事業の実施状況

①介護保険サービスの提供体制

介護保険サービス事業所の立地状況は次のとおりです。太枠部分の地域密着型サービスについては、原則、日高村民は利用できません。

介護保険サービスの立地状況

	日高村に存在するサービス	日高村に存在しないサービス
居宅 (介護予防) サービス	訪問介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護	訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
施設 サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介護医療院

日高村に存在するサービス事業所数

サービス名称	村内の状況	
	第7期計画	第8期計画
訪問介護	2事業所	2事業所
訪問看護	1事業所	1事業所
通所介護	2事業所	2事業所
通所リハビリテーション	1事業所	1事業所
短期入所生活介護	2施設	2施設
地域密着型通所介護	1事業所	1事業所
認知症対応型通所介護	1事業所（グループホーム併設型）	1事業所（グループホーム併設型）
認知症対応型共同生活介護	2事業所（3ユニット）	2事業所（3ユニット）
介護老人福祉施設	1施設（80床）	1施設（80床）

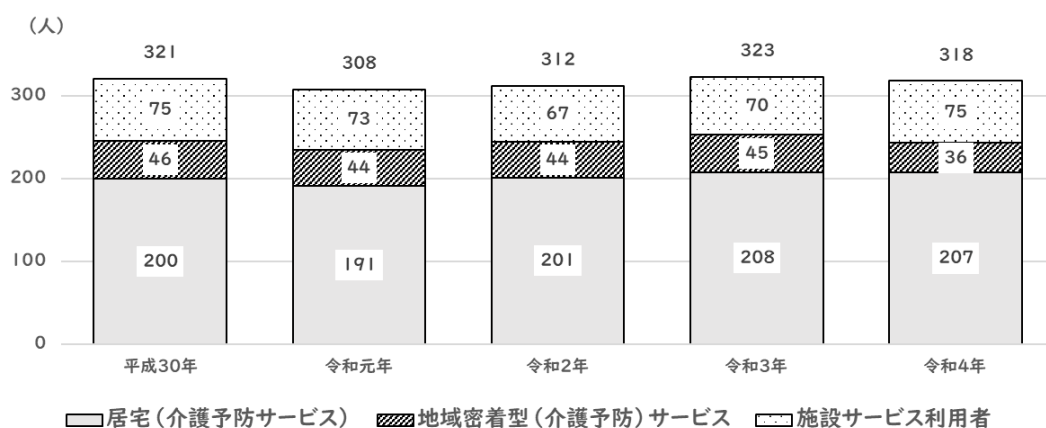
②介護保険サービス受給者の状況

介護保険サービスの受給者数（利用者数）については横ばい状況が続いていましたが、近年やや増加しています。

サービスの種類別にみると、居宅（介護予防）サービスの受給者数は令和元年（2019年）まで減少傾向が続き、令和2年（2020年）になって増加に転じました。

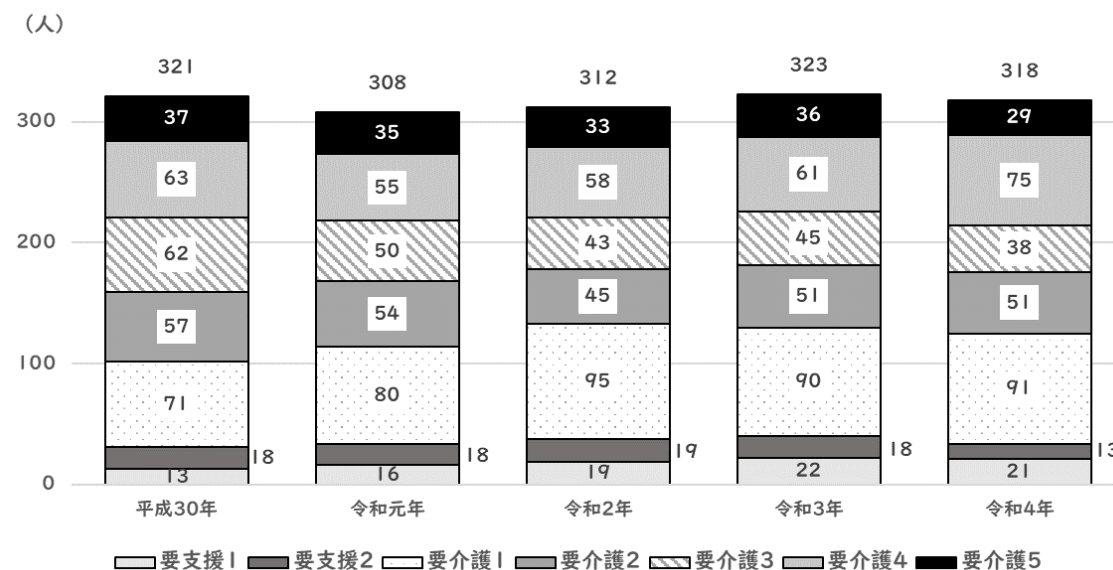
地域密着型（介護予防）サービスについては、令和3年（2021年）まで横ばい状況が続いていましたが、令和4年（2022年）は減少に転じています。また、施設サービスについては令和2年（2020年）まで減少傾向が続いていましたが、令和3年（2021年）には増加に転じ、令和4年（2022年）は平成30年（2018年）と同等になっています。

サービス種類別受給者数の推移（重複含む）

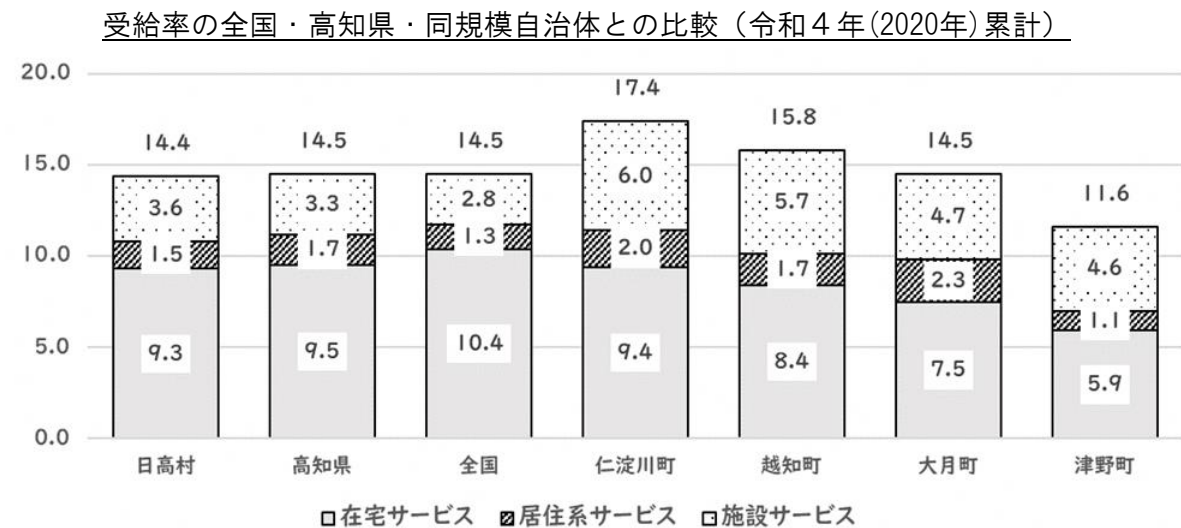


介護度別にみると、要介護1・4の占める割合が高くなり、要介護3・5の受給者数が減少しています。

要介護度別受給者数の推移



第1号被保険者に占める介護保険サービス受給者の割合（受給率）の状況をみると、日高村は高知県の平均とほぼ同じ水準となっており、全国平均より施設サービスの占める割合が高くなっています。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

介護保険サービスのうち、施設サービスと居住系サービスの利用者数について第8期計画で見込んだ利用者数と実績値を比較した結果は下表のとおりです。

施設サービスの利用者は増加し、計画で見込んだ値を大きく上回る状況となっています。リハビリを必要とする介護老人保健施設の利用が急増したこと、これは病気の発症や状況の変化に関係するとも考えられます。また、介護療養型医療施設からの転換が見込みよりも進んでいません。

居住系サービスについては、ほぼ計画で見込んだとおりとなっています。

施設・居住系サービスの月あたり利用者数（第8期計画値と実績（見込）値）

(単位：人)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
施設サービス	介護老人福祉施設	47	43	50	45	51	47
	介護老人保健施設	9	12	9	13	9	18
	介護療養型医療施設	6	5	6	7	0	7
	介護医療院	7	5	7	9	13	8
	計	69	65	72	74	73	80
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	5	4	5	4	6	4
	認知症対応型共同生活介護	27	27	27	27	36	28
	計	32	31	32	31	42	32
合 計		101	96	104	105	115	112

※実績（見込）値については、各年度の月あたり平均利用者数。計画で見込まず実績のないサービスについては記載を割愛しています。

資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告）

要介護１以上の人を対象とする居宅サービス及び地域密着型サービス（居住系サービスを除く）の利用者数について第８期計画で見込んだ利用者数と実績値を比較した結果は下表のとおりです。

施設利用者の増加、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、一部を除いて計画で見込んでいた利用者数を大きく下回っています。第８期の期間内をとおして、居宅サービスでは、「訪問看護」「通所リハビリテーション」「福祉用具貸与」、地域密着型サービスでは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用者数が計画を上回っています。

小規模多機能型居宅介護については、日高村と地域密着型サービス運営委員会で必要性等の検討を行い、整備が必要であるという見解に至らなかったため、村内でのサービス提供は行われず、実績ありませんでした。

居宅・地域密着型サービスの月あたり利用者数（第８期計画値と実績（見込）値）

(単位：人)		令和３年度(2021年度)		令和４年度(2022年度)		令和５年度(2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
居宅サービス	訪問介護	62	53	63	48	61	42
	訪問入浴介護	1	0	1	1	1	0
	訪問看護	23	26	23	25	24	32
	訪問リハビリテーション	8	3	9	1	10	1
	居宅療養管理指導	23	16	25	16	28	15
	通所介護	89	77	92	84	88	73
	通所リハビリテーション	40	45	43	46	45	48
	短期入所生活介護	32	28	33	26	28	22
	短期入所療養介護	5	2	5	3	5	2
	福祉用具貸与	114	140	120	141	125	142
	特定福祉用具購入費	4	2	4	2	4	0
	住宅改修費	4	4	4	2	4	1
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	1	0	1
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	16	11	16	4	16	5
	認知症対応型通所介護	5	5	5	4	5	5
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援		167	159	172	146	177	151

※実績（見込）値については、各年度の月あたり平均利用者数。

資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告）

要支援１・２の方を対象とする介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス（居住系サービスを除く）の利用者数について第８期計画で見込んだ利用者数と実績値を比較した結果は下表のとおりです。

要介護サービス受給者と同様に、計画で見込んでいた利用者数を大きく下回っています。

介護予防サービス等の月あたり利用者数（第８期計画値と実績（見込）値）

（単位：人）		令和３年度(2021年度)		令和４年度(2022年度)		令和５年度(2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	6	4	6	3	6	4
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	2	1	2	0	2	0
	介護予防通所リハビリテーション	13	9	14	6	16	8
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	40	35	43	28	45	31
	特定介護予防福祉用具購入費	2	1	2	0	2	0
	介護予防住宅改修費	2	2	2	1	2	0
	介護予防特定入居者生活介護	1	0	1	0	1	0
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防支援	45	39	49	32	52	34

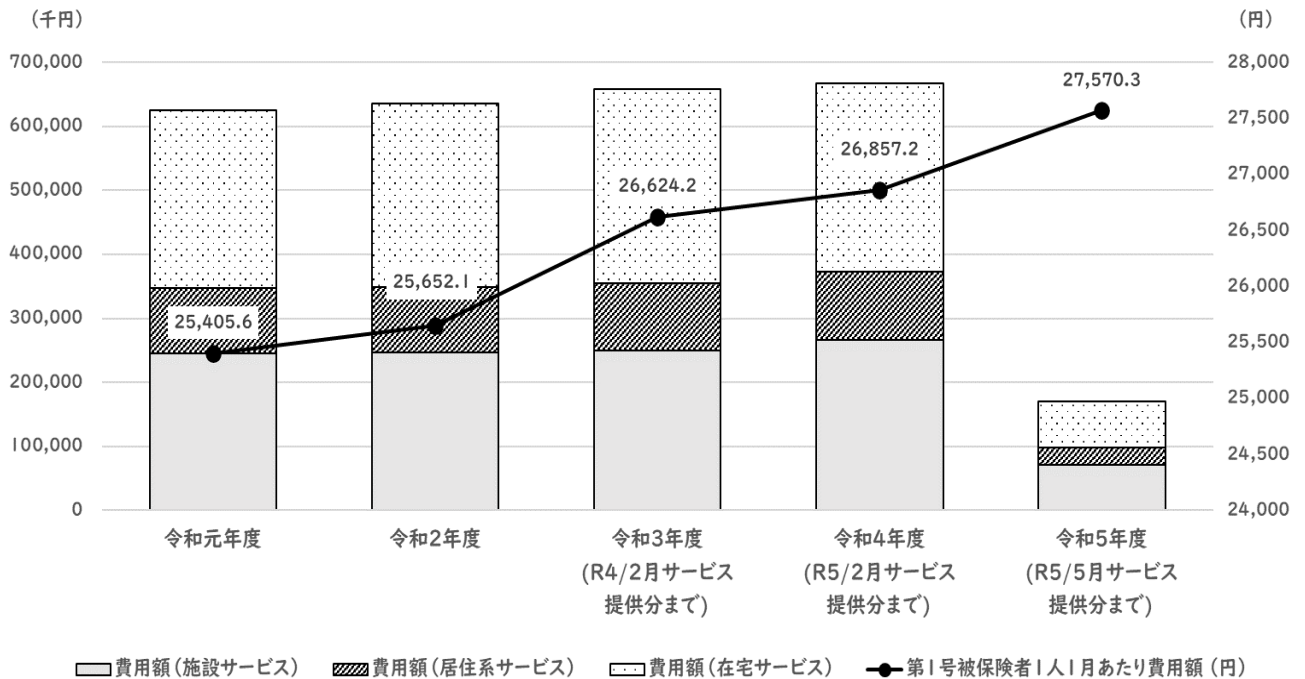
※実績（見込）値については、各年度の月あたり平均利用者数。

資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告）

③介護保険事業における給付費の状況

近年の介護保険サービス給付費の状況は次のとおりです。在宅サービス、居住系サービス、施設サービスを合わせて、令和元年度(2019年度)から、第1号被保険者1人1月あたりの費用額は増加が続いています。

介護給付費の実績



※【費用額】令和元年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計
 令和5年度：5月サービス提供分までの「介護保険事業状況報告（月報）」
 の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】

「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告）

第8期計画で見込んだ令和3年度(2021年度)と令和4年度(2022年度)の介護保険サービス給付費について、実績値と比較した結果は下表のとおりです。各年度の総給付費の計画値に占める実績値の割合は、令和3年度(2021年度)が86.1%、令和4年度(2022年度)が84.6%となっています。

介護保険サービス給付費の第8期計画値と実績値

(単位：千円)	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
総給付費	688,401	592,980	710,161	600,757
介護給付費	670,848	582,596	691,671	593,511
居宅サービス	297,682	232,586	307,639	231,329
地域密着型サービス	108,019	100,893	108,081	96,915
施設サービス	235,792	224,718	245,721	240,127
居宅介護支援	29,355	24,400	30,230	25,141
予防給付費	17,553	10,384	18,490	7,246
介護予防サービス	15,039	8,263	15,750	5,516
地域密着型サービス	0	0	0	0
介護予防支援	2,514	2,122	2,740	1,730

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告）

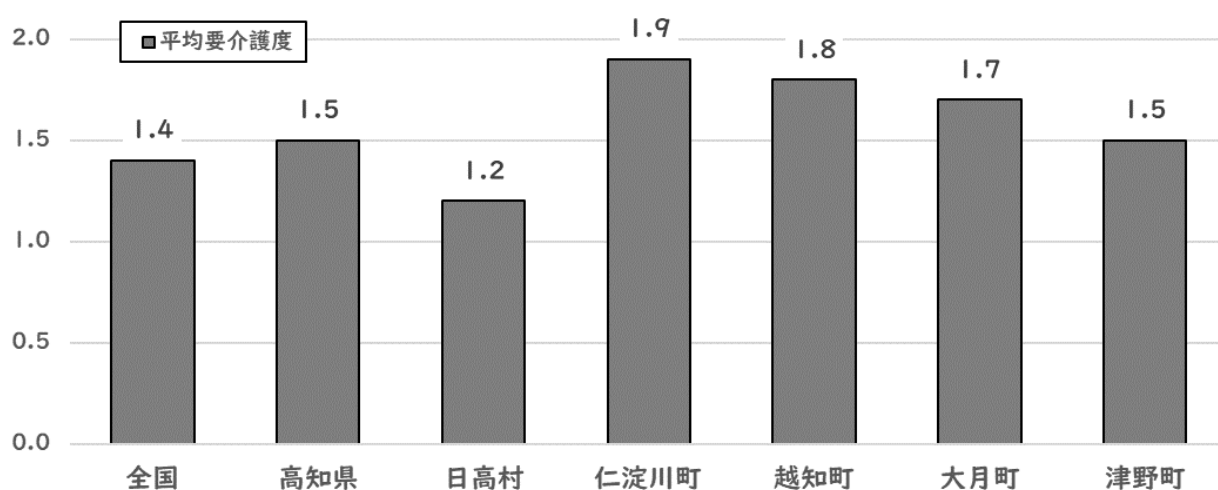
（６）介護保険事業に関わる日高村の特性

計画の策定にあたって、地域包括ケア「見える化」システムにより介護保険事業の実施状況を他の保険者（自治体）と比較分析を行ったところ、次のような特性がうかがえました。

①新規認定者の平均要介護度（人口同規模）

新たに要介護・要支援認定を受けた人の平均要介護度※は、人口規模や高齢化率が近い県内の自治体の中でも低い結果となっています。

新規要介護・要支援認定者の平均要介護度



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和４年度）

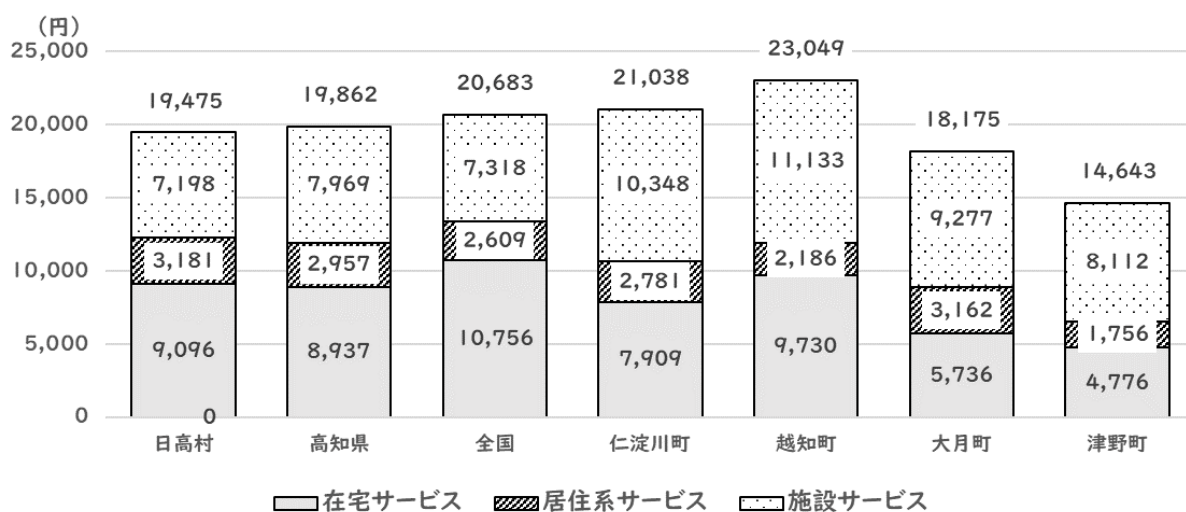
※平均要介護度を算出するにあたり、要支援１及び要支援２は0.375、要介護１～５は１～５で数値化されています。

②第1号被保険者1人あたり給付額

介護保険事業の第1号被保険者1人あたり給付額を全国や高知県の平均、また総人口が同規模の県内他自治体と比較すると、居住系サービスの給付額が高くなっています。

また、同規模自治体との比較では、在宅サービスは2番目、居住系サービスは最も多く、施設サービスは最も低くなっており、給付月額は中間位となっています。

第1号被保険者1人あたり給付月額（年齢調整済み）

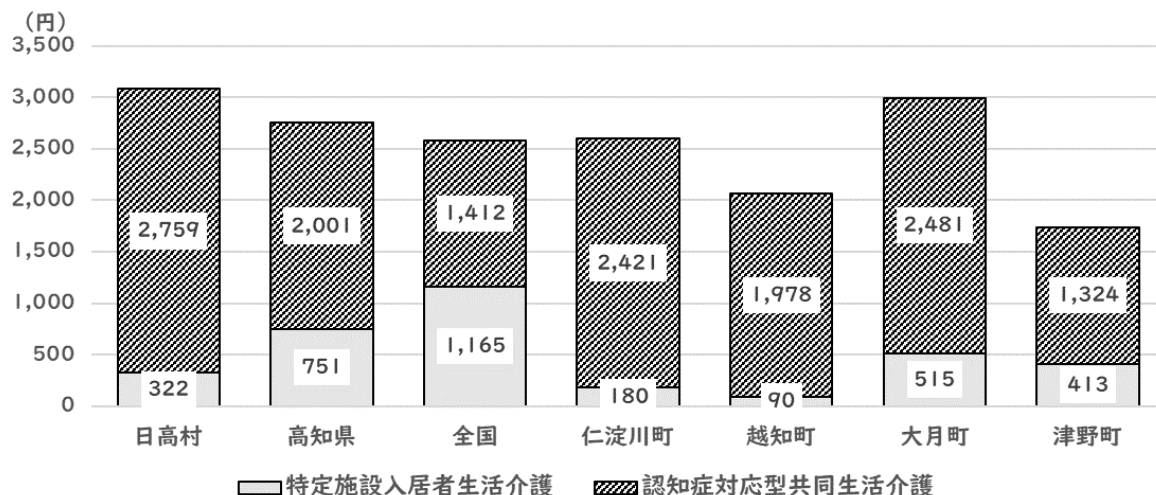


資料：介護保険事業状況報告（令和4年3月サービス分から令和5年2月サービス分まで）

③第1号被保険者1人あたり給付月額（居住系サービス）

居住系サービスの第1号被保険者1人あたり給付額を比較したところ、日高村は認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の給付額がとりわけ高くなっています。

第1号被保険者1人あたり居住系サービス給付月額

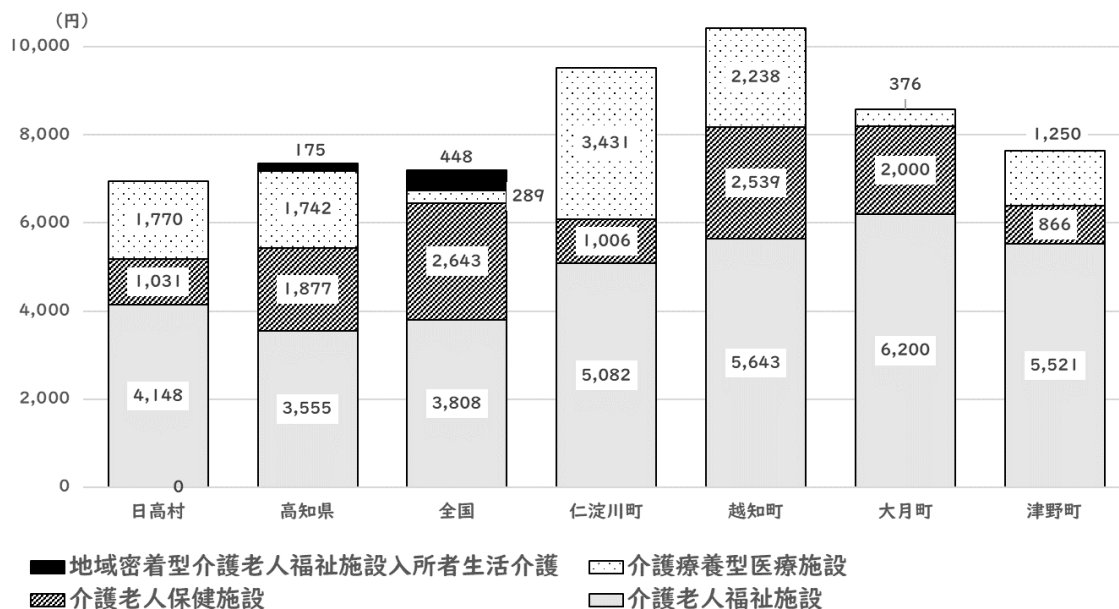


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

④第1号被保険者1人あたり給付月額（施設サービス）

施設サービスの第1号被保険者1人あたり給付額を比較したところ、日高村は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護療養型医療施設の給付額が高くなっています。

第1号被保険者1人あたり施設サービス給付月額（年齢調整済み）



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2 高齢者に関わる施策の実施状況

第8期計画で掲げた施策について実施した主な取組については次のとおりです。

(1) いきいき健康づくり

①健康づくりの推進

番号	施策	主な取組
1	健康づくりの推進	○特定健診、がん検診受診者、65歳到達者に基本チェックリストを配布・回収し、必要に応じたパンフレットを健診結果とともに郵送しました。また、各種運動教室等の紹介を併せて実施しました。 ○健康づくり部門と連携し、検診結果からBMI18.5未満の方を抽出し、必要に応じて、情報提供や低栄養予防教室を開催しました。 ○介護の原因疾患として多い、筋骨格系疾患や認知症、循環器疾患に関する講演会を開催し、知識の普及を図りました。 ○令和4年度に健診結果説明会を2回実施しました。 ○令和4年度にウォーキング教室を9回開催しました。
2	こころの健康づくりの推進	○基本チェックリストにて、「うつ」に該当する方に対して、パンフレットの送付と必要に応じて状況確認を実施 ○令和4年度は「ストレスに強くなる方法」の講演会を開催しました。 ○9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」は、広報によるメンタルヘルスの正しい知識の普及、うつ予防、こころの弱った方への対応の仕方などについて、自殺予防の普及啓発や相談窓口の掲載、啓発ポスターの掲示などの啓発活動を行いました。 ○令和4年度は、相談窓口のチラシを全戸に配布しました。

②介護予防活動の推進

【介護予防の重要性についての理解の促進】

番号	施策	主な取組
3	健康教室・介護予防に関する講演会の開催	○熱中症予防：保健師がＩＰ告知端末や広報チラシ、各種集いで予防対策の説明を実施しました。 ○認知症に関する取組： ・音楽や運動による認知症予防教室を開催しました。 ・「認知症の予防と治療について」「認知症とともに生きる」等、講演会を開催しました。 ・認知症サポーター養成講座を実施しました。 (Ｒ２年度：５名　Ｒ３年度：１６名　Ｒ４年度：６名) ○フレイルチェック：「いきいき百歳体操」会場にて筋力、柔軟性、バランス等を測定し、自らの健康状態を知ってもらい、健康意識の向上を図りました。 ○各種健康教室・講演会の開催： ・地域ケア会議、基本チェックリスト等から地域に必要な健康教室や講演会を開催しました。 ○口腔ケア：特定・後期高齢者健診会場にて歯科衛生士による歯科指導・相談を実施しました。 ○料理教室：新型コロナウイルス感染症の影響により、料理教室の開催ができませんでした。
4	食生活の改善	○総合健診時に減塩味噌汁の試食、１日に必要な緑黄色野菜の提示を行いました。 ○管理栄養士による低栄養予防教室を開催しました。(参加者：１０人) ○治療食の配食サービス利用者(Ｒ３年度：１人　Ｒ４年度：１人)

【一般介護予防事業】

番号	施策	主な取組
5	いきいき百歳体操の継続	○いきいき百歳体操リーダー養成講座を実施しました。 ○希望があった百歳体操会場にて、理学療法士による百歳体操実施方法の確認・指導を行いました。 ・Ｒ２年度：４会場、１９人　Ｒ３年度：１会場７人 Ｒ４年度：５会場、３３人 ・フレイルチェック：「いきいき百歳体操」会場にて筋力、柔軟性、バランス等を測定し、自らの健康状態を知ってもらい、健康意識の向上を図りました。
6	地域ミニデイサービス	○ＪＡが運営し、必要時に安否確認等の連絡を行っています。 ○令和４年度末現在、実施個所は１５か所あります。 ・利用者数　Ｒ２年度：延人数 ５５８人　Ｒ３年度：延人数 ５４７人 Ｒ４年度：延人数 ６３７人
7	あったかふれあいセンター機能の充実	○サロン利用者　Ｒ２年度：実人数 １７１人、延人数 ３,３０３人 Ｒ３年度：実人数 １７６人、延人数 ３,４８２人 Ｒ４年度：実人数 １６２人、延人数 ３,２６３人

番号	施策	主な取組
8	高齢者健康センターの利用促進	○マシントレーニング講習会を実施しました。 ・参加者数 R2年度：20人 R3年度：10人 R4年度：10人 ・高齢者健康センター利用実績 R3年度：実人数 114人、延人数 2,301人 R4年度：実人数 138人、延人数 2,278人
9	健康増進施設いやっしー土佐への送迎	○SNS（LINE）や広報等で周知し、事業を継続しています。 ・利用者数 R2年度：延人数 338人、R3年度：延人数 285人 R4年度：延人数 120人
10	介護予防把握事業	○介護予防事業の新たな対象者を把握し、状態に応じた支援を行っています。 ①特定健診・がん検診受診者、65歳到達者に基本チェックリスト配布・回収し、必要に応じたパンフレットを健診結果とともに郵送しました。また、各種運動教室等の紹介を併せて実施しました。 ②小地域ネットワーク会議等、地域からの情報による把握 ③生活支援コーディネーターによる把握 ④個別相談等による把握
11	高齢者筋力向上トレーニング事業	○高齢者筋力向上トレーニング事業を実施しました。 ・参加者 R2年度：7人、R3年度：6人、R4年度：6人 ・高齢者筋力向上トレーニング卒業生のうち、終了後も継続している人の人数 27人（令和5年7月現在）
12	自主的活動支援	○各種健康教室や講演会を通じ、自宅でもできる運動等、介護予防活動について周知しました。
13	庁内各課による連携	○企画課と連携し、健康アプリやSNS（LINE）等の活用について検討を行いました。 ○産業環境課と連携し、高齢者のごみ出し困難者に対する対策を検討し、訪問介護事業所が必要時にごみを捨てることのできる仕組みづくりに取り組みました。

③生きがいがづくりの推進

番号	施策	主な取組
14	老人クラブ活動の支援	○地域での担い手としての老人クラブ活動の支援を行っています。 ・会員数 R2年度：686人、R3年度：667人、R4年度：654人
15	ボランティア活動の支援	○片付け等のニーズに対して、生活ボランティアをマッチングし、活動につなげました。
16	シルバー人材センターとの連携	○定年退職者や高齢者の就労の場づくりの支援を行っています。 ・シルバー人材センター登録者数 R3年度：125人、R4年度：115人

(2) みんなが安心して暮らせる村づくり

① 高齢者福祉サービスの充実

【介護保険外サービスの充実・強化】

番号	施策	主な取組
17	軽度生活援助事業の充実	○軽度な日常生活の援助を行い、在宅生活を支援しています。 ・利用者数 R3年度：6人（月計18時間） R4年度：5人（月計13時間）
18	食の確保の充実・推進	○個別相談等で配食のニーズがあった場合は、村内の配食サービスに限らず、宅配による配食など、情報提供を行いました。 ○買い物については、生活支援体制整備事業により把握したニーズに対して、移動販売のルート拡大を図りました。
19	シルバー人材センターの周知	○生活支援体制整備事業により取り組んでいます。
20	緊急通報装置・安否確認装置の設置	○緊急通報装置が必要と思われる高齢者に関して、民生委員等から随時申請があり、高齢者福祉地域ケア会議で決定をし、早期対応ができています。 ○緊急通報装置の設置後は、定期的に連絡し、心身の状態や緊急通報の使い方等、確認しています。 ・設置台数 R2年度：85台、R3年度：81台、R4年度：73台
21	高齢者生活支援ハウス事業	○原則60歳以上で、支援員による見守り、声掛けや外部サービスの利用によって自立した生活ができる程度の人を対象に、住まいの場を委託事業により提供しています。 ・提供人数 18人

【地域にあるサービスの包括的な利用の促進】

番号	施策	主な取組
22	高齢者福祉サービスの周知	○高齢者福祉サービス一覧を全戸に配布しました。
23	高齢者福祉調整地域ケア会議の充実	○緊急通報装置や軽度生活援助の利用、生活支援ハウスの入居等、必要なサービス等の検討を行っています。また、サービス利用者の情報共有を関係機関と行いました。

② 地域包括ケアシステムの充実

【保健・医療・福祉サービスを提供する体制の確保】

番号	施策	主な取組
24	相談窓口の周知	○ホームページや高齢者福祉サービス一覧にて、相談窓口（地域包括支援センターやあったかふれあいセンター等）の周知を行いました。
25	地域の関係者・関係機関との連携強化	○月1回以上、日高村と社会福祉協議会とで事業や高齢者等に関する情報共有、課題や支援の方向性についての協議・検討を行っています。 ○年2回、各地区で開催される小地域ネットワーク会議で、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯をはじめ、支援が必要と思われる方々の情報を得た後に、ネットワーク会議支援者会で役割分担した上で個々の状態を確認し、次回の小地域ネットワーク会議にフィードバックしています。 ○あったかふれあいセンター事業で電話による安否確認や訪問支援を行っています。

【住民力を活かした生活支援の体制整備】

番号	施策	主な取組
26	高齢者見守り支援の充実	○見守りや支援が必要な高齢者等について、身近な支援者がネットワークを組み、個人に応じた見守りや支援を行っています。
27	ボランティアの育成、ボランティアセンターの機能の充実	○新型コロナウイルス感染症の影響で新たな生活支援ボランティア要請はできていません。 ○地域介護予防活動支援事業として、月1回、いきいき百歳体操やボランティア大学を開催し、ボランティアの育成に努めています。
28	ふれあいサロン、サテライトサロンによる支援	○ニーズの整理を行い、共有し、それに対する取組を進めています。今後も課題解決に向けての内容を協議・検討し、対応します。
29	生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターを1名配置し、集いの場等でニーズを把握し、支援につなぎ、地域の支援体制の充実に努めています。 ○小規模なコミュニティや特技を持っている人（地域のお宝）の地域資源を整理し、地域活動につなげています。

【在宅医療・介護連携の推進】

番号	施策	主な取組
30	医療機関との連携強化	○近隣医療機関に日高村の相談窓口、高齢者福祉サービスを周知しました。 ○近隣医療機関に、入院中の要介護認定新規申請の流れを周知しました。 ○退院時、必要に応じてカンファレンスに参加し、情報提供を行い、円滑な退院支援を実施しています。

番号	施策	主な取組
31	在宅医療・介護関係者の研修	○地域の医療・介護関係者に研修を実施しました。 令和3年12月9日「口腔トラブルとその対処方法」 令和4年1月13日「面接技術について」 令和4年3月10日「高齢者の食生活（栄養）」 令和4年5月11日「医療機関から求められる情報について」 令和4年6月14日「高知家@ラインについて」 令和4年6月28日「高知あんしんネットについて」 令和4年7月14日「新型コロナウイルス感染症への対応について」 令和4年8月19日「AIを活用した要介護高齢者向け対話システム説明会」 令和4年8月25日「ICTを活用した服薬支援事業について」
32	在宅医療・介護に関する啓発	○個別相談で情報提供しました。 【講演会】令和5年3月20日「終活をはじめましょう」 参加者：5人

【認知症施策の推進】

番号	施策	主な取組
33	認知症に関する知識の普及啓発	○認知症に関する相談窓口の周知を行いました。 【講演会】の開催 ・令和3年10月2日 中央西地域包括ケア推進フォーラム 「認知症と共に生きる」をみんなで学び、ともに考える会 高知大学 数井裕光先生 参加者：34人 ・令和4年7月28日「認知症の予防と治療について」 参加者：21人
34	認知症カフェの充実	○村内に2か所（秋桜会・仁生会）認知症カフェを設置していますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、1か所は開催できておらず、もう1か所は事業所内のみでの開催となっています。 ○令和5年度は包括が地域で開催予定です。
35	認知症リスク要因の軽減	○運動や音楽などを通じて、認知症予防に取り組み、認知症に関する講演会を開催し、知識の普及に努めました。 ○運動教室等健康教室の実施 開催日：令和4年2月22日・3月1日「認知症予防体操」 講師：健康運動指導士 前田郁氏 対象：65歳以上の高齢者 参加者：2月22日 9人 3月1日 11人 実人数：12人 ○認知症に関する講演会の実施 開催日：令和3年10月2日 中央西地域包括ケア推進フォーラム 「認知症と共に生きる」をみんなで学び、ともに考える会 高知大学 数井裕光先生 参加者：34人 ○運動教室等健康教室の実施 開催日：令和4年7月26日・9月13日・10月19日「認知症予防体操」 講師：健康運動指導士 前田郁氏 対象：65歳以上の高齢者 参加者：延べ32人 実人数：12人

番号	施策	主な取組
35	認知症リスク要因の軽減(つづき)	○【講演会】「認知症の予防と治療について」 開催日：令和4年7月28日 参加者：21人 ○【講演会】「認知症予防と運動療法」 開催日：令和5年1月30日 参加者：6人
36	キャラバン・メイト、認知症サポーターの養成、地域での活動支援	○キャラバン・メイトの養成は未実施となっています。 ・登録者数：37人（R5年7月末現在） ○認知症サポーター養成講座を開催しました。 対象：能津小学校5・6年生 受講者数 R2年度：5人、R4年度：6人 地域住民 受講者数 R3年度：16人 サポーター数 519人（R5年7月末現在）
37	認知症初期集中支援チーム活動	○初期集中支援チームの活動につながった事例はありませんでしたが、適宜医療機関や介護保険事業所等と連携を図りながら支援を行っています。 ○認知症の初期に相談してもらえるよう、65歳の介護保険被保険者証・75歳の後期高齢者医療被保険者証発行時に認知症のリーフレット（認知症早期発見チェックリスト・相談窓口を掲載）を送付しています。
38	在宅医療・介護関係者の研修	○認知症の研修は、住民を対象にする講演会に専門職の参加を呼び掛け、その他の研修は以下の内容で実施しました。 ・令和3年12月9日「口腔トラブルとその対処方法」 講 師：在宅歯科衛生士 野口あき 氏 対象者：介護支援専門員、介護関係事業者 ・令和4年1月13日「面接技術について」 講 師：居宅介護支援事業所ひまわりの森 主任介護支援専門員 西森柳子 氏 対象者：介護支援専門員、相談支援専門員、介護関係事業者
39	若年性認知症の実態把握	○認知症の相談窓口の周知にとどまり、若年性に特化した相談窓口の周知はできていません。
40	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	○令和4年度に登録者のうち、徘徊により警察に保護されたケースが1件ありました。 ○必要な方に利用してもらうために、小地域ネットワーク会議やホームページ、高齢者福祉サービス一覧表にて周知を図っています。 ・登録者数 4人（R5年7月末現在）
41	認知症高齢者等GPS機能付携帯機器購入等補助	○ホームページや介護支援専門員連絡会等で周知しましたが、利用者は0人となっています。認知症高齢者にGPS機能付き機器を持たせること自体が困難であり、介護保険の福祉用具貸与にも同サービスがあるため、令和5年度は本事業を休止しています。

【生活支援サービスの充実】

番号	施策	主な取組
42	介護予防・生活支援サービス事業の検討・実施	○生活支援コーディネーターが住民ニーズの聞き取りを行い、ベース会議で情報共有し、対応策を検討しました。 ○ごみに関するニーズを掘り下げるため、介護・障がい関係事業所の実態調査を実施しました。その結果、指定日の朝にごみ出しができない高齢者については、介護事業所からごみ出しができるよう、回収箱を設置しました。（要申請。）令和4年度より試験運用し、令和5年7月末時点で8人が利用しています。
43	その他の生活支援サービス（配食）の充実	○治療食配食サービスは、主治医から治療食が必要と指示があった方が利用でき、自己負担は所得に応じた費用となっています。 ・利用者数 R3年度：1人、R4年度：1人、R5年度：0人
44	買い物支援の充実	○必要に応じて、生活支援コーディネーターと連携し、住民のニーズを把握し、移動販売業者とのつなぎを実施しています。 ○大花地区の買い物支援（月1回） ・利用者数 R3年度：実人数 3人、延人数 21人 R4年度：実人数 3人、延人数 20人 ○日高村物流支援事業 ・延利用人数 R3年度：1,923人、R4年度：1,565人
45	移動支援の充実	○延利用人数 R3年度：1,321人、R4年度：2,114人
46	入浴の場の提供	○令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で提供していない期間があり、利用者が減少しています。 ・利用者数 R3年度：実人数 6人、延人数 99人 R4年度：実人数 4人、延人数 29人

【自立支援地域ケア会議の実施】

番号	施策	主な取組
47	自立支援地域ケア会議の実施	○地域ケア会議を次のように開催しました。 ・R3年度：10回開催。検討事例 12件 ・R4年度：8回開催。検討事例 9件 ○検討事例：難病、重層的課題を抱えた家族、退院前の事例 など ○地域課題：介護支援専門員のアセスメント不足と予後予測力の不足 住民の健康に関する知識・意欲への働きかけが必要 男性の交流の場づくりが必要 退院支援のマニュアル化が必要 など

③高齢者の権利擁護の充実

番号	施策	主な取組
48	消費者被害対策	○詐欺が疑われる事案が発生した場合、担当課から、ＩＰ告知端末等を活用した注意喚起を実施しました。 ○高齢者の集いで詐欺防止のカレンダーを配布しました。各年度約100部。
49	虐待対応の充実	○広報とチラシ等で相談窓口の周知、虐待に関する啓発を行いました。 ○養護者や施設従事者による虐待通報受理件数 R3年度：2件 身体的虐待・心理的虐待 R4年度：6件 身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト
50	権利擁護事業体制の構築と充実	○令和3年度に地域包括支援センターを権利擁護の中核機関として位置づけ、関係機関との連携強化を目的に「権利擁護支援の協議体」を設置しました。 ○法人後見実施については検討中です。

④生活安全対策の充実

番号	施策	主な取組
51	避難行動要支援者台帳の整備	○台帳新規登録や個別支援計画の策定、異動情報など、随時、情報の更新を実施しています。
52	福祉避難所の設置及び運営の充実	○令和3年11月14日、社会福祉法人秋桜会で福祉避難所設置運営訓練を実施しました。 ○令和4年9月の台風の際、福祉避難所を開設し、利用者は1名でした。
53	避難所等における感染症対策	○地域の集い等で、感染症予防の避難グッズの準備や避難所運営の啓発を実施しました。 ○感染症対策を踏まえた避難所設置運営マニュアルの作成と訓練を実施しました。 ・マニュアル作成（日下小学校・運動公園） ・避難所開設運営訓練 開催日：令和3年11月4日（日高村社会福祉センター） ○令和4年9月の台風の際、感染症対策を踏まえた避難所を開設しました。
54	感染症対策	○介護保険事業所では、感染症対策マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症予防策を講じていましたが、ほとんどの事業所で感染者が発生し、休止した事業所もありました。サービス提供休止期間に心身機能が低下した利用者もあり、他事業所サービスを利用するなどして対応しました。 ○事業所に感染症予防品を提供し、研修会を開催しました。 【研修会】 令和4年7月14日「新型コロナウイルス感染症への対応について」 ○新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策本部を設置し、政府の方針等を踏まえ、各関係機関と協議の上、感染拡大の抑制に努めました。

(3) 質の高い介護保険サービスが適切に提供できる体制づくり

① 介護保険サービスの基盤整備

【居宅介護（予防）サービスの充実】

番号	施策	主な取組
55	介護保険サービス等の充実	○必要なサービスが必要な方に提供できているか継続的に確認を行っています。 ○定員を確保することができないため、小規模多機能型居宅介護支援事業所を運営できる事業所がありませんでした。 ○認知症対応型共同生活介護の増設については、地域密着型サービス運営委員会の「待機者等の状況を見て慎重に判断するように」との助言を基に、現在も検討を行っています。
56	介護人材確保	○新型コロナウイルス感染症の影響で施設への立ち入りが制限されていたため、介護現場での小中学生の職場体験実習は、実施できませんでした。 ○介護現場では、感染症予防対策など、これまで以上に現場でやるべきことが増えていたため、国が認めた緩和措置を励行するとともに、「高知家@ライン」「高知あんしんネット」等対面でない情報共有手段の啓発研修を開催しました。 ○事業者向けの研修会を開催し、介護人材の資質向上に努めました。 ・研修会開催状況 令和3年12月9日「口腔トラブルとその対処方法」 令和4年1月13日「面接技術について」 令和4年3月10日「高齢者の食生活（栄養）」 令和4年7月14日「新型コロナウイルス感染症への対応について」

② 介護保険事業の適切な運営

【自立支援・重度化防止のための介護保険制度の周知と対応体制整備】

番号	施策	主な取組
57	介護保険制度の周知	○介護保険制度の周知は、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、地域包括支援センターと介護支援専門員が地域の集いに出向き、介護保険サービスや高齢者福祉サービス、相談窓口の説明を行いました。ホームページに掲載した高齢者福祉サービス一覧表を見て、相談の電話があることから、様々な媒体を用いた情報発信の必要性が増しています。

番号	施策	主な取組
58	自立支援・重度化防止の観点によるサービスの質・量の確保	○令和2～4年度にそれぞれ1事業所へ実地指導を行いました。 ○地域ケア会議を開催し、事例検討等を行いました。 ・地域ケア会議 R3年度：8回 検討事例 9件 R4年度：10回 検討事例 12件 ○サービス事業所等質の向上に向けた研修会を開催しました。 ○関連研修会の開催 ・開催日：令和3年4月23・28日 5月7・12日（4日間） 短期集中型プログラム構築支援研修 「介護保険と自立支援について」 「短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメントの実践」 「自立支援に向けての工程分析」 「フィジカルアセスメントとリスク管理」 主 催：仁淀川町、中央西福祉保健所 講 師：株式会社ライフリー 佐藤孝臣 氏 対 象：通所系サービス事業所 ・開催日：令和3年10月2日 中央西地域包括ケア推進フォーラム（認知症） 「認知症と共に生きる」をみんなで学び、ともに考える会 主 催：中央西福祉保健所 講 師：高知大学医学部 神経精神科学講座 教授 数井裕光 氏 対 象：住民、医療機関、介護保険サービス事業所職員 ・開催日：令和3年10月5日 中央西地域包括ケア推進フォーラム（フレイル予防講演会） 「人生100歳時代到来！住民が主役のフレイル予防 “つながりが健康をつくる”をみんなで学び、ともに考える会」 主 催：在宅療養推進課、中央西福祉保健所 講 師：東京大学高齢社会総合研究機構 学術支援専門員 神谷哲朗 氏 対 象：住民、民生児童委員、あったかふれあいセンター職員、 医療機関、介護保険サービス事業所職員 ・開催日：令和3年11月29日 「骨・関節疾患の予防・治療について」 講 師：高知大学医学部附属病院 整形外科（指導医）寺西裕器 氏 対 象：住民、医療機関、介護保険サービス事業所職員、 介護支援専門員 ○リハビリテーションサービスの量・提供事業所数、関わる利用率等の分析はできていません。
59	被保険者の不服や苦情への対応	○窓口や電話での苦情内容については、口頭での説明と併せてシステムへ入力し、今後の対応のためにデータ化し、情報共有を行っています。
60	事故報告に関するガイドラインの周知	○事故報告の標準様式や報告内容等を日高村ホームページに掲載し、事故報告についての周知を行いました。

【介護給付費適正化計画】

番号	施策	主な取組
61	要介護認定の適正化	○要介護認定調査後の特記事項及び概況調査票を認定調査員テキストと照らし合わせながら点検し、記入漏れや明らかな選択誤りがないか等、点検をしています。 ○要介護認定業務の分析等を令和2年度はいの町と合同で実施しましたが、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。
62	ケアプラン点検	○ケアプラン実施の手引きをもとに、介護支援専門員1人につき1件のケアプラン点検（書面点検）と1事業所につき1人の介護支援専門員に対しヒアリングを実施しています。 ・書類点検 R3年度：7件 R4年度：7件 ・ヒアリング R3年度：3件 R4年度：3件
63	住宅改修の点検	○住宅改修費の申請時に点検を行い、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修がないようにしています。 ・書類点検数 R3年度：44件 R4年度：19件
64	福祉用具購入・貸与の調査	○福祉用具購入費の申請時に点検を行い、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な購入がないようにしています。 ・書類点検数 R3年度：26件 R4年度：18件
65	縦覧点検・医療情報との突合	○受給者に提供されたサービスの整合性・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、過誤等で是正しています。 ・帳票点検率 100%
66	介護給付費通知	○受給者に、どのくらいのサービスを利用し、費用がかかっているか確認してもらい、誤った請求を是正し適正な請求をしてもらうとともに、不必要なサービスの利用による介護給付費の増加を抑制しています。 ・通知の送付回数 年4回
67	その他国民健康保険団体連合会適正化システムの活用	○認定調査の際に確認された受給者の状況と、利用されているサービスに整合性があるか確認しています。 ・帳票点検率 100%

③ 質の高い介護保険サービスの確保

番号	施策	主な取組
68	介護従事者・介護サービスの質の向上	○多職種連携のもと、本人や家族がこれまでの生活を継続できるよう、サービスの質の充実を図っています。 ○介護従事者を対象として各種研修等を行っています。
69	介護支援専門員の質の向上	○毎月1回介護支援専門員研修会を開催するとともに、2～3か月に1回主任介護支援専門員をスーパーバイザーとした事例検討会を実施しています。 ○事例提供者は他事業所の介護支援専門員とし、主任介護支援専門員のファシリテーション力向上をめざすとともに、事業所を超えた育成・支援体制をとっています。

(4) 評価指標の進捗状況

第8期計画で掲げた評価指標に対する実績については次のとおりです。

指 標		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	
		実績	評価指標	結果
1 いきいき健康づくり	現在の健康状態について良いと回答する者の割合	74.4%	維持	73.7%
	幸福感の高い(7点以上)と回答者の割合	52.5%	維持	56.0%
	転倒経験のある回答者の割合	30.4%	低下	33.3%
	特定健診・後期高齢者健診で「何でも噛んで食べることができる」と回答する者の割合	65～69歳 78.8% 70～74歳 73.1% 75歳以上 75.9%	維持	65～69歳 81.8% 70～74歳 71.6% 75歳以上 74.1%
	生きがいがあると回答する者の割合	59.5%	上昇	56.6%
2 みんなが安心して暮らせる村づくり	家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいないと答える者の割合	27.3%	減少	31.6%
	介護のための離職の有無において、離職した及び離職した家族がいると答える者の割合	6.5%	減少	5.0%
3 質の高い介護保険サービスが適切に提供できる体制づくり	要介護認定1年後に要介護度が軽減した者の割合	7.4%	上昇または維持	18.2%
	要介護認定1年後に要介護度が維持した者の割合	67.7%	維持または上昇	45.3%

3 高齢期の暮らしや介護に関わる実態と意識

計画の策定にあたって実施した「高齢期の健康と福祉に関するアンケート調査」の集計結果を総括すると、次のとおりとなります。

(1) 調査方法と回収状況

高齢者の生活状況や介護サービスの利用意向、介護保険制度、保健福祉施策等に対する意見を把握し、今後の高齢者施策の立案に必要な資料を得るために、2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査名	調査対象	調査方法	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上で要介護認定を受けていない人 1,776名	郵送による 配付・回収	令和5年(2023年) 4月1日～21日
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている要介護認定を受けている方のうち、在宅サービスを受給されている方 225名	認定調査員による 聞き取り及び郵送 による配布・回収	令和5年(2023年) 4月1日～21日

調査名	対象数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,776件	1,081件	60.9%
在宅介護実態調査	225件	113件	50.2%

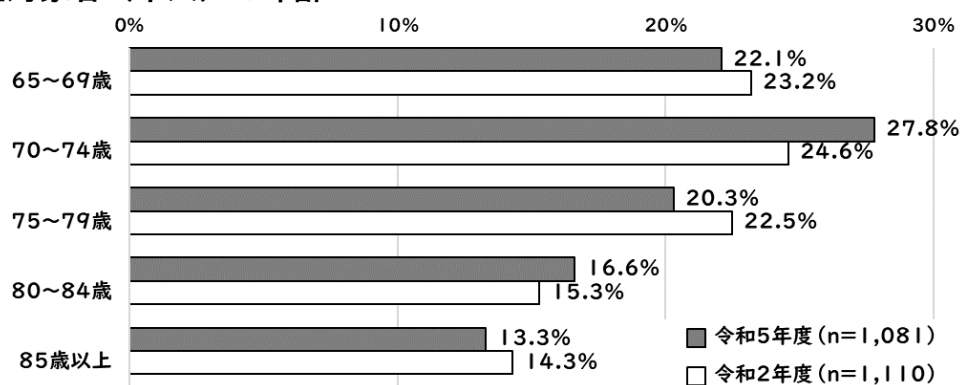
- ※ アンケート調査結果の各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- ※ 各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。
- ※ グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。
- ※ 属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

(2) 主な調査結果

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果

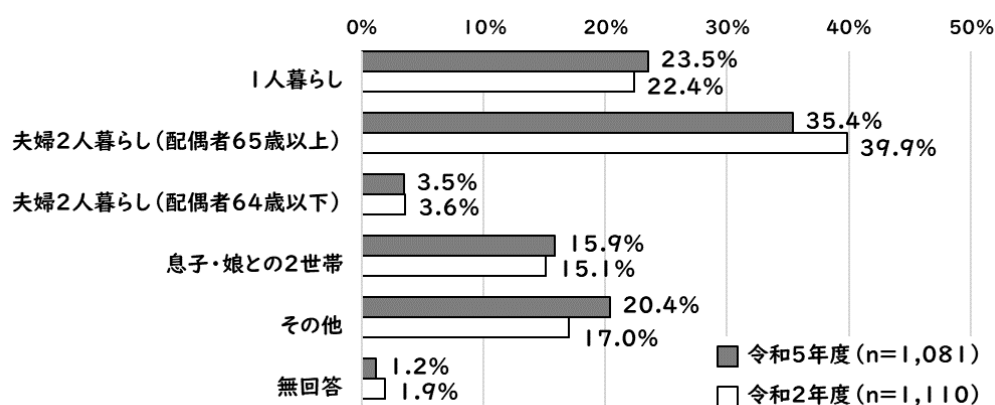
《調査対象者本人や家族の状況》

◆調査対象者（本人）の年齢



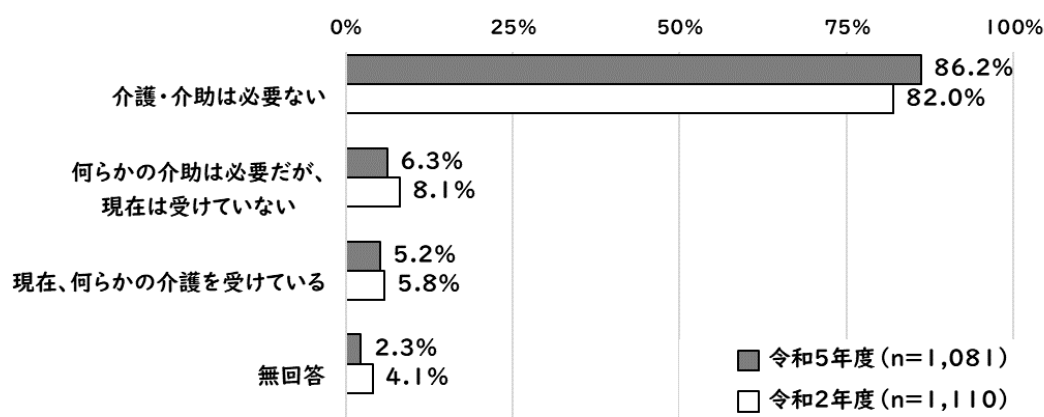
調査対象者の属性については、団塊の世代の加齢に伴って年齢構成の変化がみられる以外、概ね3年前に実施された前回調査と同様の状況となっています。

◆家族構成をお教えてください。



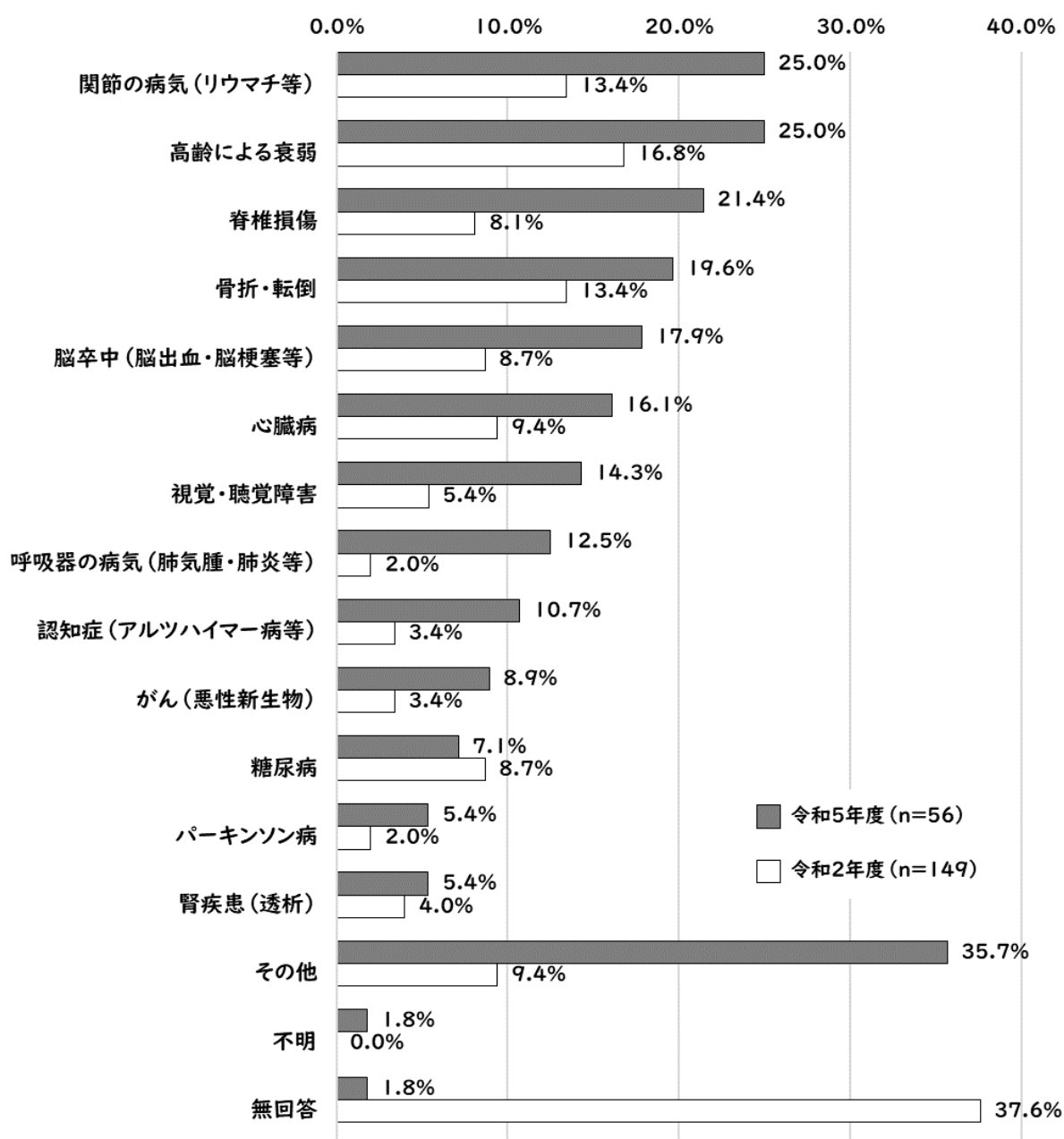
回答者の世帯構成は、単身世帯が23.5%、夫婦のみ世帯が38.9%、子ども世代との同居などその他の世帯が37.5%となっています。前回調査と比べると、単身世帯や息子・娘との2世帯の割合が増加しています。

◆あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。



普段の生活で何らかの介護・介助が必要な人は、全体の11.5%を占めています。

◆介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。



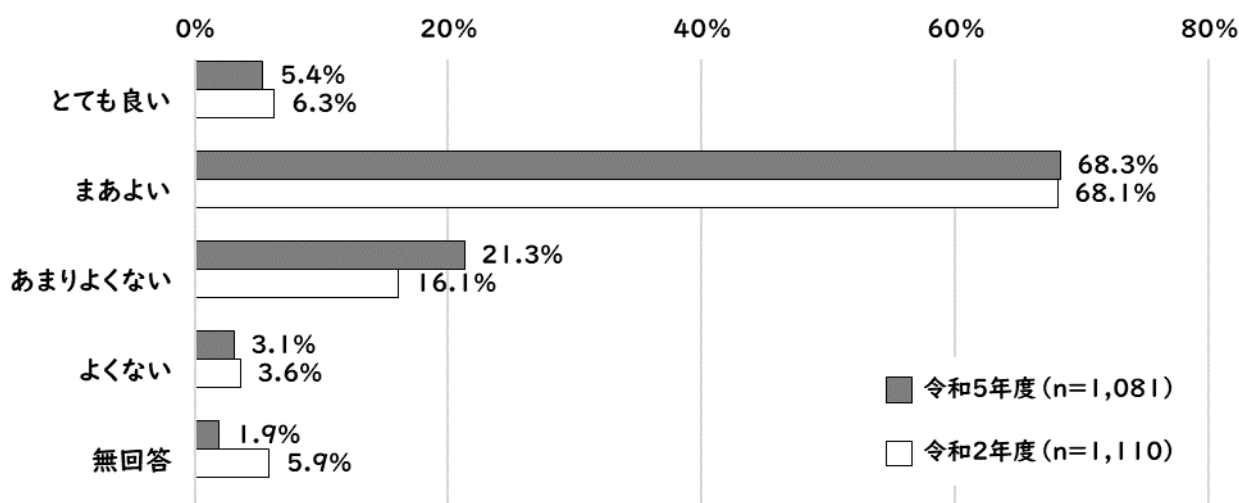
介護・介助が必要になった主な原因は、高齢による衰弱及び関節の病気（リウマチ等）が25.0%と最も多くなっています。

高齢者のみで暮らす世帯が6割を占めています。また、調査対象には要支援認定を受けている人も含みますが、何らかの介護・介助が必要な人が回答者の8.7人に1人を占めています。

地域には、高齢のために生活のしづらさを感じている世帯や家族の力だけで介護を続けることが困難となりつつある世帯も少なからずいるものと推察されます。そのため、今後、地域での支えあいを含めた、見守りや日常生活の支援がより一層重要になるものと考えられます。

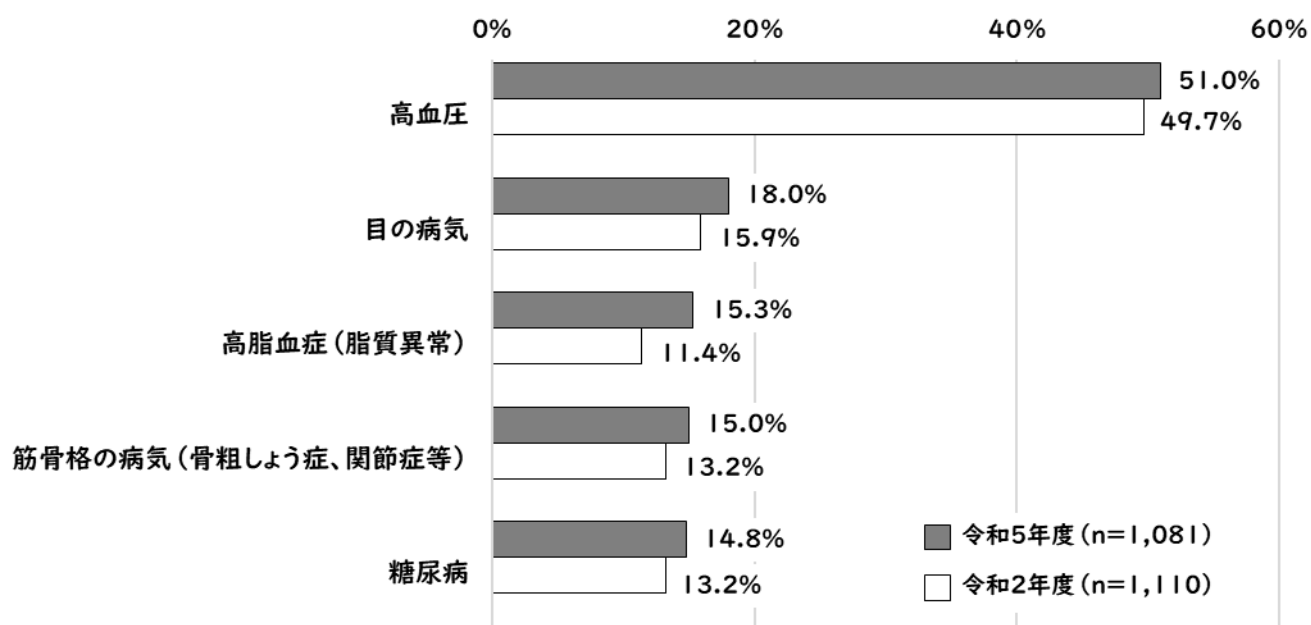
《健康状態や介護予防に関する意識》

◆現在のあなたの健康状態はいかがですか。



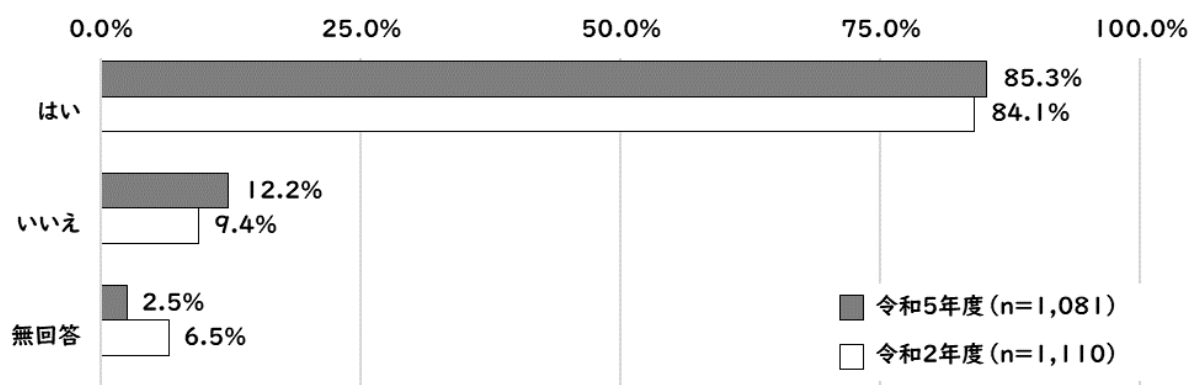
現在の健康状態について尋ねたところ、「とてもよい」「まあよい」を合わせて73.7%の人がよいと答えています。

◆現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。※上位5項目



治療中か後遺症のある病気を尋ねたところ、高血圧が51.0%と最も多く、次いで目の病気が18.0%、高脂血症が15.3%、筋骨格の病気が15.0%の順となっています。

◆健康についての記事や番組に関心がありますか。



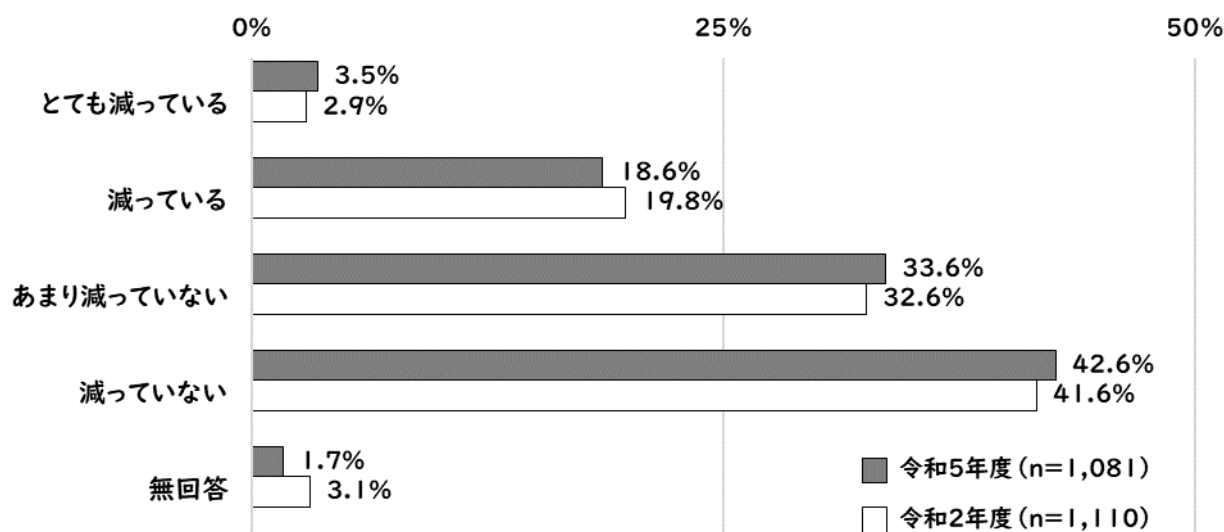
健康についての記事や番組に関心のある人が85.3%となっています。

現在の健康状態はよいと思う人が多い一方、生活習慣病にかかっている人がかなりの割合で見られます。しかし、健康づくりや介護予防に対する関心は高いです。一方、関心がないと答えた方も増えています。

今後は、健康づくりについて得た知識を高齢者自らが実践し、そのことを通じて健康づくりや介護予防につなげていくこと、自身の健康について関心を持つことが必要です。

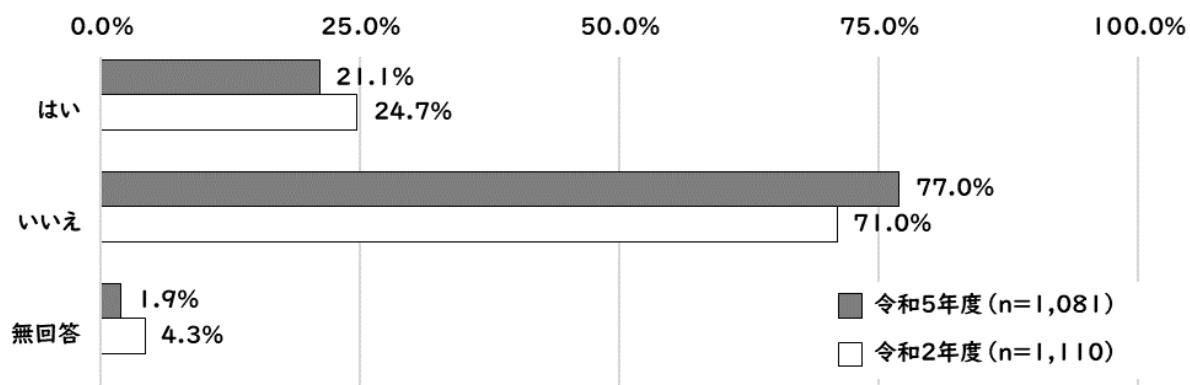
《外出や転倒の状況》

◆昨年と比べて外出の回数が減っていますか。



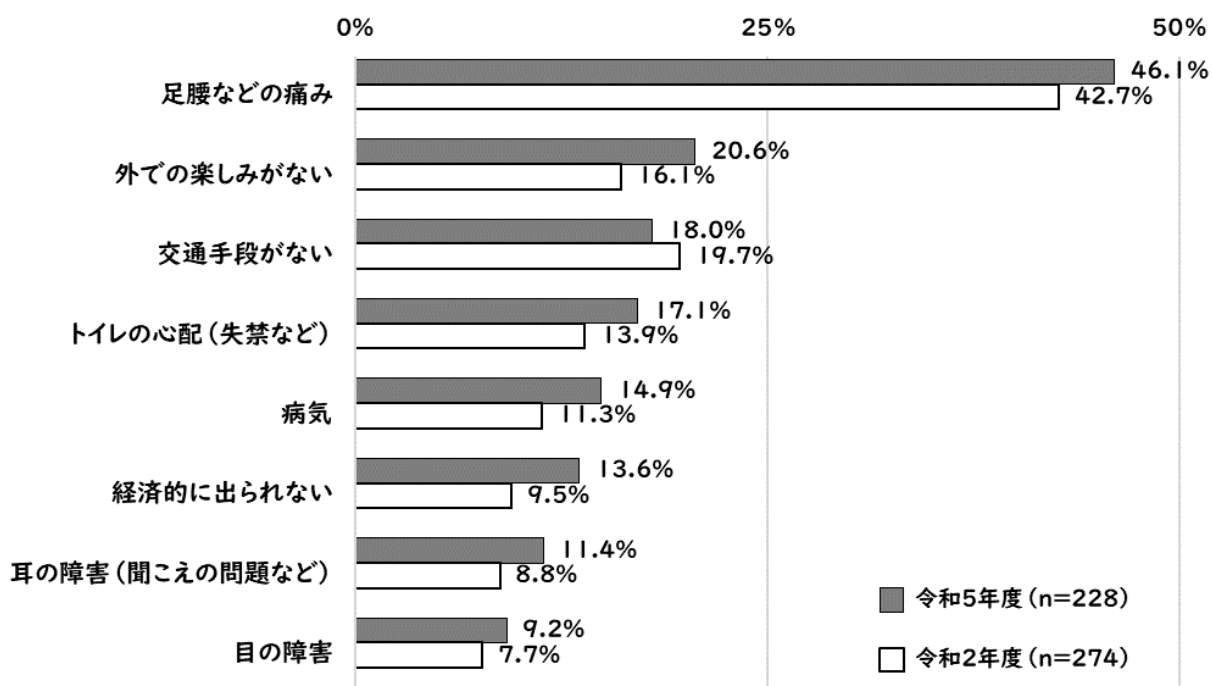
昨年より外出の回数が減っている人は22.1%みられます。

◆外出を控えていますか。



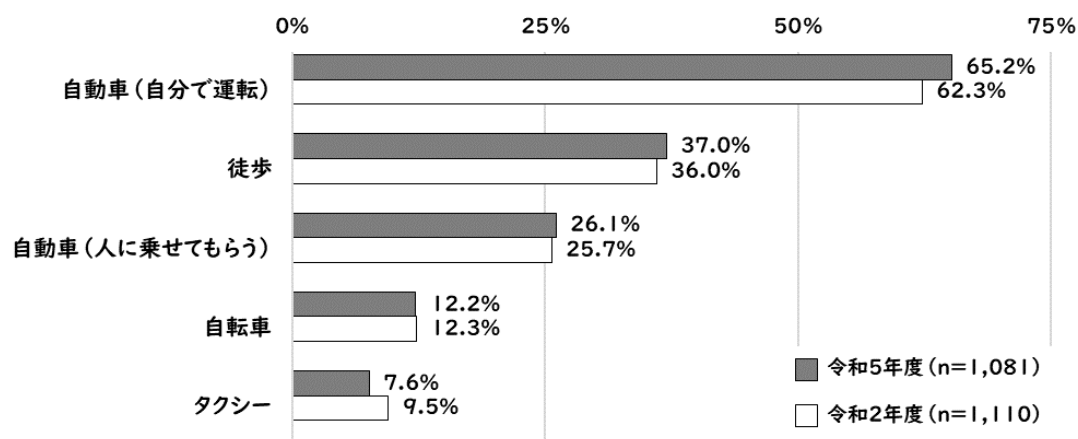
外出を控えている人は全体の 21.1%を占めています。

◆外出を控えている理由は、次のどれですか。（上位 8 項目）



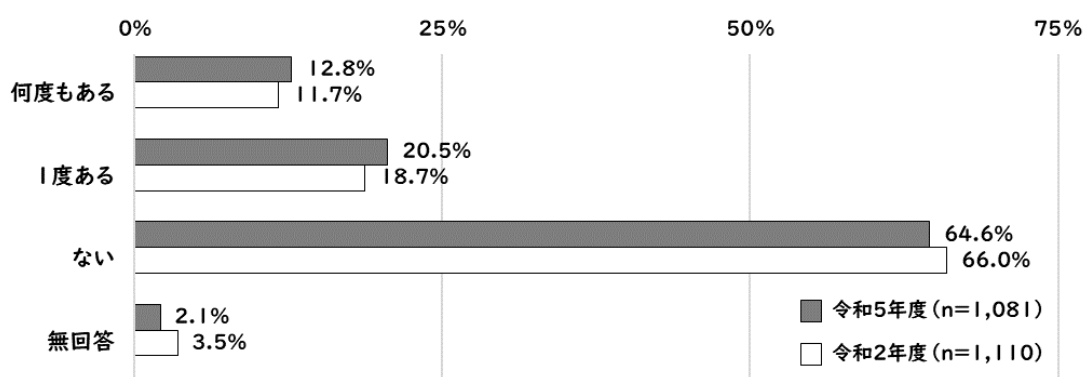
外出を控えている理由として足腰などの痛みが 46.1%を占め、前回調査より割合が高くなっています。

◆外出する際の移動手段は何ですか。（上位5項目）



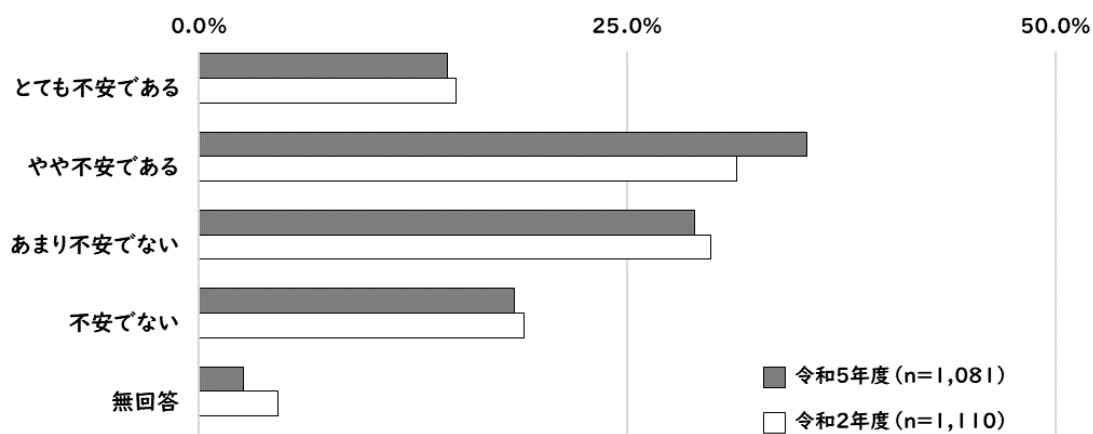
外出する際の移動手段は、自動車（自分で運転）をあげる人が 65.2%を占めています。

◆過去1年間に転んだ経験がありますか。



過去1年間に転倒した経験のある人は全体の 33.3%となっています。

◆転倒に対する不安は大きいですか。



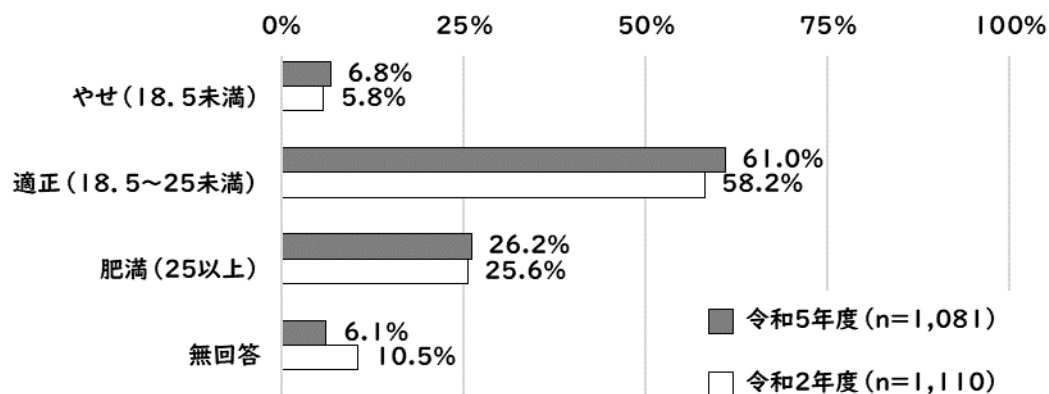
転倒に対して不安のある人は、「とても不安である」「やや不安である」を合わせて半数みられ、前回よりも割合が高くなっています。

一般的に、加齢とともに外出の回数が減り、閉じこもりがちとなる場合が多くなると言われています。日高村では、外出を控えている方の割合は少なくなっています。外出を控えている理由は、足腰などの痛みをあげる人がとりわけ多く、高齢者の転倒に対する不安が高くなっています。運動器の機能が低下しがちな高齢者に対して、その機能を維持するための取組が一層重要になっています。

外出の移動手段として、自分で自動車を運転している人が65%と、徒歩や自転車等を大幅に上回る割合となっています。運動機能や認知機能の低下により、将来、運転免許証を返納した方の移動手段の確保が引き続きの課題となります。

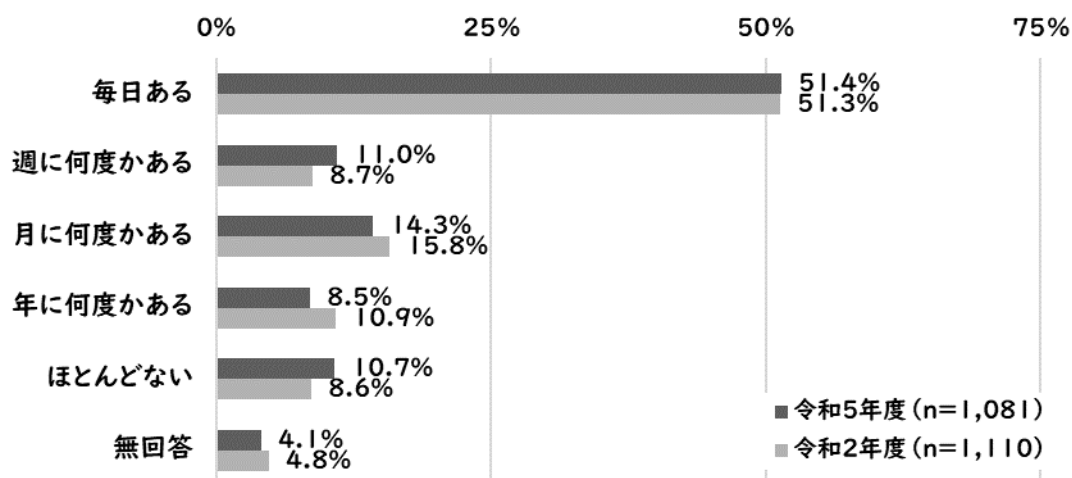
《食事や口腔機能の状況》

◆身長と体重をご記入ください。（身長・体重から算出されたBMI[体格指数]）



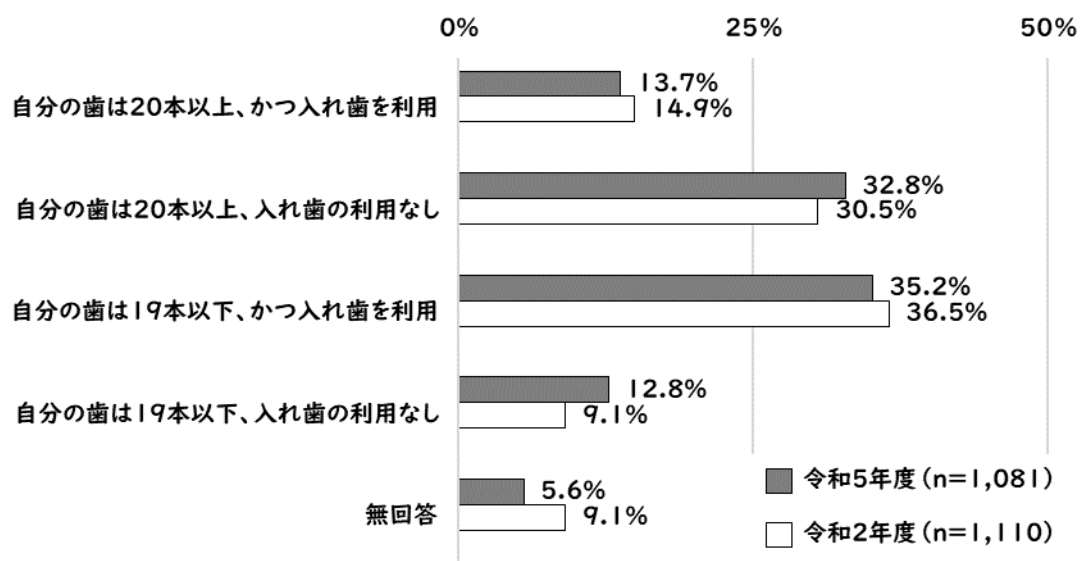
身長と体重を尋ねて体格指数を算出したところ、肥満状態にある人は全体の26.2%を占めています。

◆どなたかと食事をとる機会がありますか。



家族などと毎日食事をとっていない人は44.0%みられます。

◆歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください。



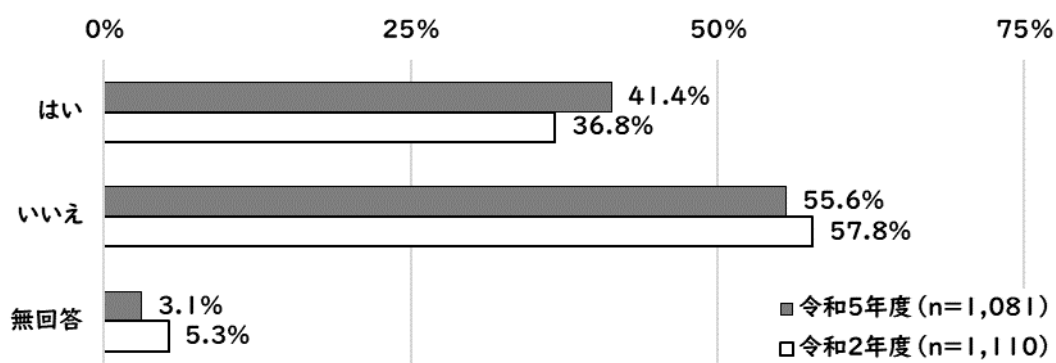
自分の歯が20本以上ある人の割合は46.5%となっています。

肥満状態にある人が26%みられ、人と一緒に食事をとらない「孤食」の傾向にある人も45%程となっています。

また、口腔機能が低下していると思われる人は、加齢とともに増加する傾向にあることから、かかりつけの歯科医の普及ともども高齢期の口腔ケアの重要性について広報・啓発を行っていく必要があります。

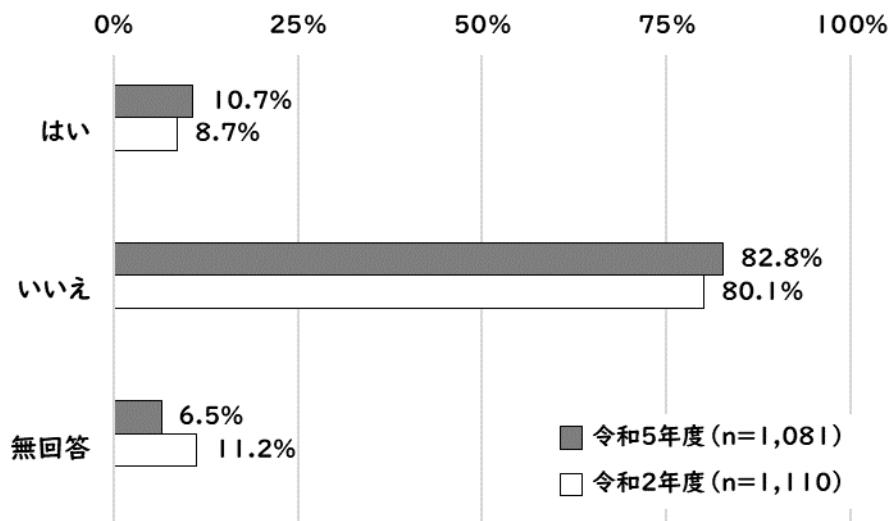
《認知症に関する状況と意識》

◆物忘れが多いと感じますか。



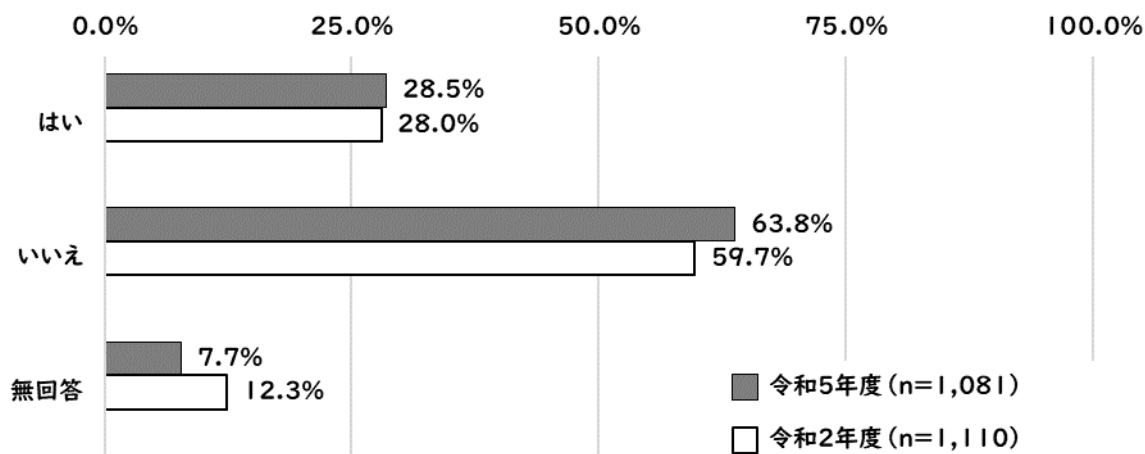
物忘れが多いと感じる人は41.4%を占め、前回調査よりも割合が高くなっています。

◆認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。



本人か家族に認知症の症状がある人は 10.7%を占め、前回調査よりも割合が高くなっています。

◆認知症に関する相談窓口を知っていますか。



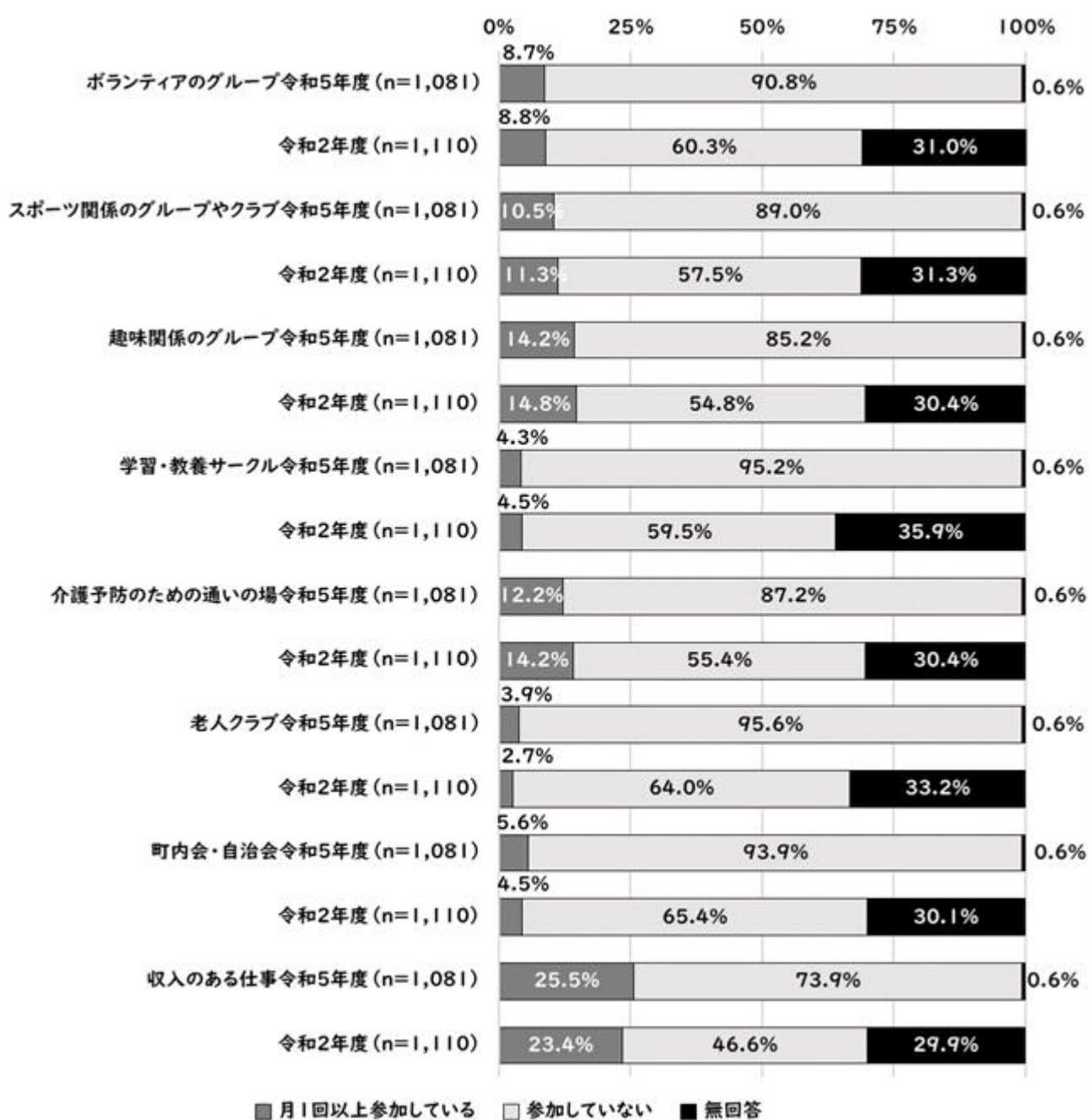
認知症に関する相談窓口を知っている人は 28.5%となっています。前回調査よりもいいえと答えた方の割合が高くなっています。

加齢に伴い、認知機能の低下が進みがちです。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい理解の普及や相談窓口の周知、地域ぐるみで本人・家族を支えていくような体制づくりが今後さらに必要となります。

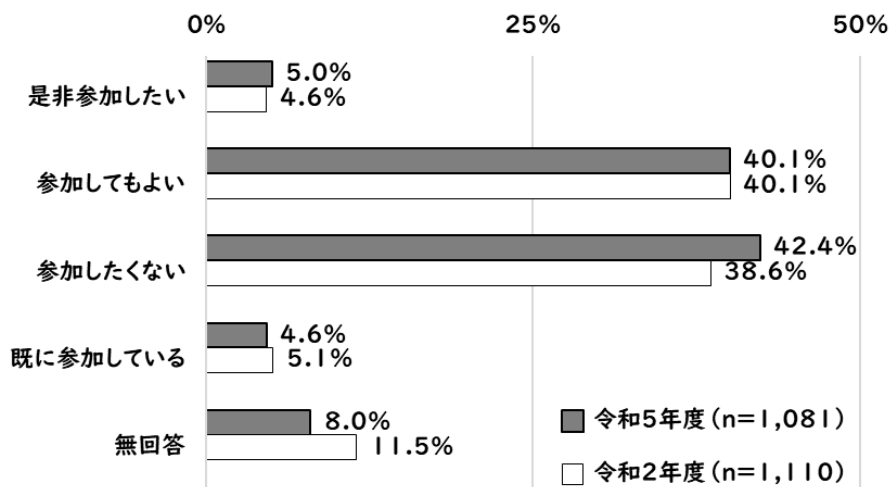
《生きがいづくりや社会参加の状況》

◆以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。



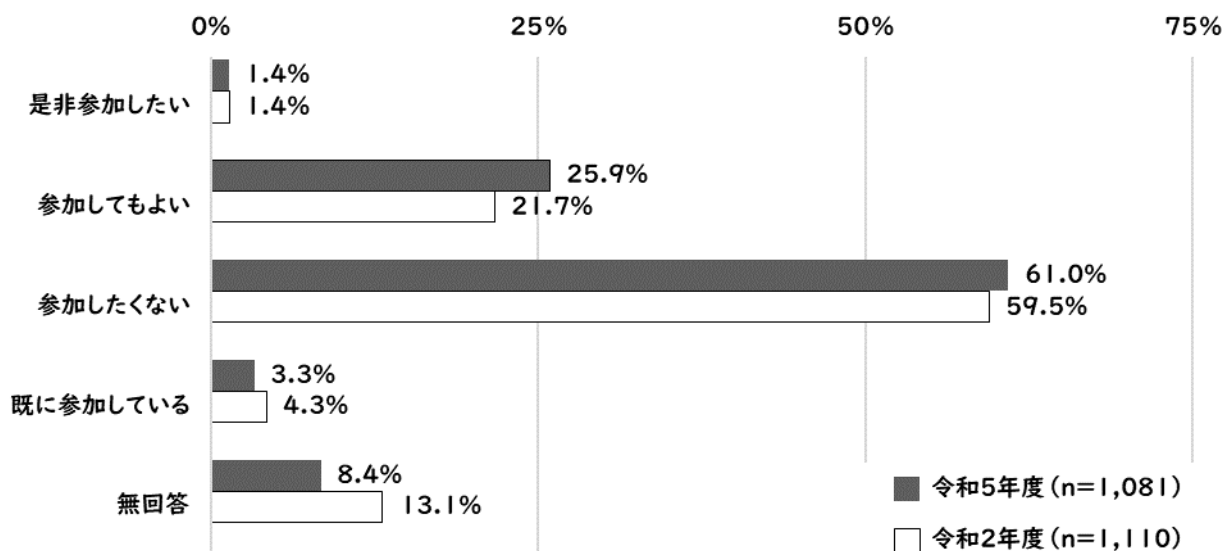
地域の活動への参加状況をみると、月1回以上参加したことがある活動は多い順に、収入のある仕事（25.5%）、趣味関係のグループ（14.2%）、介護予防のための通いの場（12.2%）、スポーツ関係のグループやクラブ（10.5%）などとなっています。

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

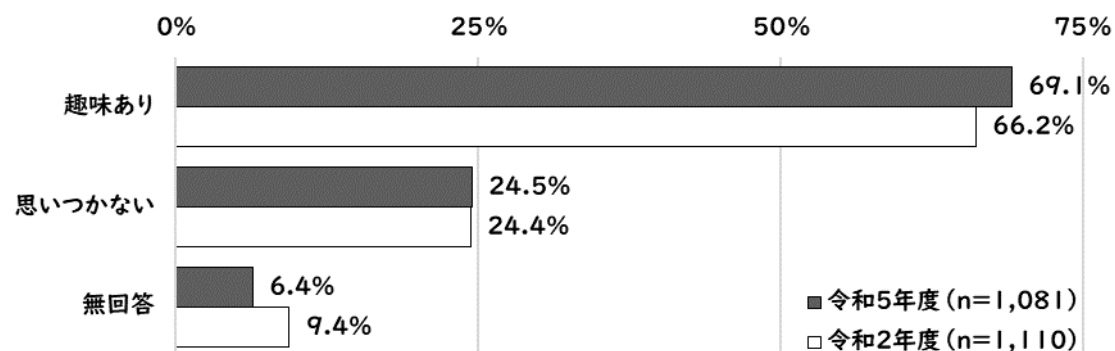


健康づくりや趣味等のグループ活動など地域住民による活動に『参加者』として参加する意向を示す人は「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせて 49.7%となっています。一方で、『お世話役』として参加意向を示す人は 30.6%にとどまり、61.0%の人は「参加したくない」と答えています。

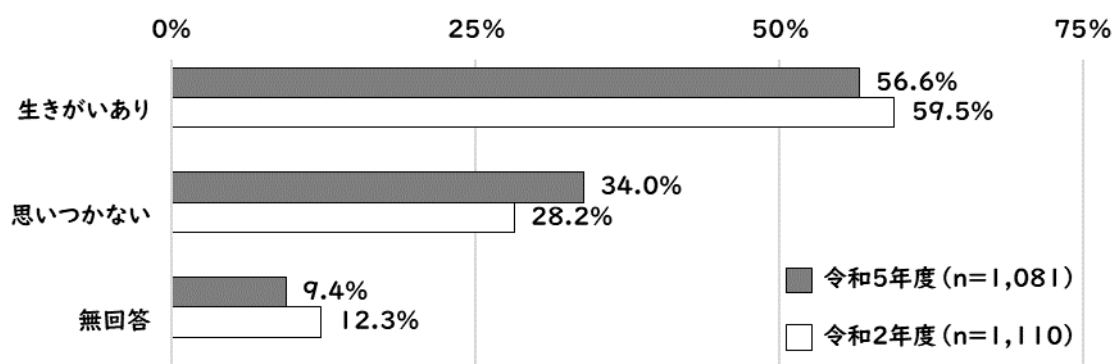
◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



◆趣味はありますか。

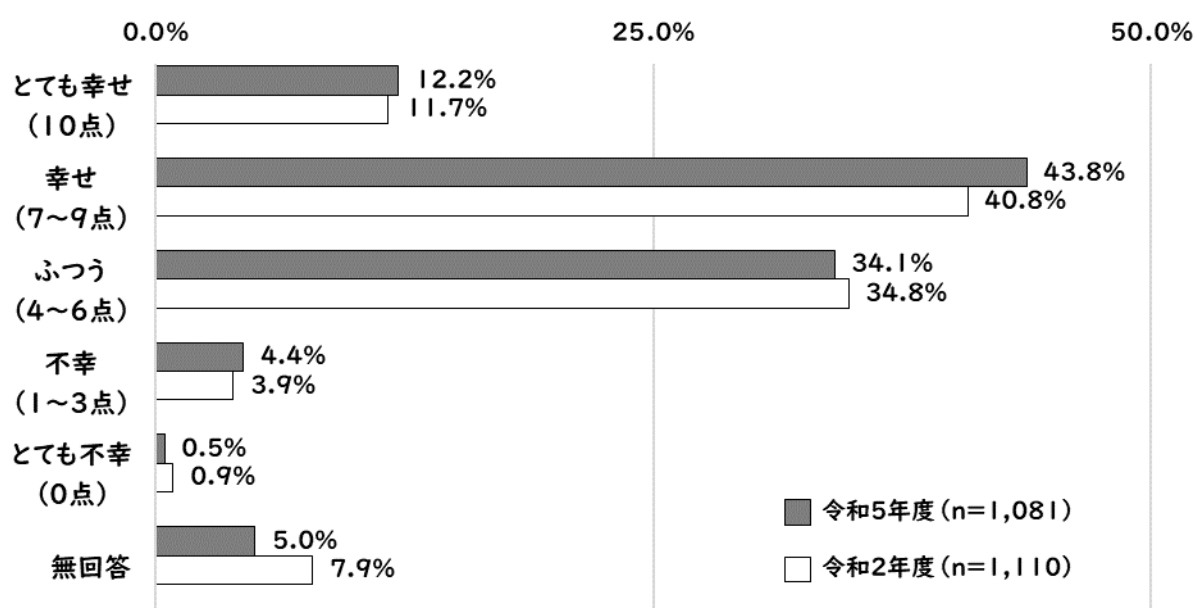


◆生きがいがありますか。



趣味があると答えた人は 69.1%、生きがいがあると答えた人は 56.6%となっています。

◆あなたは、現在どの程度幸せですか。※10点満点



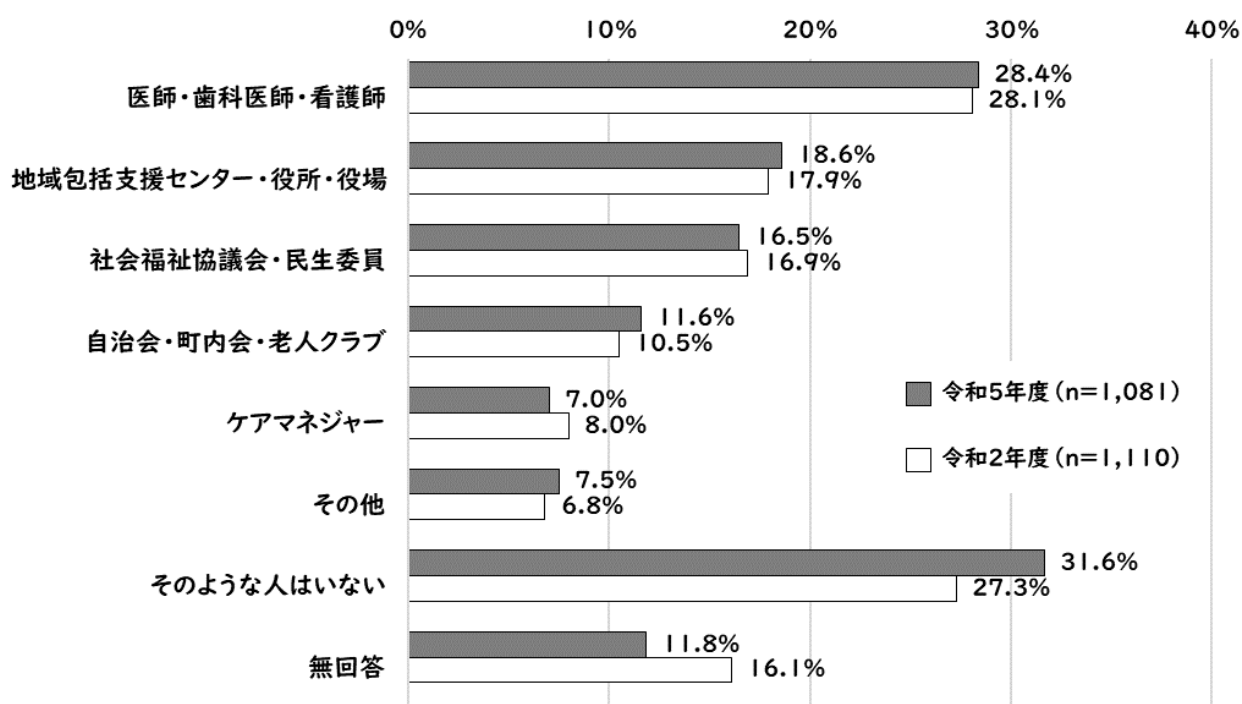
主体的な幸福感について尋ねたところ、「幸せ」（10 点満点で 7～9 点）と答えた人が 43.8%、「ふつう」（4～6 点）と答えた人が 34.1%となっています。

趣味活動に親しむ人がある一方で、自らの生きがいを尋ねられて思いつかない人が無回答を含めて43%を占めています。このため、趣味活動や文化・学習・スポーツ活動、ボランティア活動、就労、様々な人々との交流など、多様な社会参加の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを図っていくことが重要です。

ボランティア活動については、身近な地域の中のちょっとした取組から活動参加者の輪を徐々に広げていくようなアプローチが必要です。また、現在は参加意向が低い、「お世話役」としての参加者を増やしていき、住民による主体的な活動を育んでいくことが望まれます。

《相談の状況》

◆家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

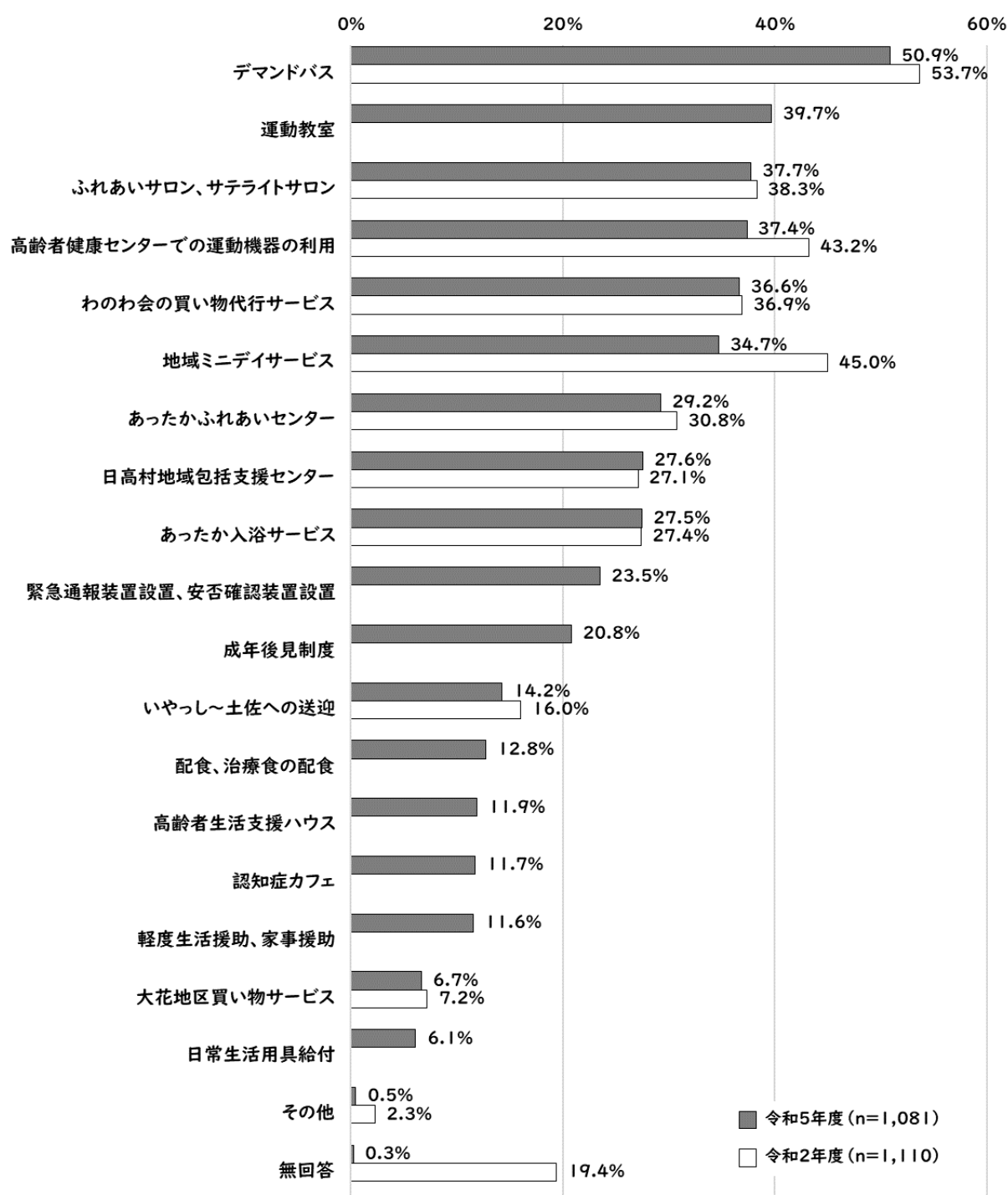


家族や友人・知人以外の相談先としては、医師・歯科医師・看護師が 28.4%、地域包括支援センター・役場が 18.6%、社会福祉協議会・民生委員が 16.5%、自治会・町内会・老人クラブが 11.6%となっています。

そのような人がいないと答えた人が31.6%、無回答が11.8%と、家族や友人以外には相談相手がない高齢者があわせて43.4%を占めています。そのため、今後は、地域の様々な人とのつながりや助けあうことの重要性を啓発し、地域での助けあいを促すなどの取組が重要と考えられます。

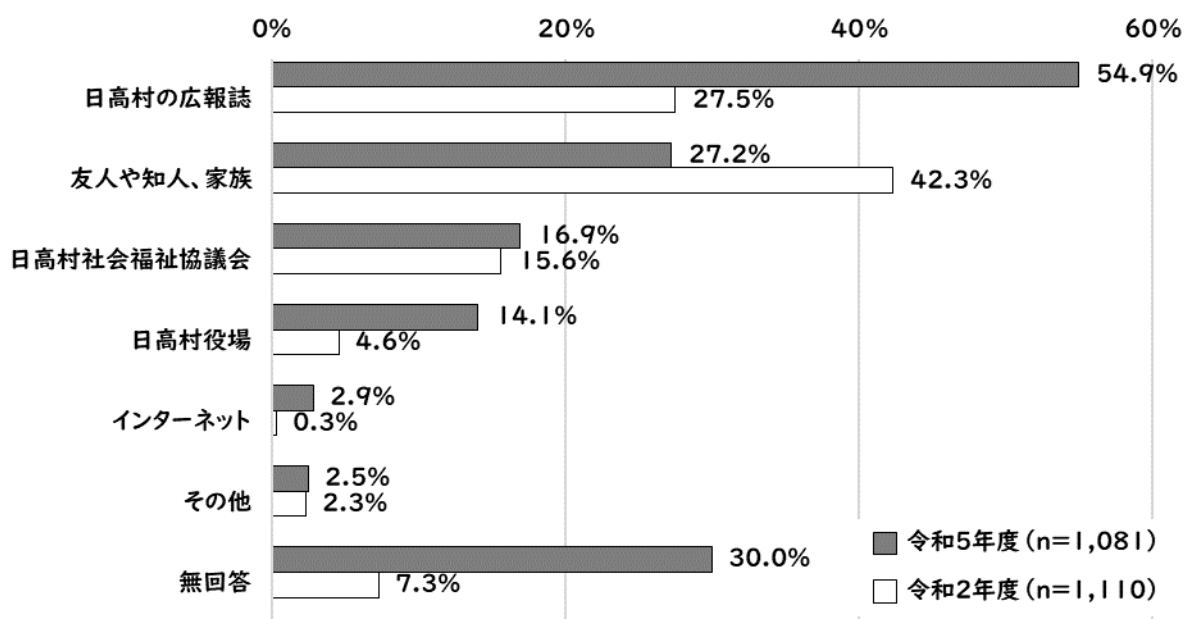
《高齢者にかかわる事業の周知状況》

◆日高村にある高齢者福祉サービスや健康づくりについて、知っているものがありますか。



主に高齢者を対象とした事業で知っているものを尋ねたところ、「デマンドバス」が 50.9%と最も多く、次いで「運動教室」が 39.7%、「ふれあいサロン、サテライトサロン」37.7%、「高齢者健康センターでの運動機器の利用」が 37.4%、「わのわ会の買い物代行サービス」が 36.6%、「地域ミニデイサービス」が 34.7%、「あったかふれあいセンター」が 29.2%などとなっています。

◆サービス等や行政の情報は何かから得ていますか。



情報の入手先については、「日高村の広報誌」が 54.9%と最も多く、次いで「友人や知人、家族」が 27.2%、「日高村社会福祉協議会」が 16.9%となっています。

デマンドバスをはじめ、多くの事業が住民に認識されていますが、今後とも必要な人に情報が適切に伝わるよう周知に努めていく必要があります。また、高齢者が日常的に身近な場所で集い、心身機能の保持・増進に取り組めるような環境づくりに引き続き努める必要があります。

情報の入手方法は、広報誌が圧倒的に多く、日高村役場からの入手の割合が前回よりも高くなっています。インターネット等からの入手も若干みられるようになってきました。今後は、様々な情報取得手段を準備する必要があります。

《前回調査との比較》

国が指定した項目の回答結果を前回調査結果と比較した結果は、下表のとおりです。

〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による分析結果〕

(単位：％)

項目	今回	前回	備考
運動器機能リスク高齢者の割合	17.2	14.0	階段の昇降不可、椅子からの立ち上がり不可、15分歩行不可、転倒経験あり、転倒への不安ありのうち3項目以上あてはまる
栄養改善リスク高齢者の割合	6.8	5.6	BMIが18.5以下(やせ状態)
咀嚼機能リスク高齢者の割合	35.0	23.9	半年前に比べて固いものが食べにくくなった
閉じこもりリスク高齢者の割合	17.4	15.6	外出が週に1回以下
認知症リスク高齢者の割合	41.4	36.1	物忘れが多いと感じる
うつリスク高齢者の割合	38.1	36.1	気分が沈む、物事に興味がわからないの1項目以上
IADL※が低い高齢者の割合	6.1	2.7	一人で外出、買物、食事の用意、請求書の支払い、預貯金のおし入れ、のうち2項目以上できないものがある
転倒リスク高齢者の割合	35.4	29.1	過去1年間に転倒経験あり
主観的健康観の高い高齢者の割合	73.6	76.1	現在の健康状態がとてもよい・まあよい
主観的幸福感の高い高齢者の割合	39.6	39.1	現在どの程度幸せかで10点満点中、8点以上

※IADL：Instrumental Activity of Daily Livingの略。モノや道具を使いこなす生活能力のことをいい、具体的には、掃除、洗濯、買物、食事の準備などの家事動作、電話の使用、交通手段の利用、財産管理、自らの服薬管理など、広い生活圏での活動や複雑な生活活動のことを指します。

8項目のリスク分析をしたところ、前回調査（令和2年度）よりも、全てにおいて高齢者のリスク割合が上昇している状況です。運動器機能リスクが上がる要因としては、転倒リスク高齢者の状況が大きく影響しているものと考えられます。また、咀嚼機能リスク高齢者が大きく上昇したために、栄養改善リスク高齢者が上昇したものと考えられます。

特に、閉じこもりリスクとうつリスクの関係、認知症リスク高齢者とIADLが低い高齢者の割合といった関係が顕著に表れています。

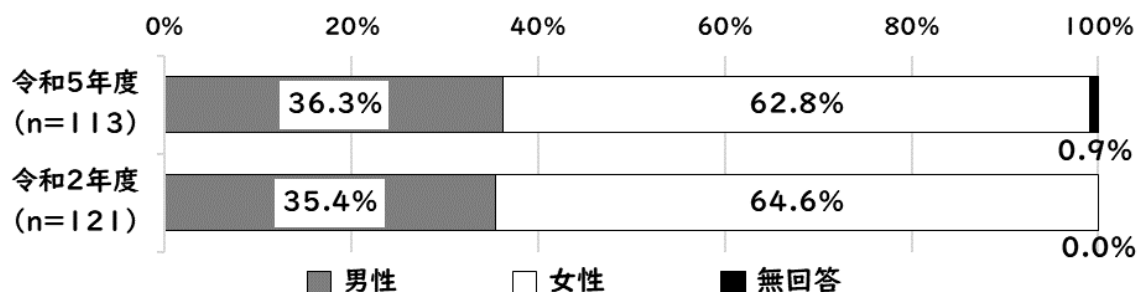
主観的な健康観と幸福感においては、こうしたリスクが高くなる一方で、健康観は低下していますが、幸福感は増しているため、日高村で生活するうえにおいて高齢者の状況は悲観的でないと考えられます。

② 在宅介護実態調査の主な結果

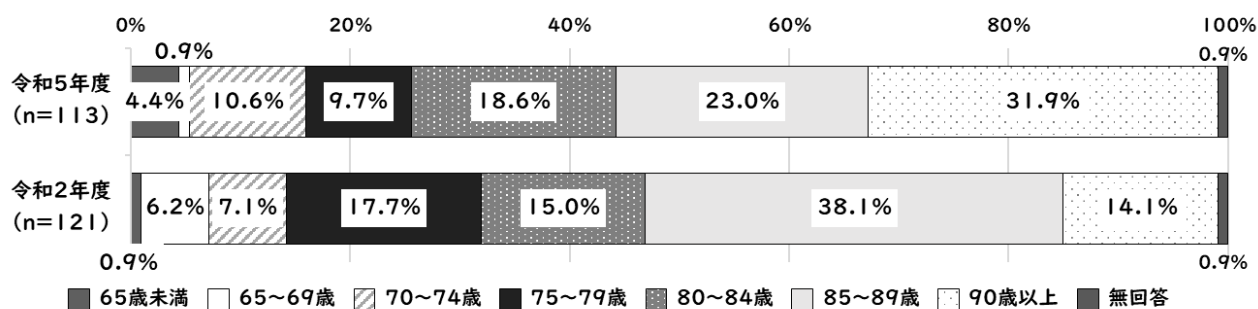
《認定者本人の主な属性》

認定者本人の主な属性は、女性が62.8%、80歳以上が74.4%、要支援1から要介護1の人が55.8%となっています。

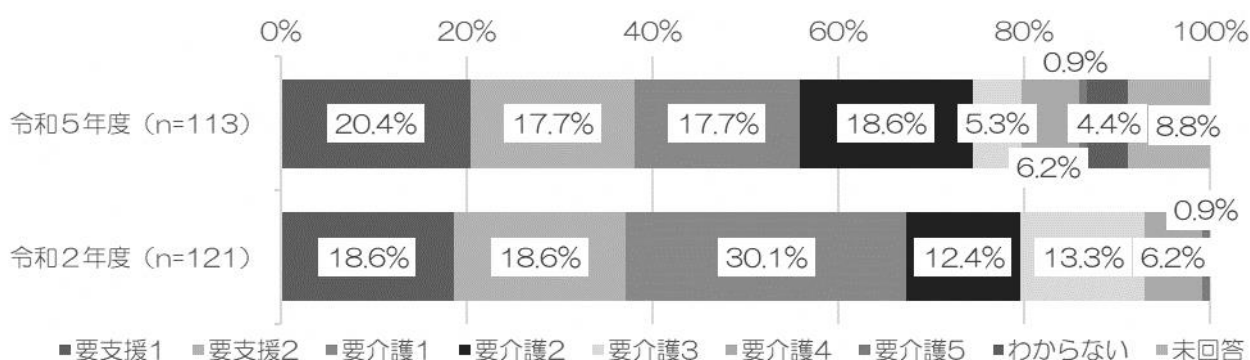
◆本人の性別



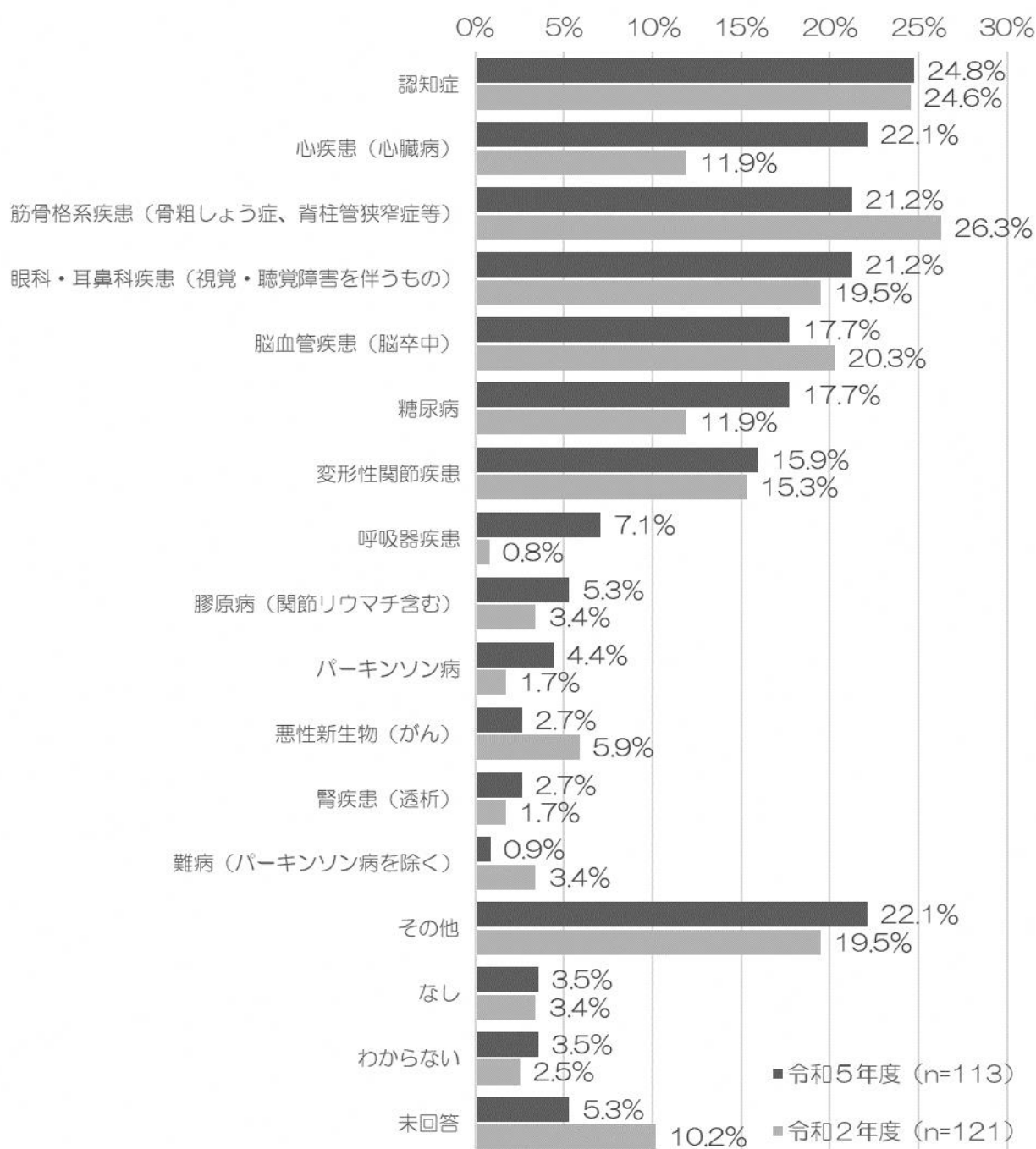
◆本人の年齢



◆要介護度（二次判定結果）

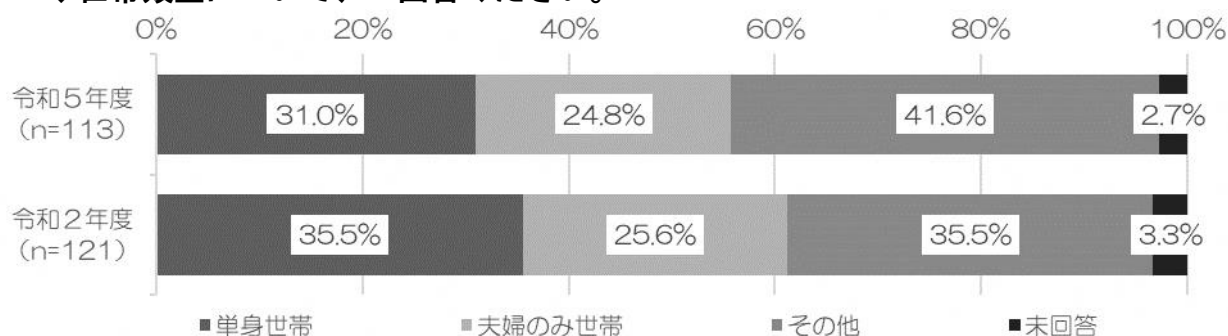


◆ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください。



現在抱えている傷病について尋ねたところ、認知症が24.8%と最も多く、次いで心疾患が22.1%、筋骨格系疾患、眼科・耳鼻科疾患が21.2%、脳血管疾患、糖尿病が17.7%、変形性関節疾患が15.9%の順となっています。

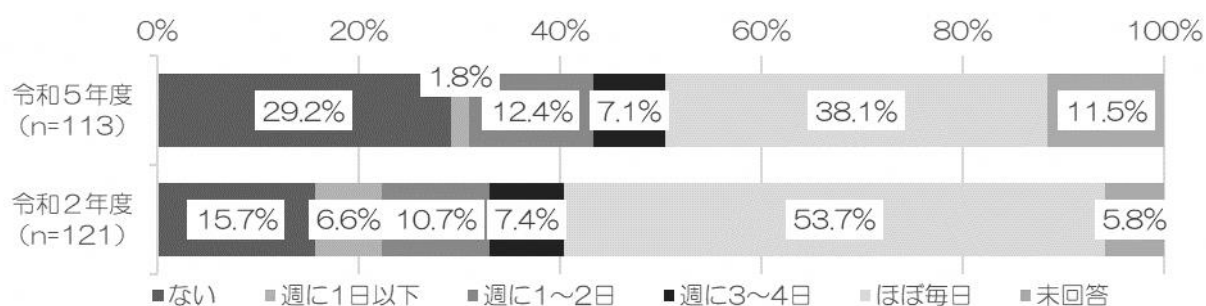
◆世帯類型について、ご回答ください。



世帯類型をみると、単身世帯が31.0%となっています。

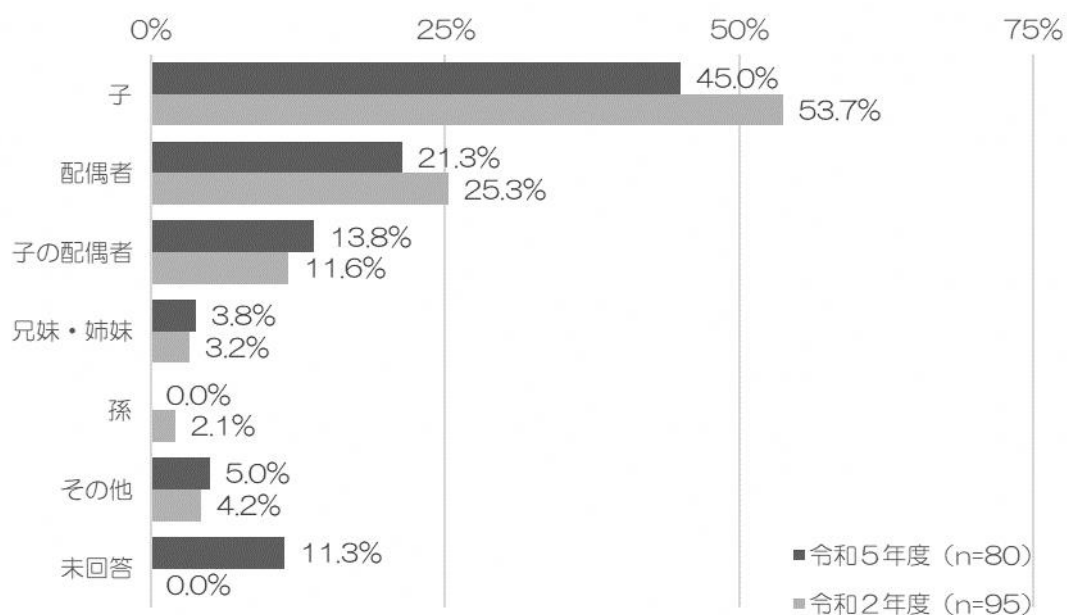
《介護の状況》

◆ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。



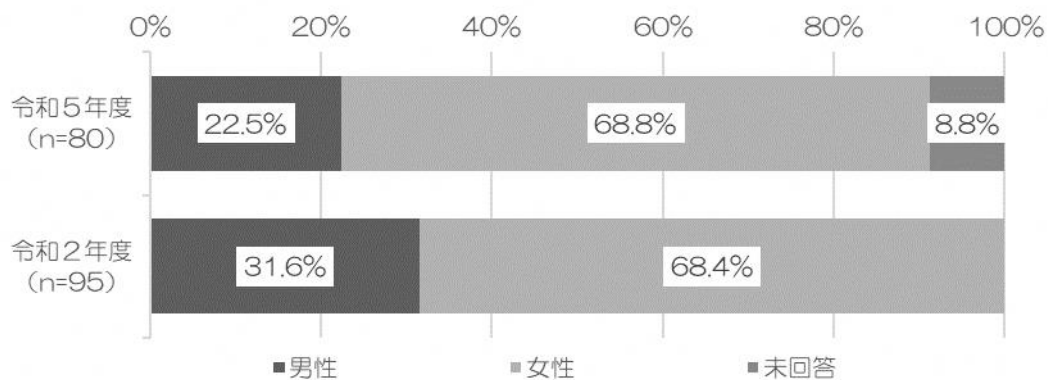
回答者の59.3%が家族や親族からの何らかの介護を受けています。

◆主な介護者の方は、どなたですか。

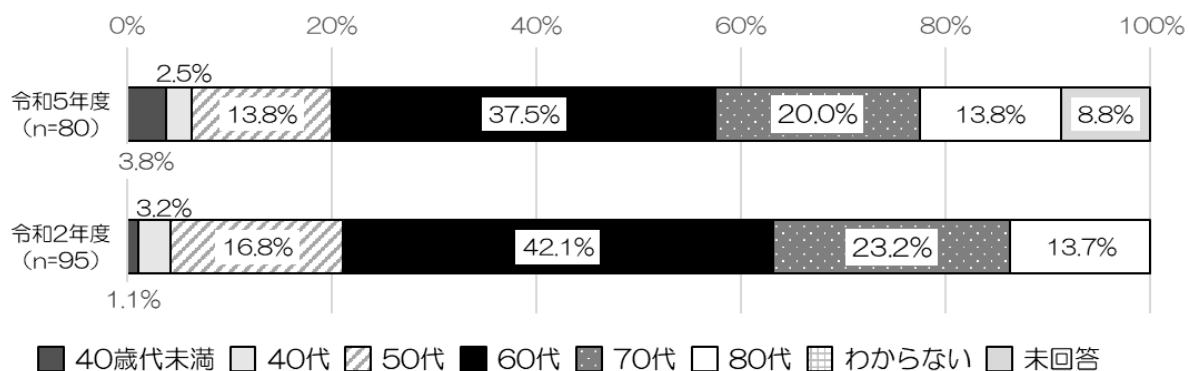


主な介護者は、子が45.0%、配偶者が21.3%、子の配偶者が13.8%となっています。

◆主な介護者の方の性別について、ご回答ください。

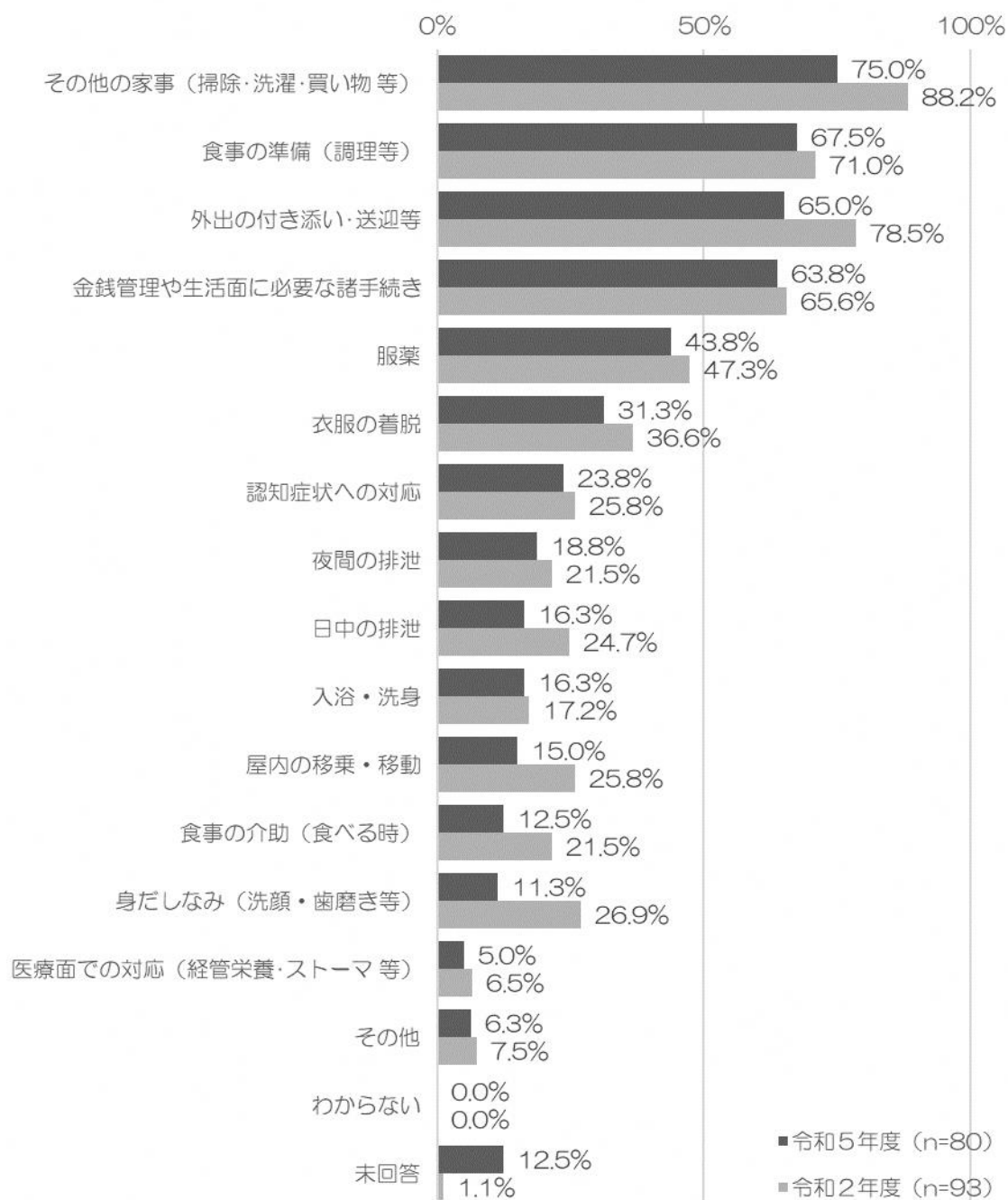


◆主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。



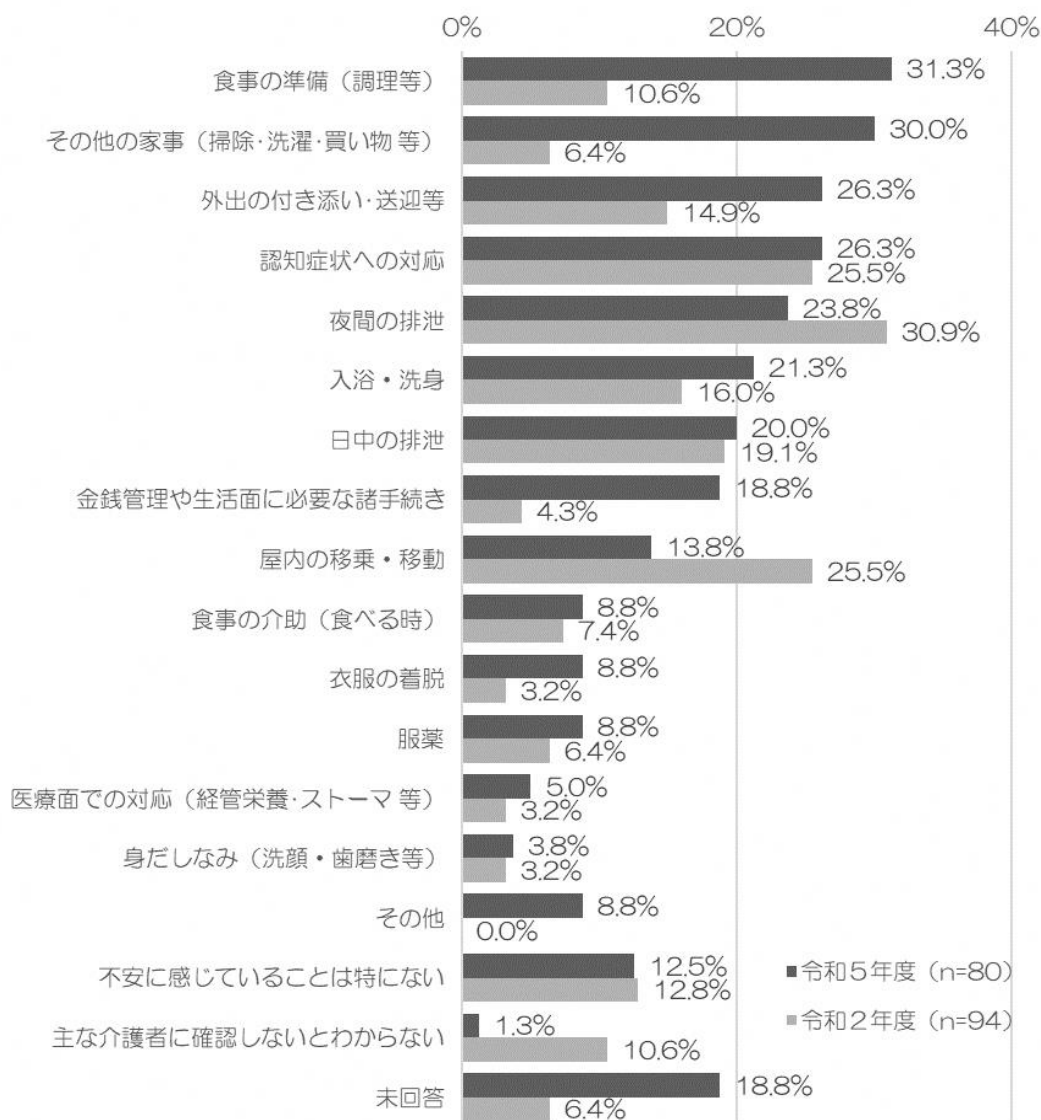
介護者の性別は女性が 68.8%、年齢は 60 歳以上が 71.3%を占めています。

◆現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください。



介護を受けている内容は、多い順に掃除・洗濯・買い物等の家事が 75.0%、食事の準備が 67.5%、外出の付き添い・送迎等が 65.0%、金銭管理や生活面に必要な諸手続きが 63.8%などとなっています。

◆現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。



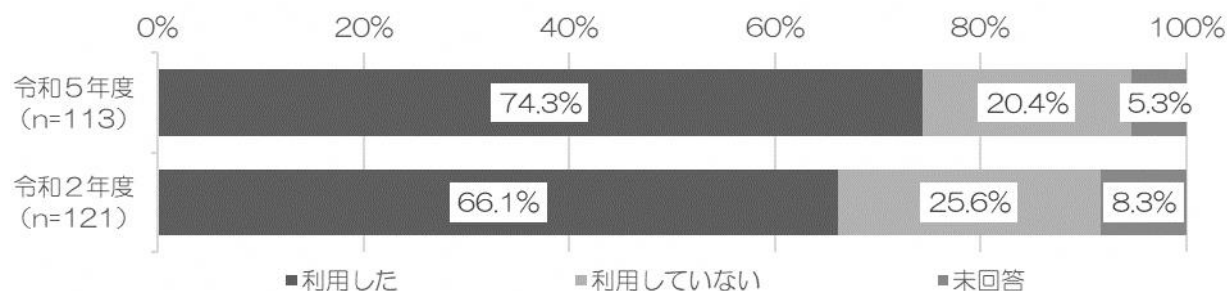
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等として、食事の準備（調理等）が 31.3%、その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）が 30.0%、外出の付き添い・送迎等が 26.3%の順となっています。

認定者本人は80歳以上が多くを占め、認知症や心疾患、筋骨格系疾患の方が多くなっています。一方、介護者の年齢も60歳以上が71%、単身世帯や高齢夫婦のみ世帯が過半数を占める等、「老老介護」の状態にある家庭が多いことがうかがえます。

家庭の介護力が低下し、在宅介護が困難となりつつある世帯が増加すると推察できます。引き続き、要介護・要支援高齢者の生活支援体制づくりについて取り組んでいく必要があります。

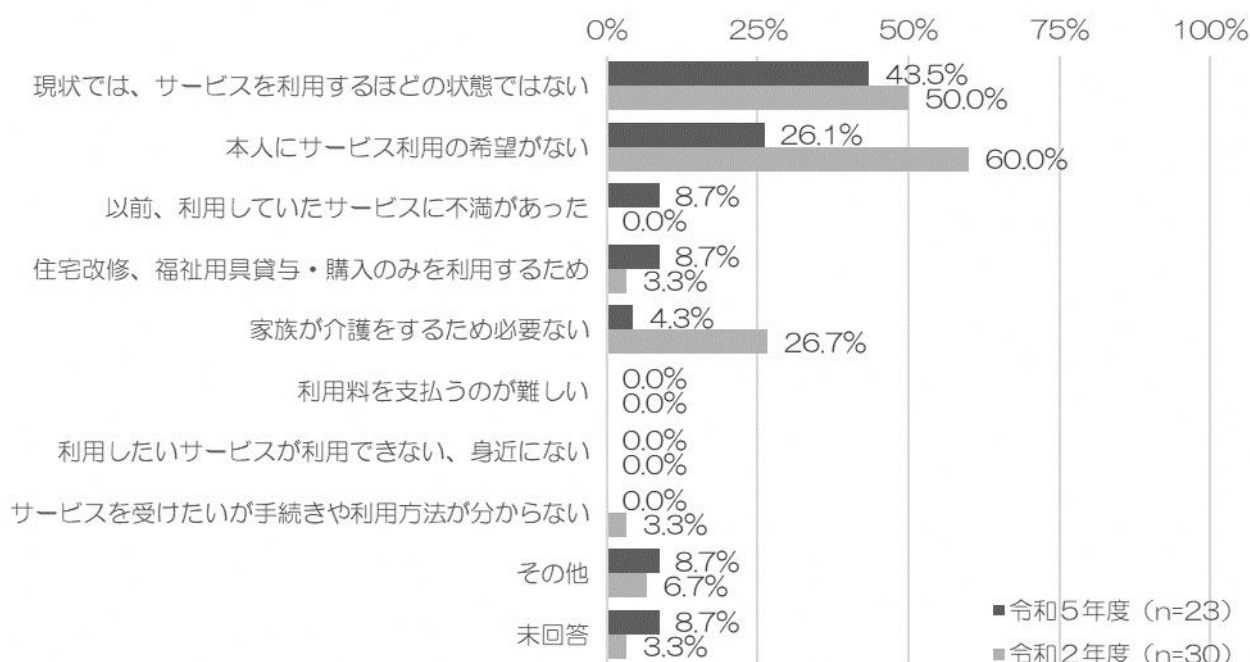
《介護保険・高齢者福祉サービスの利用状況と意向》

◆現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか。



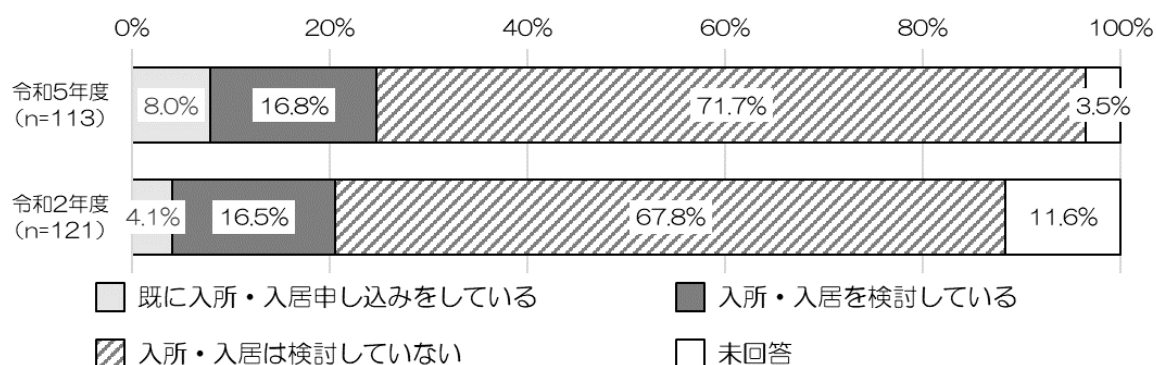
住宅改修や福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用した人は 74.3% となり、前回調査よりも割合が高くなっています。

◆介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。



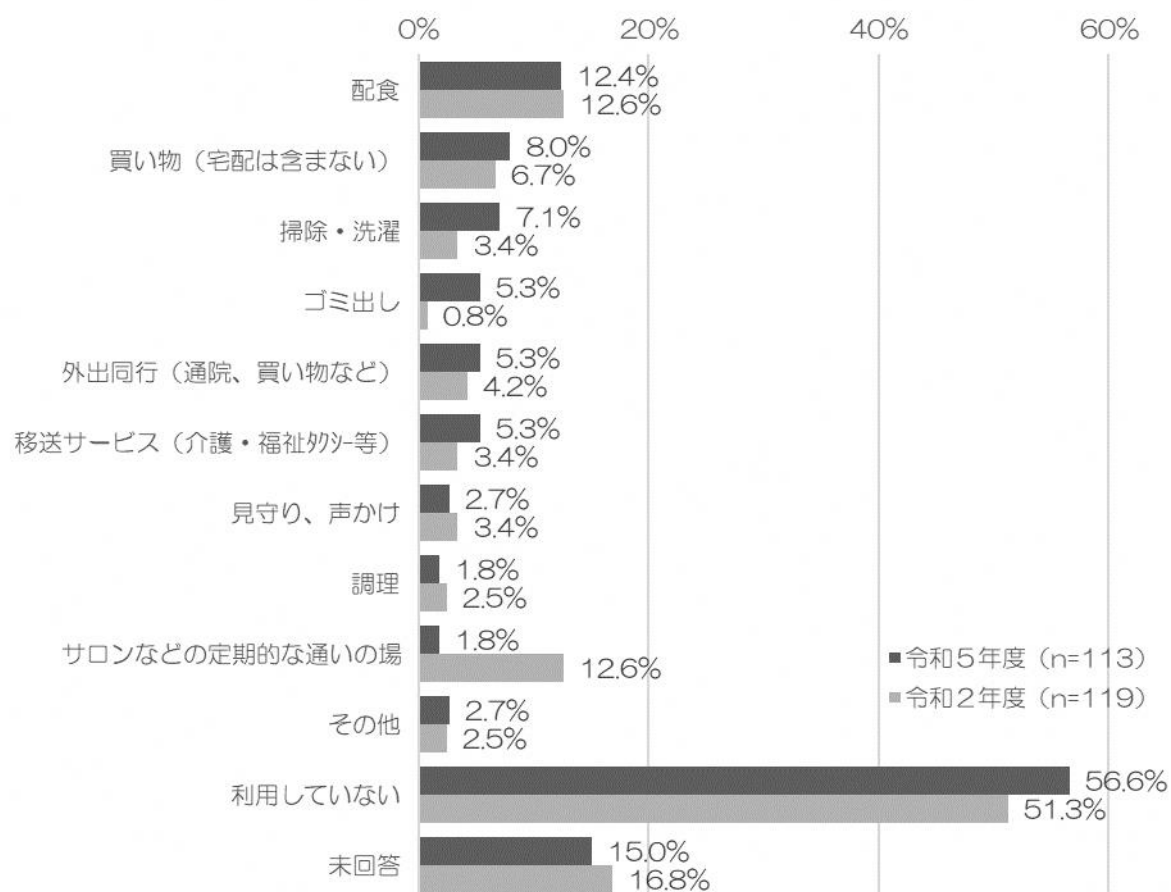
介護保険サービスを利用していない人にその理由を尋ねたところ、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 43.5%、「本人にサービス利用の希望がない」が 26.1%、「以前、利用していたサービスに不満があった」が 8.7% などとなっています。

◆現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。



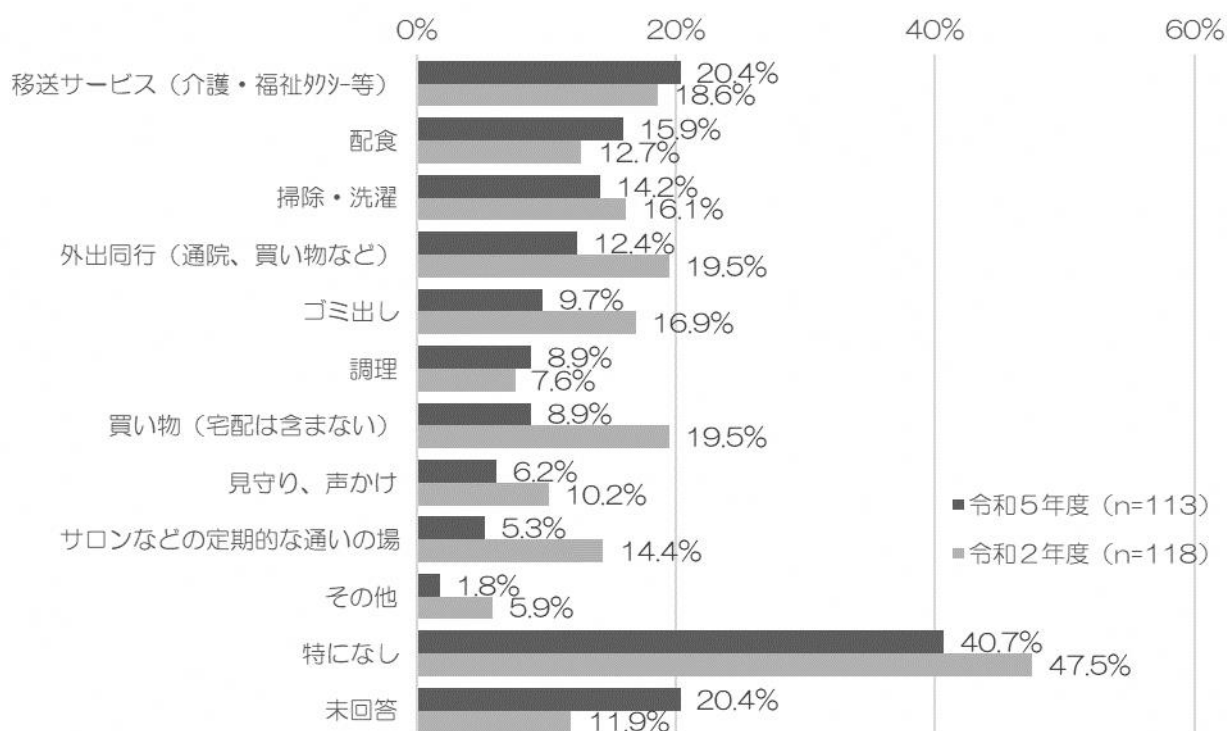
現時点で施設等への入所・入居申し込みを既にしてしている人は 8.0%、検討中の人が 16.8%となっています。

◆現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください。



介護保険サービス以外の支援やサービスを利用している人は 32 人（28.3%）で、内容別には、配食が 12.4%、買い物が 8.0%、掃除・洗濯が 7.1%などとなっています。

◆今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。



今後の在宅生活の継続に向けて、何らかの支援・サービスが必要と感じている人は 38.9%で前回調査時の 40.6%より減少しています。

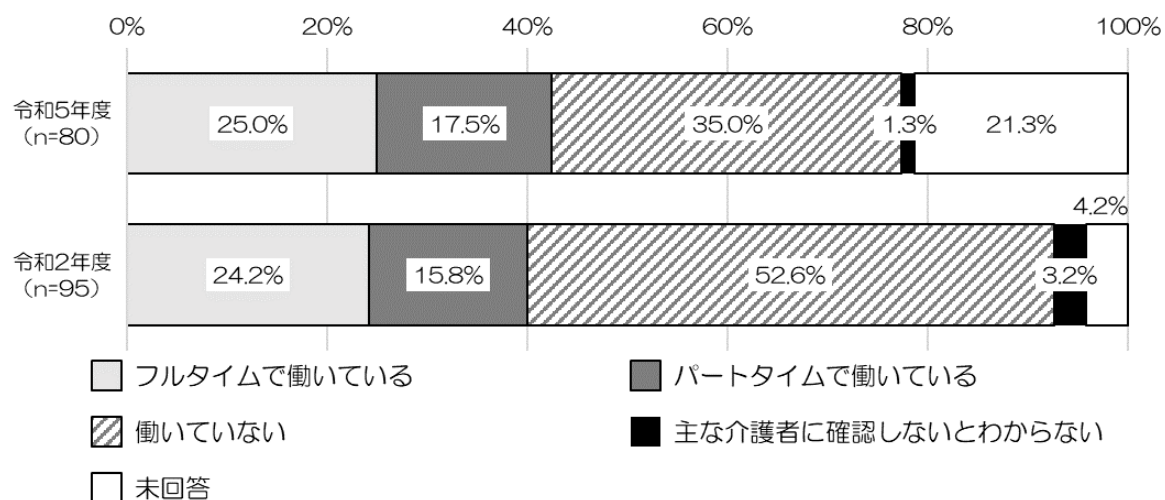
内容別にみると、移送サービスが 20.4%、配食が 15.9%、掃除・洗濯が 14.2%などの順となっており、前回調査より割合が低くなったものが見られます。

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、移送サービス、配食が前回調査より割合が高くなっています。このため、要介護・要支援認定者の生活支援、社会参加に向けて外出支援や買い物支援に向けた取組をインフォーマルなサービスも含めてより充実させていくことが求められます。

また、認知症への対応も主な介護者が不安に感じる介護等として上位にあります。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたって、認知症施策の推進は重点的な取組として位置づけられ、日高村としても認知症に対する正しい理解のいっそうの普及に努めるとともに、認知症について気軽に相談できる体制づくりや、認知症の本人・家族を地域で支えていく体制づくりを進めていく必要があります。

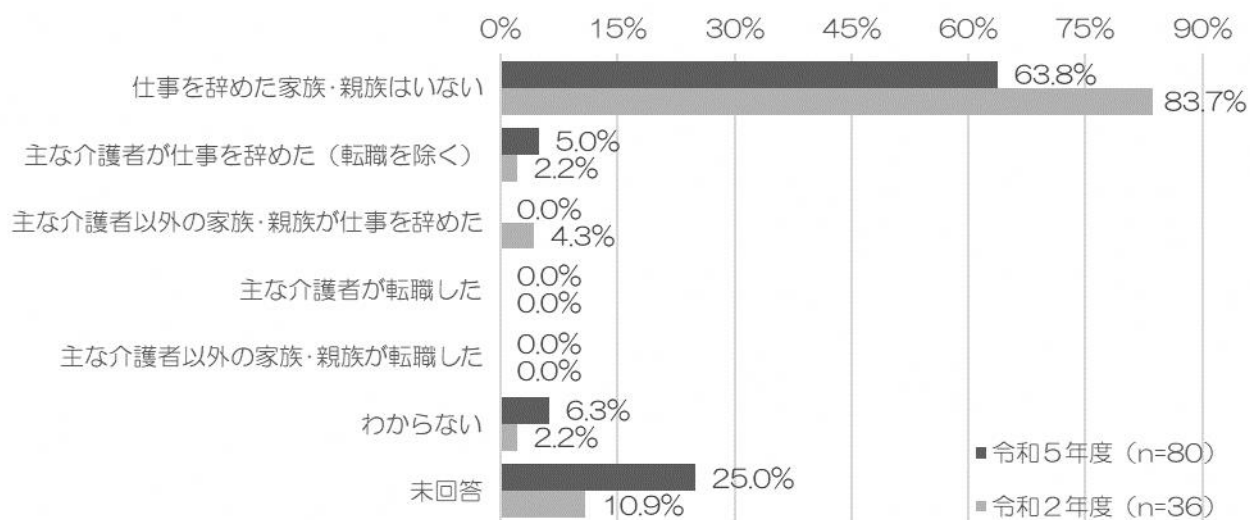
《仕事と介護の両立と介護離職の状況》

◆主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



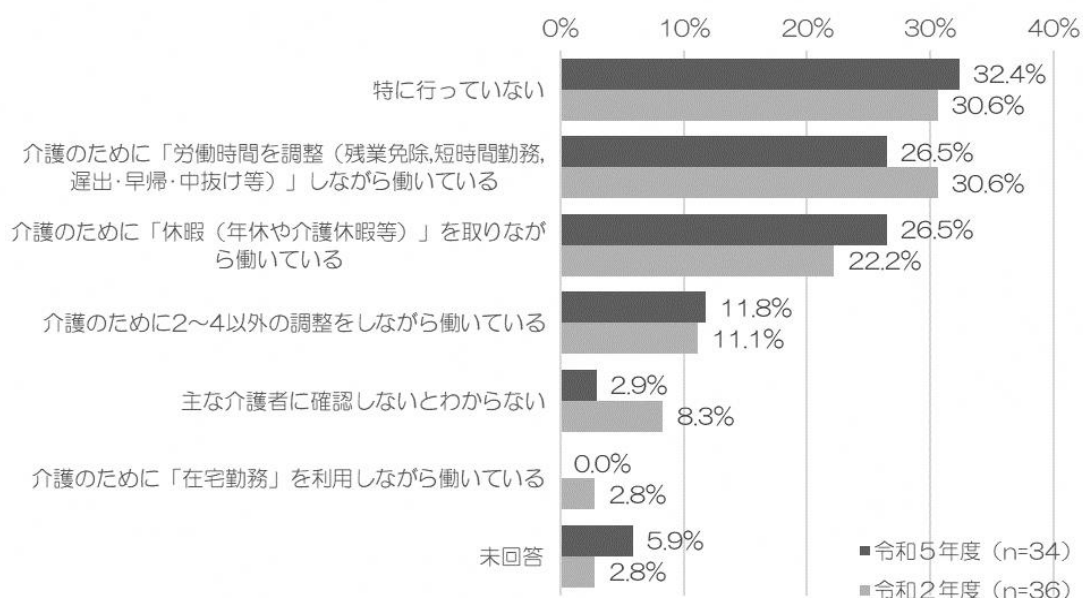
介護者の勤務形態は、フルタイムで働いている人が 25.0%、パートタイムが 17.5%で、合わせて 42.5%となっています。

◆ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。



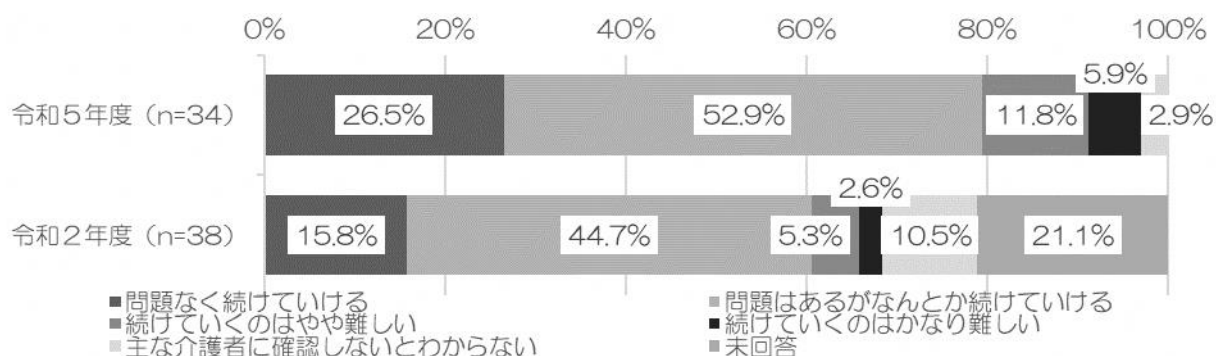
介護を主な理由として過去1年間に離職した主な介護者は 5.0%となっています。

◆主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。



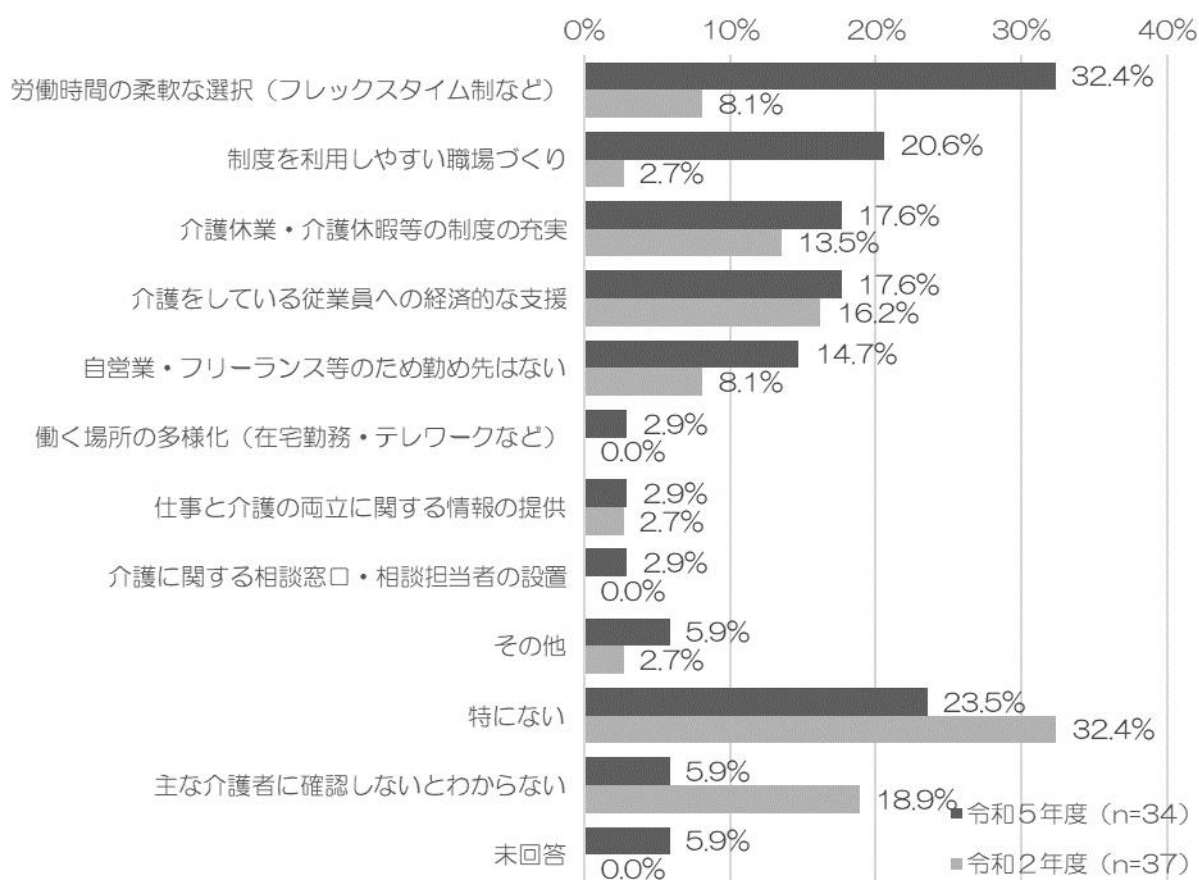
介護をするために何らかの形で働き方の調整をしている人は 64.8%で、労働時間を調整している人が多くを占めています。

◆主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。



今後の仕事と介護の両立について、「問題なく、続けていける」が 26.5%、「問題はあるが、何とか続けていける」が 52.9%と、79.4%が続けていけると答えています。

◆主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。



仕事と介護の両立に効果がある勤務先からの支援について尋ねたところ、「労働時間の柔軟な選択」が 32.4%と最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」が 20.6%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 17.6%の順となっています。

働いている介護者は42.5%となっています。その上で働いている介護者の79.4%が仕事と介護の両立をしていけると答え、前回調査よりも増加しています。

しかし、なかには両立が難しいという人や実際に仕事を辞めた人も皆無ではなく、介護者の就労と介護の両立への支援のあり方について引き続き検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

この計画の推進を通じて、日高村に住むすべての人が、元気であっても、病気であっても、障害があっても、介護が必要であっても、いつまでもこの村でいきいきと暮らすことができることをめざします。

そのために、これまでに形づくられてきた人々のつながりや蓄積されてきた社会資源がより一層充実したものとなり、介護や支援を必要とする高齢者を地域の人々で支え、だれもが住み慣れた地域や自宅で安心して、健やかに自立した生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

今後とも、高齢者のみならず、すべての人にとって安心して暮らせる村づくりの実現をめざし、この計画の推進にあたっては、引き続き計画の基本理念を継承していくものとします。

《計画の基本理念》

～安全・安心で笑顔と希望あふれる村～

高齢者が長年培ってきた知識や経験を最大限に活かし、地域社会を支える一員として、健康でいきいきとした生活を送れることは、みんなの願いです。

介護が必要な状態になっても、だれもが安全で安心して暮らせ、笑顔と希望あふれる村づくりを実現します。

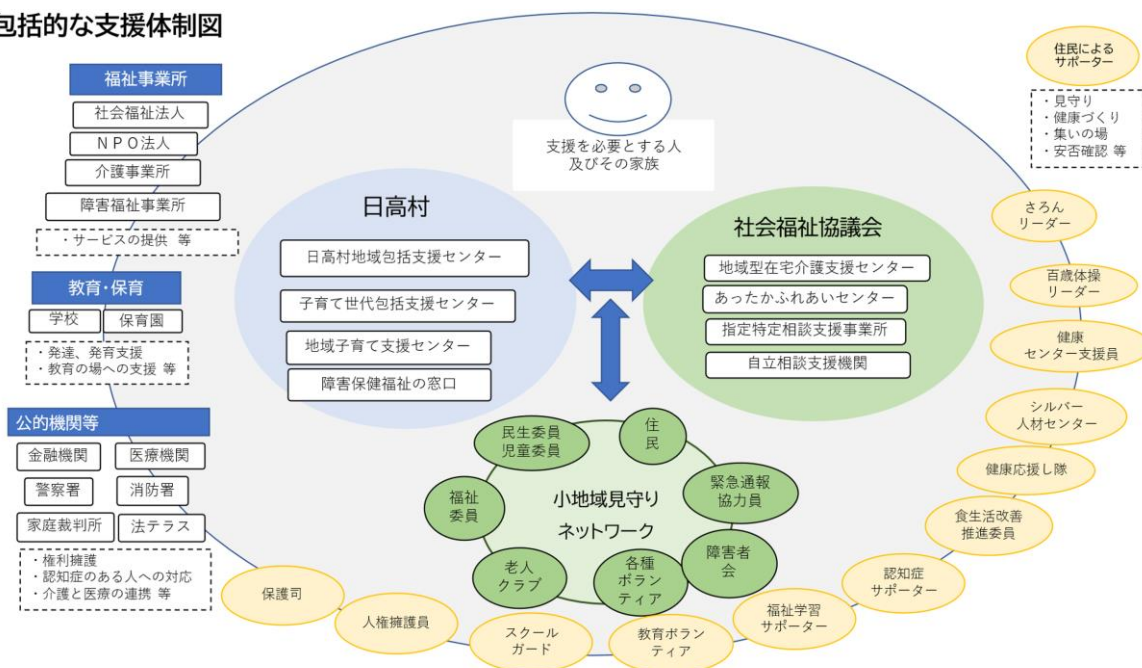
2 重点項目

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

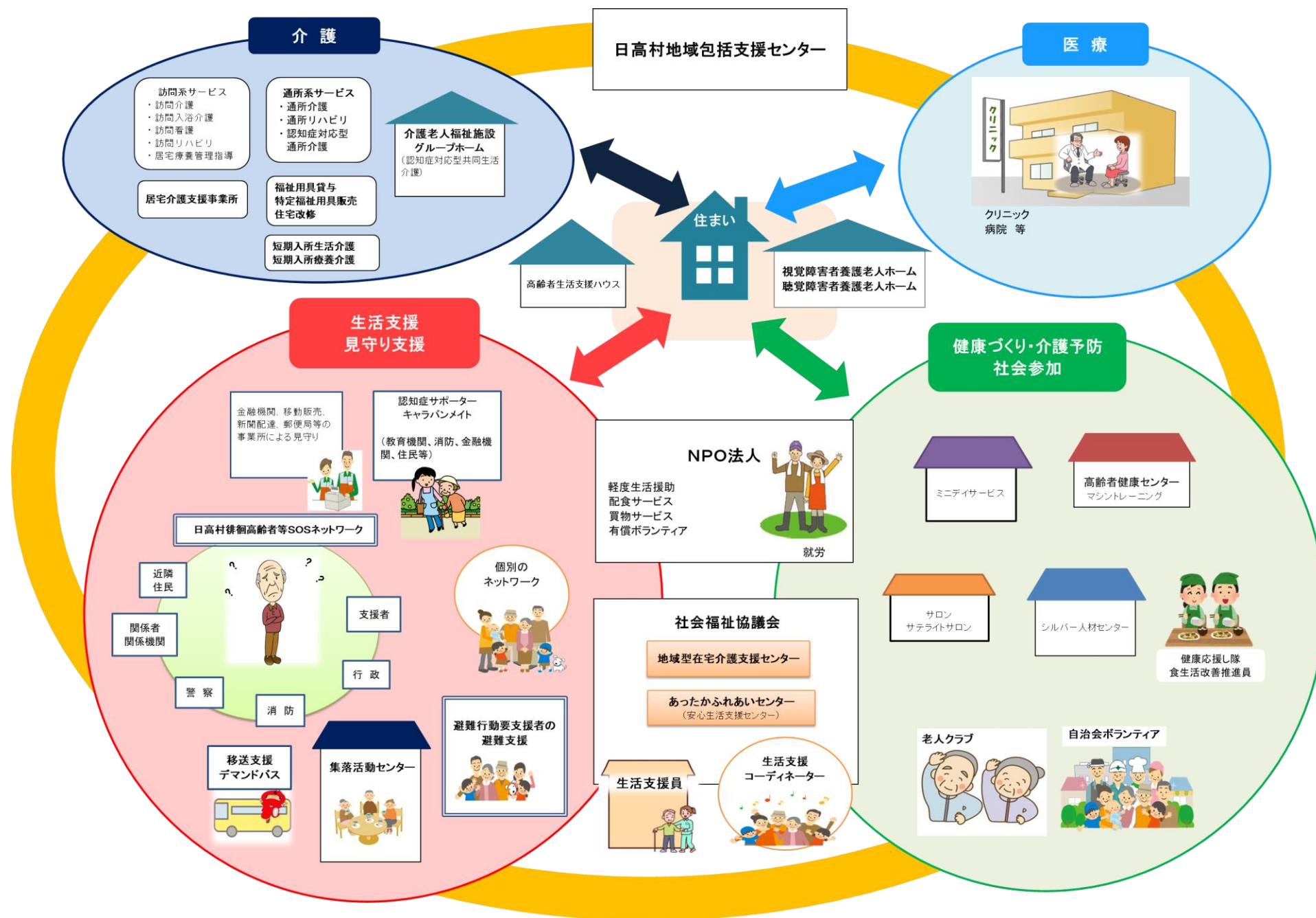
日高村では、第6期計画より村の実情に即した地域包括ケアシステムの充実を目標に進めています。地域包括支援センターを拠点として、介護サービス事業所や、地域の保健・医療・福祉関係機関、あったかふれあいセンター等との連携と情報共有を図り、サービスを必要とする高齢者の早期発見・対応から適切な支援、サービス提供を図るなど、地域をあげて高齢者を支える体制づくりを進めてきました。

今後、より一層進展する高齢化社会の中で、住み慣れた地域での生活を支える生活支援や介護予防、認知症施策などの取組を進めると共に、高齢者虐待防止等の権利擁護やヤングケアラーなど家族介護者への支援など複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築していきます。

包括的な支援体制図



日高村地域包括ケアシステム



3 高齢者等の将来推計

(1) 被保険者数の推計

人口推計は、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの9月末現在の住民基本台帳人口を実績人口として、コーホート変化率法により予測を行いました。

これによると、日高村の総人口は、令和3年(2021年)9月末現在の4,915人から減少を続け、計画期間最終年度の令和8年度(2026年度)には4,654人、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年度(2025年度)には4,721人になるものと推計されます。

このうち、介護保険第1号被保険者となる65歳以上人口は、令和3年(2021年)9月末現在の2,111人から令和6年度(2024年度)に2,047人、令和8年度(2026年度)には2,017人になるものと推計されます。

また、高齢化率は令和3年(2021年)9月末現在の43.0%から令和6年度(2024年度)には42.9%、令和8年度(2026年度)には43.3%に上昇するものと思われます。

年齢区分別人口の実績と推計

合計 年齢	実績値 第8期			推計値 第9期				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	2030年 令和12年	2040年 令和22年
40歳未満	1,353	1,337	1,330	1,322	1,294	1,278	1,202	998
40～64歳	1,451	1,421	1,420	1,404	1,385	1,359	1,313	1,204
65～69歳	436	405	386	360	345	325	286	278
70～74歳	540	542	498	466	428	418	334	257
75～79歳	387	384	414	426	468	486	389	252
80～84歳	280	310	331	352	354	341	416	268
85～89歳	247	250	233	231	234	237	297	287
90歳以上	221	216	215	212	213	210	205	273
第2号被保険者(再掲)	1,451	1,421	1,420	1,404	1,385	1,359	1,313	1,204
40歳以上合計(再掲)	3,562	3,528	3,497	3,451	3,427	3,376	3,240	2,819
総人口	4,915	4,865	4,827	4,773	4,721	4,654	4,442	3,817
65歳以上人口	2,111	2,107	2,077	2,047	2,042	2,017	1,927	1,615
高齢化率	43.0%	43.3%	43.0%	42.9%	43.3%	43.3%	43.4%	42.3%
75歳以上人口	1,135	1,160	1,193	1,221	1,269	1,274	1,307	1,080
後期高齢化率	23.1%	23.8%	24.7%	25.6%	26.9%	27.4%	29.4%	28.3%
後期高齢者割合	53.8%	55.1%	57.4%	59.6%	62.1%	63.2%	67.8%	66.9%

資料：住民基本台帳（令和3年(2021年)～令和5年(2023年)9月末現在）、日高村推計（令和6年(2024年)以降）

(2) 介護や支援の必要な人の今後の見通し

人口推計結果とこれまでの被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の出現率等から、令和6年度(2024年度)以降の推計を行いました。

その結果、要介護・要支援認定者数は、令和3年度(2021年度)9月末の369人から増加傾向が続き、計画期間最終年度の令和8年度(2026年度)で397人、令和12年度(2030年度)で416人に増加すると推計されます。

要介護度別の要介護・要支援認定者数の推計結果(人)

		実績値			推計値			
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)
第1号被保険者		366	376	357	387	390	391	410
要 介 護 度 別	要支援1	51	50	52	53	53	54	57
	要支援2	23	18	19	19	20	20	20
	要介護1	95	100	79	86	87	87	94
	要介護2	47	53	58	63	63	64	69
	要介護3	49	42	52	50	50	50	51
	要介護4	61	76	64	79	80	80	81
	要介護5	40	37	33	37	37	36	38
第2号被保険者		3	5	6	6	6	6	6
総 数		369	381	363	393	396	397	416

第4章 高齢者施策の推進

〔施策の体系〕

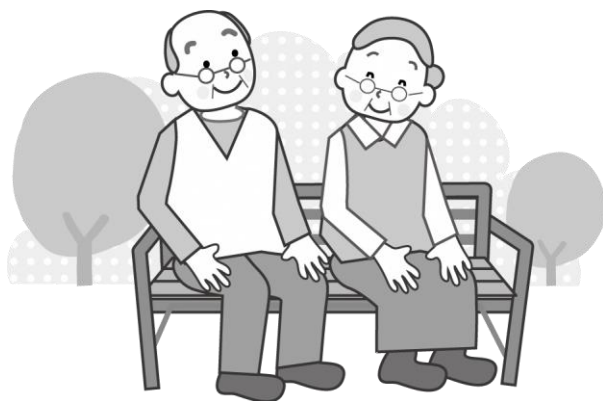
安全・安心で笑顔と希望あふれる村	1 いきいき健康づくり	(1) 健康づくりの推進
		(2) 介護予防活動の推進
		(3) 社会参加の促進
	2 みんなが安心して暮らせる村づくり	(1) 生活支援サービスの充実
		(2) 地域包括ケアシステムの充実
		(3) 南海トラフ地震等災害対策と感染症対策
	3 質の高い介護保険サービスが適切に提供できる体制づくり	(1) 介護保険サービスの基盤整備
		(2) 介護保険事業の適正化

1 いきいき健康づくり

【評価指標】

今回実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」で得られたデータから次の項目を評価指標とし第10期計画の策定時に検証を行います。

月1回以上、何らかの活動に参加している人の割合	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
①ボランティアのグループ	8.8%	向上
②スポーツ関係のグループやクラブ	10.5%	向上
③趣味関係のグループ	14.2%	向上
④学習・教養サークル	4.2%	向上
⑤介護予防のための通いの場	12.2%	向上
⑥老人クラブ	3.9%	向上
⑦町内会・自治会	5.6%	向上
⑧収入のある仕事	25.5%	向上



(1) 健康づくりの推進

健康は、すべての人にとって自分らしい暮らしを送る原点ともいえます。自らの身体状態について知り、一人ひとりが自分に必要な予防行動がとれるよう、各種健診の受診勧奨や、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防の啓発、生活習慣の改善に向けた支援を行います。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
1	健康づくりの推進	自らの身体状態を知り、健康づくり・介護予防活動につなぐ取組。 健康状態が不明な人の状態把握。	○特定健診・高齢者健診の受診勧奨。 ○健診等で配布・回収した基本チェックリストの結果と、状態に応じた啓発資料を個別に送付する。 ○健診受診状況・医療機関受診状況を基に、健康状態不明者リストを作成し、訪問等で状態を把握する。 ○通いの場で「後期高齢者質問票」を活用し、継続的に健康状態を把握する。
2	こころの健康づくりの推進	ストレスやうつ病などのこころの病について、正しい知識の普及を図るとともに、こころの健康づくりに関する情報提供や相談支援体制を充実させる。	○ストレスやうつ病等についての啓発を行う。 ○相談窓口を周知する。 ○医療機関や福祉保健所と連携した相談支援体制の充実を図る。

(2) 介護予防活動の推進

「人生100年時代」を見据え、住民自身が、介護予防の意義や効果を踏まえた上で、主体的な介護予防活動が継続できるよう支援します。いきいき百歳体操やあったかふれあいセンター等既存の活動が継続できるように支援するとともに、より多くの人が社会参加の場を持つことができるよう取り組んでいきます。また、栄養や運動等様々な健康活動に関する知識の普及に努めます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
3	介護予防把握事業	「基本チェックリスト」の送付・回収や、関係機関との連携を通じて介護予防が必要とみられる対象者を把握する。	○特定健診・後期高齢者健診・がん検診受診者、65歳到達者に基本チェックリストを配布・回収する。 ○あったかふれあいセンター、生活支援コーディネーター、小地域ネットワーク会議等関係機関と連携した情報把握。 ○活力測定を実施し、フレイルの恐れがある者を把握する。
4	介護予防に関する啓発	健康や介護予防に関する教室や講演会を実施。 基本的な知識の普及を行い、介護予防に関する関心を高め、実践につなげる。	○住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう食事や運動、口腔、服薬に関する講習会等を開催する ○いきいき百歳体操実施会場や集会所等でフレイル・ロコモティブシンドロームチェックの実施。 ○調理の習慣がない方向けの料理教室を開催する。
5	食生活の改善	後期高齢者で有病率が高い骨粗鬆症や、介護の原因疾患につながる生活習慣の改善に向けた食生活指導を実施する。	○生活習慣病や低栄養等について、管理栄養士による個別・集団栄養指導を実施する。 ○骨粗鬆症など疾患別の啓発を実施する。 ○高血圧・糖尿病治療食の配食サービスを実施する。
6	いきいき百歳体操の継続	住民主体の運動機能向上・社会参加の場である「いきいき百歳体操」が継続できるよう支援する。	○新たなリーダーの養成講座を実施する。 ○リハビリテーション専門職による体操の実施方法の確認、ポイント指導を実施する。 ○百歳体操の効果の評価や、参加者のモチベーション維持のため、体力測定（フレイルチェック等）を実施する。
7	地域ミニデイサービス	地域の集会所で行われる交流の場。個々の安否確認・近況確認も行っている。	○運動や栄養等健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。

No	取組名	事業概要	取組の内容
8	あったかふれあいセンターの充実	ふれあいサロン、サテライトサロンなど地域の拠点で開催される集いで、生きがいや交流・介護予防の場となっている。参加者に合わせた柔軟で多様な社会参加の場となるよう支援していく。	○住民が参加しやすい体制を整え、交流・介護予防・地域福祉の拠点としての機能を強化・拡充する。 ○ボランティアの活躍の機会・場を促進する。
9	高齢者健康センターの利用促進	高齢者の身体機能の改善や体力の向上を目的としたマシントレーニングができる施設の利用を促進し、主体的な介護予防を推進する。	○理学療法士によるマシンの設定、訓練方法に関する講習会を継続する。 ○ホームページや広報等による事業の周知を行う。
10	高齢者筋力向上トレーニング事業	運動機能の低下が疑われる高齢者に対して、マシントレーニング等を実施し、日常生活に必要な筋力やバランス機能の向上、ADL能力の向上をめざす。	○高齢者筋力向上トレーニング事業を実施する。 ○高齢者筋力向上トレーニング事業卒業後の自主トレーニング支援を実施する。

(3) 社会参加の促進

価値観の多様化により、今後はより一層、個々の意向に応じた多様な生きがい・社会参加ができる場づくりを推進していきます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
11	老人クラブ活動の支援	長年にわたって培われてきた知識・経験等を活かし、積極的な社会参加の場となる老人クラブの自主的な活動の支援を行う。	○クラブ活動の支援、若手会員による取組・研修の実施による担い手の育成・活性化を図る。
12	ボランティア活動に関する情報提供	経験・技能を持つ高齢者とそれを必要としている人・団体を結びつけるための支援を行う。	○関係機関と連携し、ボランティア活動に関する情報発信を行う。
13	就労関係機関との連携	働く意欲のある高齢者の就労を支援するため、シルバー人材センターやNPO法人等と連携し、高齢者の就労支援を行う。	○シルバー人材センターやNPO法人、社会福祉法人等と連携して、必要なマンパワー（知識・技術等）を確認して、高齢者に紹介する。 ○農福連携に取り組む。

2 みんなが安心して暮らせる村づくり

【評価指標】

今後、高齢化が一層進展する中においても、できる限り住み慣れた地域でその人が望む暮らしが継続できる体制づくりに努めます。その評価指標として次の2つの項目を設定し、第10期計画の策定時に検証を行います。

【在宅生活改善調査】 要介護2以下で過去1年の間に自宅等（サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームを除く）から居場所を変更した人数	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
	12人	減少

【居所変更実態調査】 施設・居住系サービスの看取率 ※ 看取率は、その施設での看取りを希望した事例数を分母とする。	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
特別養護老人ホームでの看取率	41.2%	100%
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	50%	100%



(1) 生活支援サービスの充実

地域で生活していく上では、日々の見守りや買い物・ゴミ出し等の家事支援など介護保険制度だけでは対応できない生活課題が多くあります。介護を必要とする方も、そうでない方も、だれもが安心して地域で生活していくために必要な生活支援サービスの充実に向けた取組を行います。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
14	緊急通報装置・安否確認装置の設置	ひとり暮らしの高齢者及び障害者等を対象に緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時に通報を受信することにより、地域の協力員や関係機関に連絡し、現状確認や迅速な対応を図る。 また、緊急時でない時も利用者の生活相談等を受け、定期的に連絡等による安否確認を行う。	○日常の相談を受け対応する。 ○緊急時の対応を行う。 ○設置後のアフターケアを行う。 ○状況に応じて協力員の更新をする。
15	移動支援	デマンドバス（村内で利用できる予約制の移動支援のバス）の実施。	○デマンドバスの継続。 ○多様な手段による移動支援を検討する。
16	買い物支援	移動手段がない人や、買い物ができない人に対して買い物支援を行う。	○物流等支援事業（買い物代行サービス）の継続。 ○大花地区から量販店までの移動支援の継続。 ○サテライトサロンにおける買い物支援。
17	家事支援	掃除やゴミ出し等の生活援助を行うことで、在宅生活を支援する。	○軽度生活援助事業の継続及び周知。 ○ゴミの分別やゴミ出しボランティアの養成・活動の促進。 ○要介護者を対象とした粗大ごみのゴミ出し支援。
18	食の確保の充実・推進	配食サービスや民間事業所の宅配サービス等による食の確保の推進。	○配食・宅食に関する情報発信。 ○会食等集い場における食の確保。 ○生活支援コーディネーターが、移動販売業者等と地域のニーズを繋ぐ。
19	入浴の場の提供	自力で入浴できる方であって、一人で入浴することが不安な方に対し、入浴の場の提供を行う。	○あったかふれあいセンター事業や老人憩いの家等での入浴の場の提供。
20	高齢者福祉サービスの周知	高齢者が利用できるサービスについて記載したリーフレットを配布、周知する。	○リーフレットの配布、ホームページ掲載等あらゆる媒体を通じて、高齢者福祉サービスの周知を行う。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、医療・介護など専門分野における支援の充実を図るとともに、保健事業と介護予防の一体実施や、日常生活を支えていく生活支援等の基盤整備に努めます。

また、日高村では小地域ネットワーク活動など、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域住民による見守りネットワークが構築しており、日々の声掛け見守り活動が充実しています。今後もこのつながりを活かし、ケアシステムの充実に努めます。

①在宅医療・介護連携を図る体制整備

疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が必要です。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
21	相談窓口の周知	村民の心身の健康の保持増進、生活の安定、保健・医療・福祉の向上に必要な支援を包括的に行い、各種サービス等の社会資源を有効に活用できるよう相談支援を行う。	○各種集いの場や広報・ホームページ等、あらゆる媒体による相談窓口の周知を行う。
22	在宅医療・介護の提供体制の整備	医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者等の増加を踏まえ、保健医療部局や県と連携し、医療・介護の提供体制を整備する。	○地域の医療機関等と協働して在宅医療の実施に係る体制整備に努める。 ○医療や介護・健康づくり部門等庁内関係部局の連携を密にし、日常の療養支援や急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発症時や災害時対応等様々な局面における在宅医療・介護の提供体制を構築する。
23	医療機関との連携強化	医療機関から在宅へのスムーズな移行をはじめ、在宅生活を営む上で必要な療養等について医療機関と在宅介護関係機関と連携する。	○医療機関に村の相談窓口、高齢者福祉サービスを周知する。 ○医療機関と適切な時期に必要な情報共有を行い、円滑な入退院支援・日常の療養支援を行う。 ○ICTを活用した情報共有を検討する。
24	在宅医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者に研修を行い多職種連携の実践について学びを深める。	○在宅医療・介護関係者を対象に、ニーズに応じた研修を実施する。
25	在宅医療・介護に関する啓発	村民に対し、在宅で利用できる医療・介護サービス等の啓発を行う。	○看取り等状態に応じて使える在宅医療・介護サービス・高齢者福祉サービスを周知する。 ○高齢者自身、高齢者を支える家族等が人生の終末を考えることができる場を提供する。

②多様な主体による生活支援の体制整備

単身者や高齢者のみの世帯の増加等に伴い生活支援の必要性が増しています。多様な主体が生活支援・介護予防サービスの体制整備によって、公的な福祉サービスだけでは解決が難しい生活課題に対応できるよう、高齢者の技術や経験を活かしながら、日高村社会福祉協議会や老人クラブ連合会、小地域ネットワーク、NPO法人民間事業所等、地域ぐるみでその人の暮らしを支援していきます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
26	多方面からの見守り体制の構築	従来の見守り支援ネットワークによる見守り体制に加えて、日中独居や複合的な課題をもつ世帯も対象とし、民間事業所等と連携した見守り体制を構築します。	○あったかふれあいセンターによる訪問や電話による状態確認。 ○見守り支援ネットワークによる見守り・新たなニーズの把握。 ○量販店や移動販売、ライフラインに関わる事業者と連携した安否確認の体制づくり。 ○警察、消防、郵便局、新聞配達会社、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の機関との情報共有。
27	ボランティアの育成、ボランティアセンターの機能充実	地域のニーズを把握し、ボランティアセンターの機能を強化する。また、支援を必要としている人へつなぐ仕組みをつくる。	○生活支援コーディネーターが地域のニーズと資源を把握し、見える化する。 ○上記を基に、必要な支援に関わるボランティアを養成する。 ○ベース会議（生活支援体制整備事業）において、情報共有・進捗管理を行い、ボランティア活動等を支援する。
28	庁内各課との連携	健康福祉課と他課との情報共有や連携体制を強化する。	○国民健康保険・後期高齢者医療保険部門や、水道、ゴミ、住宅担当等の担当部門と情報共有し、住民の生活課題の解決に取り組む。 ○集落活動センターが生活支援機能を担えるよう協働して取り組む。 ○地域通貨等を活用し、ボランティアポイント等の仕組みづくりを行う。
29	地域の関係者・関係機関との連携強化	社会福祉協議会（生活支援コーディネーター、あったかふれあいセンター、地域型在宅介護支援センターを含む）、民生委員・児童委員等との連携を強化し、支援を必要とする人々の地域での生活支援を強化する。	○月1回以上、日高村と社会福祉協議会とで実施している事業や高齢者等に関する情報共有、課題や支援の方向性についての協議・検討を継続する。 ○総合相談支援事業、ボランティアセンター事業、在宅介護支援センター事業、緊急通報事業など、生活支援に資する事業により適切な支援やサービスへつなぐ仕組みを継続する。

③重層的支援体制の整備

地域包括支援センターは、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担い、高齢者だけでなく、障害者、ひとり親家庭、ヤングケアラーやこれらが複合化したケースなどに対応できるよう生活困窮分野、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携を促進していきます。また、地域課題を施策につなげることで生活支援体制の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
30	重層的支援体制の整備	属性や世代を問わない包括的な相談支援を担い、高齢者だけではなく、障害者、ひとり親家庭、ヤングケアラー等複合化したケースなどに対応できる相談支援体制を構築する。	○生活困窮分野、障害分野や児童福祉と連携し、属性や世代を問わない包括的な相談支援の実施。 ○母子・教育部門と連携し、ヤングケアラーの把握・支援に取り組む。
31	個別課題・地域課題の把握・解決	多職種で個別ケースの支援を検討し個別改を把握する。 個別の課題から地域課題の把握を行い、それらを解決するべく必要なサービス等の社会資源を開発し、政策形成へとつなげる。	○地域ケア会議（個別会議）でテーマに応じた個別事例を検討する。 ○地域ケア推進会議やネットワーク支援者会で、個別課題の積み重ねから地域に共通する課題を把握し、地域課題解決に向けた検討・政策形成につなげる。

④認知症施策の推進 「認知症施策推進計画」

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解を深め、地域での見守り・支援体制の充実に努めるとともに、保健・医療等の関係機関と連携して、以下の4つの施策を基本に予防から重度の方への対応まで切れ目のない支援に取り組めます。

【基本施策】

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
32	認知症サポーターの養成、地域での活動支援	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成し、その後の活動を支援する。	○年に1回は、小学校や公的機関、一般企業等での認知症サポーター養成講座を開催する。
33	認知症に関する普及啓発	認知症に関する講演会や座談会等を開催し、認知症に関する正しい知識と理解の促進に努める。 認知症の症状等を啓発することによって、自覚・他覚症状の早期発見・早期受診につなげていく。	○認知症地域推進員が中心となり、講演会等を実施する。 ○認知症サポーター養成講座や啓発活動等で認知症の人本人の声を伝える。
34	相談窓口の周知	認知症の状態に応じて、いつ、どのようなサービスが利用することができるかを記載した認知症ケアパスを周知する。	○ホームページ等に認知症の相談窓口や認知症ケアパスを掲載する。 ○相談時に認知症ケアパスを活用する。
35	認知症のリスク要因の軽減	(予防) 認知症の原因となる脳血管性疾患等生活習慣病の予防を推進する。 住民自身が主体的にできる健康づくりや認知症予防を普及・啓発する。	○食事や運動、脱水症予防等、認知症予防に資する可能性のある活動を促進する。 ○集いの場への参加を促進する。
36	認知症初期集中支援チーム活動	複数の専門職が認知症と疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問してアセスメントや家族の支援など初期の支援を行う。	○認知症初期支援チーム員会議で、支援方法を検討する。 ○認知症初期支援チーム員会議で決定した支援策を、医療機関・介護事業所等と情報共有し実行する。
37	在宅医療・介護関係者の研修	認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供できるよう、地域の医療・介護関係者に研修を実施する。	○認知症への対応力向上のための研修を行う。 ※専門職向けの研修：年に1回

No	取組名	事業概要	取組の内容
38	認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が、認知症の人や家族を支援する為に関係者の連携強化や相談支援体制を構築します。	○相談対応。 ○認知症カフェを開催する。 ○認知症ケアパスを更新する。
39	認知症カフェの開催	(本人発信・介護者支援) 認知症の人とその家族や地域住民が気軽に集い、介護や医療の専門家に相談できる場である認知症カフェを開催する。	○認知症地域支援推進員が、関係機関と連携して認知症カフェを開催する。 ○認知症の人や家族のピア活動を支援する。 ○認知症の人や家族の思いを発信する。
40	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	認知症等により徘徊をする恐れのある高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見・保護できるよう、事前に情報を登録し、関係機関で共有する。	○ホームページや広報、小地域ネットワーク会議等で事業を周知する。 ○年1回は登録情報を更新し、役場・警察・消防で共有する。
41	個別支援の仕組み作り	認知症サポーター等と、認知症の人や家族の支援ニーズにあった具体的な支援の仕組みを構築する。	○認知症サポーターや認知症の人、家族の意向を確認した、個別支援のチームづくり。
42	権利擁護の取組の推進	認知症の人が、判断力の低下を理由に権利侵害を受けることがないように、権利擁護の取組を進めます。	○高齢者虐待・養護者支援に関する啓発を行う。 ○日常生活自立支援事業・成年後見制度の啓発を行う。 ○権利擁護を必要とする人の制度利用支援。
43	若年性認知症の実態把握	高齢者とは異なるニーズを持つ若年性認知症の方の実態を把握し、必要な支援につなげる。	○相談窓口を周知する。 ○関係機関や小地域ネットワーク会議等住民と連携を図り、若年性認知症の実態把握に取り組む。

⑤高齢者虐待防止対策と権利擁護の推進

認知症の高齢者の増加に伴って、高齢者虐待の防止や権利擁護の重要性が増しています。高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築をめざします。

また、判断能力の低下等によって意思決定や金銭管理ができない高齢者等の支援制度の周知を図り、必要な人が必要な支援に繋がる体制を整備していきます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組
44	広報・啓発	高齢者虐待の内容及び、虐待防止に関する制度、相談窓口を周知する。	○広報等で虐待の啓発を行う。 ○虐待相談窓口の周知を行う。 ○介護事業者等へ的高齢者虐待防止法等の周知 ○事業所における研修会の推進。
45	ネットワークの構築	虐待が疑われる状態の早期発見や、保健・医療・福祉サービスの介入、再発防止に向けたネットワークを構築する。	○民生委員・児童委員等地域の見守りの鍵となる人を対象に虐待の研修を実施する。 ○介護支援専門員、介護保険事業所、医療機関等との連携。 ○介護事業所の虐待防止検討委員会開催状況を確認する。
46	虐待対応の体制整備	虐待が疑われる事案が生じた際に、速やかに対応できる体制を整備する。	○措置を採る為の居室やマンパワーを確保する。 ○介護支援専門員、介護保険事業所、医療機関等との連携。 ○警察等関係行政機関等との連携。 ○弁護士や社会福祉士等専門家との連携。
47	養護者等の支援	やむを得ず虐待を行った養護者に対する支援。 再発防止への取組を行う。	○介護負担など虐待に至った要因の軽減による養護者の支援。 ○被虐待者との分離。 ○要介護施設等における適切な介護の教育研修やストレス対策の促進と適切な事業運営を求める。
48	要介護施設従事者等による虐待への対応	要介護施設従事者の虐待の防止。	○介護事業所の虐待防止検討委員会開催状況を確認する。 ○要介護施設等における教育研修やストレス対策、適切な事業運営を求める。

No	取組名	事業概要	取組
49	権利擁護事業体制の構築と充実	判断能力が不十分な認知症等の高齢者の権利を擁護するため、日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用など、必要な人に必要な支援が届く仕組みを構築する。	○日常生活自立支援事業、成年後見制度、相談窓口の周知を図る。 ○関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な事例のケース会議を開催する。 ○親族が成年後見開始の申立する場合の費用助成など、利用しやすい制度運用の検討。
50	消費者被害対策	消費被害を未然に防ぎ、また被害にあってもその自覚がない高齢者の早期発見・問題解決に向けた啓発や支援体制を構築する。	○消費者被害対策部署や関係機関との連携、情報共有を行う。 ○広報やＩＰ告知端末等を活用した注意喚起を行う。 ○各種集いにおける周知を行う。

⑥高齢者の居住の安定に係る施策の推進

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組
51	高齢者生活支援ハウス事業	高齢者に対して介護支援機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする高齢者向け住宅の事業。原則60歳以上の人で支援員による見守り、声かけや外部サービスの利用によって自立した生活ができる程度の人を対象とする。	○入居者の情報を定期的に共有し、必要な支援等について検討する。 ○各種会議等により入居対象者の把握を行う。

(3) 南海トラフ地震等災害対策と感染症対策

災害や感染症の発生時等に、支援が必要な高齢者や障害のある人などができるだけ安全に生活できるよう、関係機関で情報を共有するとともに、地域住民の協力・支援が得られる体制の維持・充実を図ります。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
52	避難行動要支援者台帳等の整備	災害時等に自力避難が困難と思われる人で、特に支援が必要と認められる人で地域での支援を希望し、情報提供することに同意を得た人を台帳に登録し、地域での個別支援計画を策定する。	○新規ケース・異動情報・策定済みの計画見直し等、随時更新し、個別支援計画策定の推進を図る。 ○個別支援計画策定後の訓練や災害時を想定した取組を実施する。
53	災害に対する備えの確認	介護事業所の災害に対する備えを促進する。	○介護事業所等の避難訓練の実施状況や物資の備蓄・調達状況、災害に関する計画を確認する。
54	福祉避難所の設置及び運営の充実	福祉避難所は、災害時に一般の避難所では生活が困難な高齢者等を受け入れる避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設等。社会福祉法人等と協定を締結し、福祉避難所として指定している。	○感染症対策も含めた開設運営訓練の実施。早期対応ができる体制を確保する。
55	感染症対策	感染症により、介護保険事業所等の業務がストップしないよう、日頃から感染症対策を徹底するとともに、広報による周知を行う。	○村民が正しい知識を持ち、予防行動がとれるよう広報・啓発を行う。 ○介護関係者が、日常における予防対策を徹底できるよう、感染対策マニュアルの確認等を行う。 ○保健・医療・危機管理部門等、関係機関と連携した対策を行う。
56	避難所等における感染症対策	避難所等での感染症の拡大を予防するために、必要な準備を行う。	○避難時の感染防止策の啓発を行う。 ○感染症対策をとった避難所運営訓練を実施する。
57	災害ボランティアセンターの機能強化	災害時にボランティア活動を円滑に進めるための拠点となる災害ボランティアセンターの設置・運営について、社会福祉協議会と連携・協力を図り、被災者の生活支援に早期につなげる。	○平時から相互に連携し、運営など災害時における連携・協力体制の確立を図る。 ○災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成を図る。

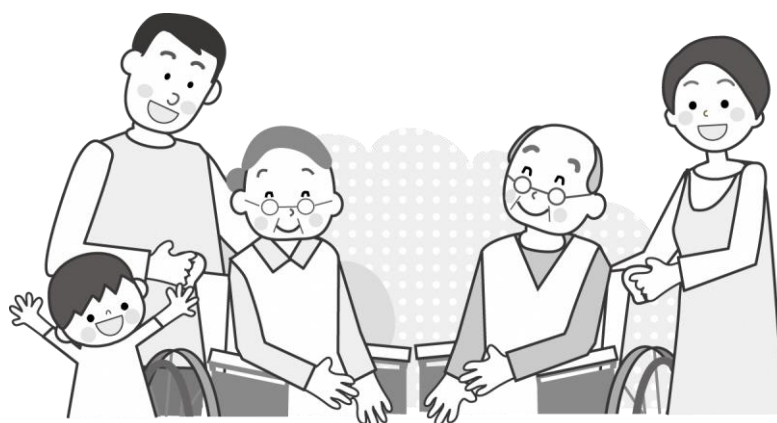
3 質の高い介護保険サービスが適切に提供できる体制づくり

【評価指標】

前計画期間で、介護度の維持割合において目標を達成できなかったことを踏まえ、自立支援・重度化防止や適正なサービス給付に取り組み、要介護度の軽減率及び維持率を算定し、評価指標とします。

また、自立支援・重度化防止の視点で重要であるリハビリテーションサービスの量・質の維持・向上に努めます。

指 標	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
対象年度中に更新申請をおこない、前回より要介護度が軽減した者の割合	18.2%	上昇 _{または} 維持
対象年度中に更新申請をおこない、前回の要介護度を維持した者の割合	45.3%	維持 _{または} 上昇



(1) 介護保険サービスの基盤整備

介護を必要とする状態になった時に、円滑にそのサービスを利用できるよう、介護保険サービスやその窓口に関する啓発を推進します。

また、利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、必要なサービス量を保ち、その質の向上を図っていきます。

①居宅介護（予防）サービスの充実

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
58	介護保険サービス等の充実	必要なサービスの提供ができているか把握し、必要に応じて充実を図る。	○提供されているサービスを把握する。 ○必要とされているサービスの把握及び検討をする。 ○将来的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護の増設の必要性を引き続き検討する。
59	介護人材確保	介護の人材を確保に向けた取組を行う。 また、介護人材の資質の向上や業務効率化の支援を行う。	○教育委員会、事業所と連携し、職場体験等をととして小中学生の介護現場への興味や理解を深める。 ○介護業務の効率化に向けた情報収集を行い、事業所にフィードバックする。 ○事業者向けに研修等を行い、介護人材の資質向上を図る。 ○外国人材の受け入れに向け支援する。
60	ICT・DXの活用	リアルタイムでの庁内外の関係機関等との情報共有を推進する。	○ICT機器や電子申請化等を活用し、事業の効率化を推進しながら安定したサービスを提供する。

(2) 介護保険事業の適正化

① 自立支援・重度化防止のための介護保険制度の周知と体制整備

介護保険制度の目的である自立支援・重度化防止が理解できるよう、あらゆる媒体で住民や事業者への周知に取り組みます。また、事業者が提供するサービス内容の把握に努め、事業者への支援・指導を実施し、提供されるサービスの質の向上に努めます。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
61	介護保険制度の周知	介護保険制度や保険料納付に対する理解を得られるよう周知や啓発を図る。	○介護保険制度の趣旨、理念、サービス内容、適切なサービス利用に関する周知を行う。 ○介護保険に関する相談窓口をあらゆる媒体を通じて周知する。
62	自立支援・重度化防止の観点によるサービスの質・量の確保	自立支援・重度化防止の視点で、介護保険事業者が提供するサービス内容を把握し、質・量の維持・向上に向けた取組を行う。	○実地指導を計画的に行うことにより質を確保する。 ○地域ケア会議・サービス担当者会議等を通じて事業者が提供するサービス内容を把握し、状態に応じた研修を実施する。 ○被保険者が利用するリハビリテーションサービスの量・提供事業者数、関わる利用率等を把握し、年1回以上、質の向上に向けた研修を実施する。
63	被保険者の不服や苦情への対応	利用者の疑問や不満、不安解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。	○窓口で受けた苦情の記録等、苦情対応への体制を整備する。 ○苦情の発生原因の分析と、必要に応じて対応への反映を行う。
64	事故報告に関するガイドラインの周知	管内の介護事業所において発生する事故の再発防止等を推進する。	○ガイドラインを管内介護事業所全体に周知する。 ○事故の内容や結果について、情報共有ができる仕組みをつくり、指針を決める。

②介護給付費適正化計画

受給者に適切なサービスを提供できる環境を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化に取り組みます。可能な限り不要な介護給付費の増加を抑制し、介護保険制度の運営の安定化を図ることが目的です。

【具体的な取組】

No	取組名	事業概要	取組の内容
65	要介護認定の適正化	要介護認定について、直営・委託、新規・更新・区分変更に関わりなくその調査内容に記入漏れがないか、整合性が取れているか事後点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。 また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差等や、認定調査項目別の選択状況についても全国の保険者と比較した分析等を行うことで傾向を数値的に把握する。	○書類点検 ・実施内容：要介護認定調査後の特記事項及び概況調査票を認定調査員テキストと照らし合わせながら点検し、記入漏れや明らかな選択誤りがないか等を確認する。 ・実施率：100% ○分析等 ・実施内容：認定支援ネットワークによる要介護認定業務分析データを確認し、合議体の傾向を把握する。必要であれば審査会委員にフィードバックする。 ・実施回数：年2回以上
66	ケアプラン点検	ケアプランの記載内容について「ケアプラン実施の手引き」をもとに書類点検及びヒアリングを行い、必要に応じてケアプランの再提出を求め、受給者により良いプランを提供できるよう努める。	○書類点検 ・実施内容：ケアプラン実施の手引きにおけるチェック表を用いて点検する。 ・実施回数：年1回 ・点検対象：要介護者のケアプランを扱う介護支援専門員1人につき1件とし、対象はケアプラン実施の手引きをもとに選定する。 ○ヒアリング ・実施内容：ケアプラン実施の手引きにおけるチェック表を用いて介護支援専門員に直接確認する方法で点検する。 ・実施回数：年1回 ・点検対象：1事業所につき1件とし、書類点検の後、事務局内でヒアリングを行いたいケースを選定する。

No	取組名	事業概要	取組の内容
67	住宅改修の点検	住宅改修費の申請を受けた際に、施工理由、施工場所、施工内容等の点検を行い、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修がないようにする。	○書類点検 ・実施内容：施工前は事前申請書を点検し、必要性があるか確認する。施工後は支給申請書を点検し、事前申請の通りに改修されているか確認する。 ・施工前実施率：100% ・施工後実施率：100% ○訪問調査 ・施工前後に関わらず、書類だけでは状況が把握できず現地を確認する必要がある場合などに実施する。
68	福祉用具購入・貸与の調査	福祉用具購入費の申請を受けた際に、購入理由の点検を行い、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な購入がないようにする。福祉用具の貸与については国民健康保険団体連合会の適正化情報を用いて、利用している福祉用具が受給者にとって適切なものか点検し、不適切なものがあれば指導する。	【福祉用具購入】 ○書類点検 ・実施内容：支給申請書を点検し、必要性があるか、過去に同一品目を購入していないか確認する。 ・購入後実施率：100% ○訪問調査 ・書類では支給の判断ができない場合などに実施する。 【福祉用具貸与】 ○書類点検 ・軽度者の貸与について、事前に理由書及び主治医からの医学的所見を介護支援専門員に提出してもらう。事前提出のない貸与があるかどうかは国民健康保険団体連合会適正化システム内の「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を点検して確認する。 ○訪問調査 ・書類点検の結果、現地を直接確認する必要がある場合などに実施する。

No	取組名	事業概要	取組の内容
69	縦覧点検・医療情報との突合	受給者に提供されたサービスの整合性・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、過誤等で是正する。	○書類点検 ・実施内容：国民健康保険団体連合会の適正化システム内の「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」、「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を点検し、事前に理由書等が提出されているか確認し、「居宅介護支援再請求等状況一覧表」を点検して記載通りの給付実績があるか確認する。その他の帳票、医療情報との突合等は国民健康保険団体連合会に委託する。 ・帳票点検率：100%
70	その他国民健康保険団体連合会適正化システムの活用	認定調査の際に確認された受給者の状況と、利用されているサービスに整合性があるか確認する	○データ点検 ・実施内容：国民健康保険団体連合会適正化システム内の「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」を点検し、必要に応じてサービス提供事業者等へ確認を行う、または相当する手段により適正化を進める。 ・帳票点検率：100%

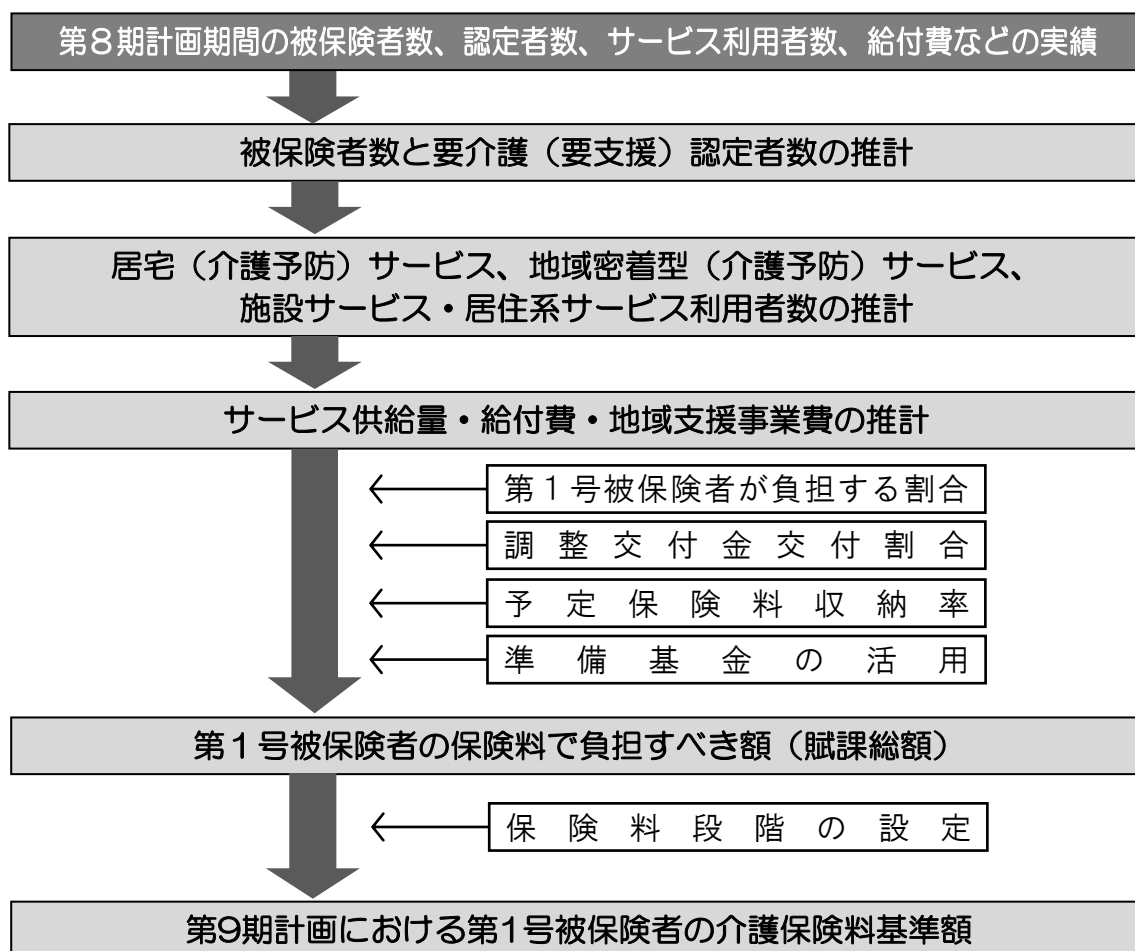
第5章 介護保険事業等の今後の見込み

1 事業量及び保険料推計の手順

第9期計画期間（令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)）における第1号被保険者の介護保険料については、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、以下の手順に沿って算出します。

その手順は、概ね、第8期計画期間（令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績に基づき、第9期計画期間に供給が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、次に、保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

サービス量・保険料推計の手順



2 サービス利用者数と給付費の見込み

(1) サービス利用者数

介護給付及び予防給付の利用者数の実績値と今後の見込みは、次のとおりです。

〔介護給付〕

(単位：人/月)

	第8期実績値			第9期推計値			第11期
	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)
居宅サービス							
訪問介護	53	48	42	45	46	46	52
訪問入浴介護	0	1	0	0	0	0	0
訪問看護	22	23	28	30	31	31	31
訪問リハビリテーション	2	1	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	15	15	15	19	20	20	19
通所介護	77	84	73	75	75	75	79
通所リハビリテーション	37	40	40	43	44	44	46
短期入所生活介護	28	26	22	19	19	19	19
短期入所療養介護	2	3	2	3	3	2	3
福祉用具貸与	105	112	111	119	120	121	126
特定福祉用具購入費	2	1	0	0	0	0	0
住宅改修費	2	1	1	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	4	4	4	6	6	6	6
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	11	4	5	6	6	6	6
認知症対応型通所介護	5	4	5	6	6	6	7
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	27	27	28	27	27	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）				0	0	0	0

	第8期実績値			第9期推計値			第11期
	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)
施設サービス							
介護老人福祉施設	43	45	47	49	49	49	48
介護老人保健施設	12	13	18	19	19	19	18
介護療養型医療施設	5	7	7				
介護医療院	9	9	8	15	15	15	16
居宅介護支援	153	158	144	149	150	150	163

〔予防給付〕

(単位：人/月)

	第8期実績値			第9期推計値			第11期
	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4	3	4	4	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	1	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	9	6	8	8	8	8	8
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	35	28	31	27	28	29	30
特定介護予防福祉用具購入費	1	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	2	1	0	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅支援	39	32	34	32	33	34	35

(2) サービス給付費の推計

①介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

サービスごとの介護給付費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)
介護給付費計 (A=a1+a2+a3+a4)	662, 844	666, 996	666, 749	1, 996, 589	679, 226
居宅サービス (a1)	234, 427	237, 886	237, 639	709, 952	384, 672
訪問介護	26, 691	27, 883	27, 950	82, 524	31, 598
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	20, 245	21, 273	21, 273	62, 791	20, 877
訪問リハビリテーション	1, 083	1, 084	1, 084	3, 251	1, 084
居宅療養管理指導	2, 368	2, 497	2, 497	7, 362	2, 371
通所介護	81, 509	81, 612	81, 612	244, 733	85, 513
通所リハビリテーション	46, 715	47, 517	47, 517	141, 749	49, 638
短期入所生活介護	23, 299	23, 328	23, 328	69, 955	23, 328
短期入所療養介護	1, 381	1, 383	948	3, 714	1, 383
福祉用具貸与	15, 468	15, 624	15, 745	46, 837	16, 195
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0
住宅改修費	2, 327	2, 327	2, 327	6, 981	2, 327
特定施設入居者生活介護	13, 341	13, 358	13, 358	40, 057	13, 358
地域密着型サービス (a2)	111, 662	111, 803	111, 803	335, 268	114, 044
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2, 591	2, 594	2, 594	7, 779	2, 594
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	10, 775	10, 789	10, 789	32, 353	10, 789
認知症対応型通所介護	12, 789	12, 805	12, 805	38, 399	15, 046
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	85, 507	85, 615	85, 615	256, 737	85, 615
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）	0	0	0	0	0
施設サービス (a3)	291, 957	292, 327	292, 327	876, 611	153, 394
介護老人福祉施設	154, 417	154, 613	154, 613	463, 647	15, 260
介護老人保健施設	65, 712	65, 795	65, 795	197, 302	62, 296
介護療養型医療施設					
介護医療院	71, 828	71, 919	71, 919	215, 666	75, 838
居宅介護支援 (a4)	24, 798	24, 980	24, 980	74, 758	27, 116

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

②予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

サービスごとの予防給付費は次のとおりです。

（単位：千円）	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)
予防給付費計（B=b1+b2+b3）	8,010	8,147	8,266	24,423	8,386
介護予防サービス（b1）	6,214	6,292	6,355	18,861	6,419
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	521	522	522	1,565	522
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	3,030	3,033	3,033	9,096	3,033
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,823	1,897	1,960	5,680	2,024
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	840	840	840	2,520	840
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス（b2）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援（b3）	1,796	1,855	1,911	5,562	1,967

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

3 第9期における介護保険料

(1) 介護保険事業費

①標準給付費見込額

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国保連合会への手数料の費用を加えて第9期計画期間の標準給付費を見込みます。

（単位：千円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
標準給付費見込額 (C=D+E)	712,962	718,083	717,486	729,452
保険給付費見込額 (D=d1+d2+d3+d4)	712,141	717,262	716,661	728,627
総給付費 (d1=A+B)	670,854	675,143	675,015	687,612
介護給付費 (A)	662,844	666,996	666,749	679,226
予防給付費 (B)	8,010	8,147	8,266	8,386
特定入所者介護サービス費等給付額 (d2)	21,764	22,234	21,957	21,624
高額介護サービス費等給付額 (d3)	16,655	17,017	16,806	16,508
高額医療合算介護サービス費等給付額 (d4)	2,868	2,868	2,883	2,883
算定対象審査支払手数料 (E)	821	821	825	825

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

②地域支援事業費

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）を行うための費用です。

（単位：千円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
地域支援事業費 (F=f1+f2+f3)	31,255	31,255	31,255	33,649
介護予防・日常生活支援総合事業費 (f1)	15,218	15,218	15,218	17,409
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 (f2)	12,603	12,603	12,603	12,657
包括的支援事業（社会保障充実分） (f3)	3,434	3,434	3,434	3,584

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(2) 保険料算定に必要な諸係数

①第1号被保険者が負担する割合

第9期計画期間における介護保険事業の各事業の財源構成は次のとおりです。

介護給付費の財源構成

内 訳		第8期		第9期	
		居宅介護給付	施設給付	居宅介護給付	施設給付
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%		23.0%	
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%		27.0%	
国	調整交付金	5.0%		5.0%	
	負担金	20.0%	15.0%	20.0%	15.0%
高知県	負担金	12.5%	17.5%	12.5%	17.5%
日高村	負担金	12.5%		12.5%	

地域支援事業の財源構成

内 訳		第8期		第9期	
		介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%	—	27.0%	—
国		25.0%	38.5%	25.0%	38.5%
高知県		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%
日高村		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%

②調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の総給付費の5%にあたる額を調整交付金として交付します。市町村間の財政力格差を調整するために交付されることから、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの調整交付金の交付割合を8.40%から8.60%と見込んでいます。

③財政安定化基金

財政安定化基金は、予想以上の保険料収納率の低下や給付費の増大などによって、市町村の介護保険財政が悪化することや、その不足額を補てんするために一般会計からの繰り入れを余儀なくされることのないよう、あらかじめ国・県・市町村が拠出して積み立てられた県の基金から必要額を借り受け、次期保険料の算定時にその償還のための費用を含め算定するようになっています。

④市町村特別給付費等

介護保険制度では、法定給付サービス以外に要介護・要支援認定者を対象とした市町村の独自サービスを実施すること（市町村特別給付）や、要介護・要支援認定を受けていない被保険者や介護者を対象とした市町村独自の保健福祉事業を実施することが認められています。

⑤予定保険料収納率

近年の収納状況を踏まえ、99.5%と見込みます。

⑥介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すこととなっています。

(3) 第1号被保険者の保険料

①第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

第9期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込みは約22億5,000万円となり、国や県の負担金、交付金、財政安定化基金償還金等の見込額の第9期計画期間における取り扱いなどを総合的に勘案して算出する3年間の賦課総額は約3億9,000万円と見込まれます。

また、令和12年度(2030年度)の介護保険総事業費は約7億6,000万円に達するものと予想されます。

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)
介護保険総事業費 (G=C+F)	744,217	749,338	748,742	2,242,297	763,101
標準給付費見込額 (C)	712,962	718,083	717,487	2,148,532	729,452
地域支援事業費見込額 (F)	31,255	31,255	31,255	93,765	33,649
第1号被保険者負担分相当額 (H=G*23%)	171,170	172,348	172,210	515,728	183,144
調整交付金相当額 (I=(C+f1)*5%)	36,409	36,665	36,635	109,709	37,343
調整交付金見込額 (J=(C+f1)*8.60%, 8.57%, 8.40%, 9.64%)	62,624	62,844	61,547	187,015	71,997
介護保険基金取崩額 (K)				39,450	0
財政安定化基金取崩による交付額 (L)				0	0
市町村特別給付費等 (M)	0	0	0	0	0
保険料収納必要額 (N=H+I-J-K-L+M)				390,356	151,360
予定保険料収納率(O)				99.5%	99.0%
賦課総額 (P=N/O)				392,318	

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

②保険料段階の設定

第9期計画期間における保険料段階を13段階に設定することとします。

③介護保険料基準額

①で算出した賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出します。

第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額である第5段階の保険料は月額5,800円（年額69,600円）となります。

第9期計画期間における第1号被保険者の 介護保険料基準額（第5段階）	月額5,800円	年額69,600円
---------------------------------------	----------	-----------



段階区分	対 象 者	介護保険料 の計算式	介護保険料 （年額）	介護保険料 （月額）
第1段階	○生活保護の受給者 ○村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.455 (0.285)	31,668円 (19,836円)	2,639円 (1,653円)
第2段階	○世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485)	47,676円 (33,756円)	3,973円 (2,813円)
第3段階	○世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.69 (0.685)	48,024円 (47,676円)	4,002円 (3,973円)
第4段階	○村民税課税世帯に属する本人村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	62,640円	5,220円
第5段階	○村民税課税世帯に属する本人村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	69,600円	5,800円
第6段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	83,520円	6,960円
第7段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	90,480円	7,540円
第8段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	104,400円	8,700円
第9段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	118,320円	9,860円
第10段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	132,240円	11,020円
第11段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	146,160円	12,180円
第12段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	160,080円	13,340円
第13段階	○本人が村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	167,040円	13,920円

※（ ）内の乗率、介護保険料は公費投入による低所得者の負担軽減後の率・金額となります。

（４）低所得者に対する配慮

介護保険料の徴収にあたり、災害や所得激減等の特別な理由により、保険料の支払いが困難になった場合に、保険料の減免ができることとなっています。

利用者負担については、国の制度にあわせて補足的給付を行い、所得に応じて負担上限額を一般の場合より低く設定したり（高額介護サービス費）、介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護等での居住費や滞在費、食費等の自己負担額の軽減を行っています（特定入所者介護サービス費）。また、引き続き「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」についても行っています。

また、災害や所得激減等の特別な理由により利用料負担が困難であると認められる人については、利用者負担の軽減措置を講じることとされており、引き続き国が実施している利用者負担の軽減措置にあわせて実施していきます。

第6章 計画の推進に向けて

（１）計画の進行管理

この計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性をもって推進するため、年度ごとに進捗状況等の点検・評価を行っていくとともに、村民やサービス事業者等の意見・要望・提案などの把握に努めます。また、庁内関係各課・担当の緊密な連携に努めます。

（２）関係機関との連携

日常生活に何らかの支援が必要な高齢者等に適切なサービスを迅速に提供するため、保健・医療・福祉など各分野の関係機関による緊密な連携と情報の共有に努め、施策・サービス等の総合的な調整、推進を図ります。

高齢者関係施策の円滑な推進に向け、国や県、関係機関との連携強化を図るとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、日高村だけで実施することが難しい施策、広域的な対応が望ましい施策について、近隣市町村とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

（３）専門従事者の育成・確保

県や近隣市町村、関係機関等との連携を通じて、高齢者の健康づくりや福祉に関わる各種資格者等の計画的養成を図るとともに、村民ならびに村外在住の出身者から有資格者の掘り起こしを図るなど、専門従事者の確保、資質の向上に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、専門従事者の連携の強化を図ります。

（４）財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、村においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し財政的措置を講じるよう要請していきます。また、あわせて、適正な利用者負担の設定等にも取り組みます。

資 料

○高齢者福祉計画・第9期日高村介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

	機関・団体名称等	氏 名
1	高知県中央西福祉保健所 所長	竹 村 朱 美
2	日高村議会 議長	尾 崎 政 廣
3	日高村議会 経済建設厚生常任委員長	大川内 慎 治
4	高知県立大学 特任教授	森 下 安 子
5	日高クリニック 院長	松 本 和 博
6	特別養護老人ホーム コスモスの里 施設長	井 上 章
7	土佐平成福祉会 施設長	吉 川 尚 秀
8	特定非営利活動法人 日高わのわ会 事務局長	安 岡 千 春
9	日高村老人クラブ連合会 会長	垣 内 陽 三
10	ほりおか薬局東店 薬剤師	堀 岡 広 稔
11	日高村社会福祉協議会 事務局長	浜 永 鈴 美
12	民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会 委員長	谷 脇 恵美子

(敬称略)

○高齢者福祉計画・第9期日高村介護保険事業計画策定委員会 開催経過

年	月 日	策 定 経 過
令和5年 (2023年)	8月24日	第1回高齢者福祉計画・第9期日高村介護保険事業計画策定委員会 ・第8期計画の振り返りについて ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果報告 ・在宅介護実態調査の集計結果報告 ・今後のスケジュール
	11月22日	第2回高齢者福祉計画・第9期日高村介護保険事業計画策定委員会 ・第9期介護保険事業計画の基本指針について ・日高村の現状と将来推計 ・介護給付費等の推計報告 ・高齢者施策について
令和6年 (2024年)	2月28日	第3回高齢者福祉計画・第9期日高村介護保険事業計画策定委員会 ・介護給付等の推計の決定について ・介護保険料見込額報告と協議（決定）について ・計画の素案について
	3月末	日高村高齢者福祉計画及び第9期日高村介護保険事業計画 策定

日高村高齢者福祉計画及び 第9期日高村介護保険事業計画

令和6年(2024年)3月

《編集・発行》	日高村 健康福祉課 〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷61番地1 電話 0889-24-5197
---------	---

